

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 平成 19 年 4 月 1 日
(第 3 期) 至 平成 20 年 3 月 31 日

株式会社三菱東京UFJ銀行

第3期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

	頁
第3期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【生産、受注及び販売の状況】	47
3 【対処すべき課題】	47
4 【事業等のリスク】	48
5 【経営上の重要な契約等】	58
6 【研究開発活動】	63
7 【財政状態及び経営成績の分析】	64
第3 【設備の状況】	74
1 【設備投資等の概要】	74
2 【主要な設備の状況】	75
3 【設備の新設、除却等の計画】	78
第4 【提出会社の状況】	79
1 【株式等の状況】	79
(1) 【株式の総数等】	79
(2) 【新株予約権等の状況】	89
(3) 【ライツプランの内容】	89
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	89
(5) 【所有者別状況】	90
(6) 【大株主の状況】	91
(7) 【議決権の状況】	92
(8) 【ストックオプション制度の内容】	92
2 【自己株式の取得等の状況】	93
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	93
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	93
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	93
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	93
3 【配当政策】	94
4 【株価の推移】	94
5 【役員の状況】	95
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	105
第5 【経理の状況】	115
1 【連結財務諸表等】	116
(1) 【連結財務諸表】	116
【連結貸借対照表】	116
【連結損益計算書】	118
【連結株主資本等変動計算書】	120
【連結キャッシュ・フロー計算書】	122
【連結附属明細表】	195
(2) 【その他】	196
2 【財務諸表等】	197
(1) 【財務諸表】	197
【貸借対照表】	197
【損益計算書】	200
【株主資本等変動計算書】	202
【附属明細表】	226
(2) 【主な資産及び負債の内容】	228
(3) 【その他】	228
第6 【提出会社の株式事務の概要】	229
第7 【提出会社の参考情報】	230
1 【提出会社の親会社等の情報】	230
2 【その他の参考情報】	230
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	232
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月27日

【事業年度】 第3期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
連結経常収益	百万円	2,045,260	2,113,517	2,931,816	4,879,528	5,083,631
連結経常利益	百万円	446,524	447,564	687,515	1,178,478	794,409
連結当期純利益	百万円	429,283	263,476	484,147	744,484	591,452
連結純資産額	百万円	3,253,670	3,644,039	6,774,059	8,890,555	7,985,225
連結総資産額	百万円	87,686,618	93,632,955	160,772,959	155,863,048	155,801,981
1株当たり純資産額	円	598.87	626.71	608.36	678.60	587.12
1株当たり当期純利益	円	84.17	51.01	77.02	73.40	56.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	75.10	71.66	56.79
自己資本比率	%	—	—	—	4.66	4.06
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.97	11.83	12.48	12.77	11.20
連結自己資本利益率	%	16.63	8.31	10.35	11.38	8.99
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,386,064	2,911,166	△4,595,900	△4,963,523	△3,732,540
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,130,851	△1,879,428	561,152	2,422,088	5,015,761
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△107,062	303,221	2,408	△347,870	△243,620
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	2,737,916	4,064,970	5,413,714	2,526,701	3,546,580
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	36,484	36,477	60,406	60,085 [5,940]	59,122 [7,363]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、平成15年度及び平成16年度は潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 8 当行は、平成18年1月1日に株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため、平成16年度までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期	第9期	第1期	第2期	第3期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	1,471,005	1,539,264	2,217,015	3,651,533	3,810,444
経常利益	百万円	290,221	338,983	562,892	834,549	567,287
当期純利益	百万円	359,754	227,486	450,799	669,298	550,985
資本金	百万円	871,973	996,973	996,973	996,973	996,973
発行済株式総数	千株	普通株式5,019,469 優先株式 81,400	普通株式5,019,469 第一種優先株式 81,400 第二種優先株式 100,000	普通株式9,822,054 第一回第二種優先株式 100,000 第一回第三種優先株式 27,000 第一回第四種優先株式 79,700 第一回第五種優先株式 150,000	普通株式 10,257,961 第一回第二種優先株式 100,000 第一回第三種優先株式 27,000 第一回第四種優先株式 79,700 第一回第五種優先株式 150,000	普通株式 10,257,961 第一回第二種優先株式 100,000 第一回第三種優先株式 27,000 第一回第四種優先株式 79,700 第一回第五種優先株式 150,000 第一回第六種優先株式 1,000
純資産額	百万円	3,142,236	3,507,135	6,605,581	7,021,917	6,099,871
総資産額	百万円	76,437,410	81,110,195	147,091,292	140,613,892	139,661,343
預金残高	百万円	51,819,415	53,192,258	101,092,544	100,276,681	101,861,554
貸出金残高	百万円	34,816,640	35,095,790	69,587,196	68,194,957	70,397,804
有価証券残高	百万円	20,766,910	22,802,738	42,159,651	40,705,727	33,191,095
1株当たり純資産額	円	576.69	599.45	591.25	654.67	564.23
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 33.79 (3.00) 優先株式 82.50 (41.25)	普通株式 36.24 (3.92) 第一種優先株式 82.50 (41.25) 第二種優先株式 6.42 (—)	普通株式 137.45 (124.89) 第一回第二種優先株式 60.00 (30.00) 第一回第三種優先株式 15.90 第一回第四種優先株式 18.60 第一回第五種優先株式 19.40	普通株式 46.32 (30.96) 第一回第二種優先株式 60.00 (30.00) 第一回第三種優先株式 15.90 (7.95)	普通株式 46.45 (28.83) 第一回第二種優先株式 60.00 (30.00) 第一回第三種優先株式 15.90 (7.95) 第一回第六種優先株式 80.68
1株当たり当期純利益	円	70.33	43.85	71.66	66.02	53.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	69.93	64.46	52.95
自己資本比率	%	—	—	—	4.99	4.36

回次		第8期	第9期	第1期	第2期	第3期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.18	12.21	13.28	13.15	11.44
自己資本利益率	%	14.48	7.44	9.96	10.57	8.70
配当性向	%	48.04	82.63	172.82	71.66	87.48
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	17,714	17,516	33,533	33,059	33,280 [3,946]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、第2期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

5 第1期の1株当たり中間配当額については、株式会社東京三菱銀行の第10期中間配当における1株当たりの配当額を記載しております。第1期の1株当たり配当額については、株式会社東京三菱銀行の第10期中間配当における1株当たりの配当額と株式会社三菱東京UFJ銀行の第1期期末配当における1株当たりの配当額の合計金額を記載しております。

6 第3期中間配当についての取締役会決議は平成19年11月21日に行いました。

7 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第8期及び第9期は潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

8 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

9 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。

なお、第1期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

10 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。

11 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

12 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおります。

13 当行は、平成18年1月1日に株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため、第9期までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、第1期については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行(第10期)、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

2 【沿革】

- 大正8年8月 株式会社三菱銀行設立（資本金5,000万円(うち払込3,000万円)、三菱合資会社銀行部の業務を継承し同年10月1日営業開始）
- 昭和4年5月 株式会社三菱銀行、株式会社森村銀行を買収
- 昭和8年12月 株式会社三和銀行設立（資本金10,720万円（うち払込7,220万円）、株式会社三十四銀行、株式会社山口銀行および株式会社鴻池銀行の3行合併による）
- 昭和15年10月 株式会社三菱銀行、株式会社金原銀行を買収
- 昭和16年6月 株式会社東海銀行設立（資本金3,760万円（うち払込2,725万円）、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行および株式会社伊藤銀行の3行合併による）
- 昭和17年4月 株式会社三菱銀行、株式会社東京中野銀行を買収
- 昭和18年4月 株式会社三菱銀行、株式会社第百銀行を合併
- 昭和20年5月 株式会社三和銀行、三和信託株式会社および株式会社大同銀行を合併
- 昭和20年9月 株式会社東海銀行、株式会社岡崎銀行、株式会社稲沢銀行および株式会社大野銀行の3行を合併
- 昭和20年10月 株式会社三和銀行、株式会社大和田銀行を合併
- 昭和21年12月 株式会社東京銀行設立（資本金5,000万円（全額払込）、横浜正金銀行から営業譲渡を受け翌年1月4日営業開始）
- 昭和23年10月 株式会社三菱銀行、商号を株式会社千代田銀行に変更
- 昭和28年7月 株式会社千代田銀行、株式会社三菱銀行の旧商号に復帰
- 昭和29年8月 株式会社東京銀行、外国為替銀行法に基づく外国為替専門銀行として新発足
- 昭和35年4月 株式会社三和銀行、信託業務を東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）に譲渡
- 平成3年10月 株式会社東海銀行、三和信用金庫を合併
- 平成4年10月 株式会社三和銀行、東洋信用金庫を合併
- 平成5年4月 株式会社三菱銀行、霞ヶ関信用組合を合併
- 平成8年4月 株式会社三菱銀行と株式会社東京銀行が合併し、株式会社東京三菱銀行となる
株式会社東京三菱銀行、バンク・オブ・カリフォルニアとユニオン・バンクを統合し、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニアおよびその持株会社ユニオンバンカル・コーポレーションとして新発足
- 平成13年4月 株式会社東京三菱銀行および日本信託銀行株式会社が、三菱信託銀行株式会社と共同して、株式移転により完全親会社である株式会社三菱東京フィナンシャル・グループを設立
株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社の3行が共同して、株式移転により完全親会社である株式会社UFJホールディングスを設立
- 平成14年1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行が合併し、株式会社UFJ銀行となる
- 平成17年7月 三菱証券株式会社、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの直接子会社となる
- 平成17年10月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループと株式会社UFJホールディングスが合併し、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとなる
日本信販株式会社と株式会社UFJカードが合併し、UFJニコス株式会社となる
- 平成18年1月 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行が合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となる
- 平成19年4月 UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードが合併し、三菱UFJニコス株式会社となる

3 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社165社(うち連結子会社165社)および関連会社48社(うち持分法適用会社47社、持分法非適用会社1社)で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、その他(リース業務、金融商品取引業務(証券業務)等)の金融サービスに係る事業を行っております。

事業の種類別セグメントに基づく事業系統図は以下のとおりです。

(平成20年3月31日現在)

○:連結子会社、◇:持分法適用関連会社



株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(親会社)

※三菱UFJ信託銀行株式会社(信託銀行業務)、三菱UFJ証券株式会社(証券業務)、三菱UFJリース株式会社(リース業務)は、MUFGグループの主な関係会社です。

- (注) 1 持分法適用関連会社に係る投資損益等は銀行業セグメントに計上されているため、上記事業系統図でも持分法適用関連会社は銀行業セグメントに記載しております。
- 2 三菱UFJニコス株式会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを完全親会社とする株式交換を、平成20年8月1日付で実施することを決定しております。これにより、同社および同社の子会社6社は当行の子会社ではなくなります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都千代田区	1,383,052	銀行持株会社	100.0 (0.0)	6 (6)	—	経営管理 預金取引 関係 金銭貸借 関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	—
(連結子会社) 三菱UFJニコス 株式会社	東京都文京区	109,312	クレジットカード業	47.2 (0.1)	1	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係	提出会社 に建物の 一部を 賃貸	ATM利用 提携 ローン 業務提携
株式会社泉州銀行	大阪府岸和田市	44,575	銀行業	68.0	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	ATM相互 開放 交換便 共同運営
株式会社 日本ビジネスリース	東京都中央区	10,000	リース業	89.7 (10.0)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	銀行代理 業務提携
カブドットコム証券 株式会社	東京都中央区	7,196	金融商品取引業	41.1	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	証券仲介 業務提携 銀行代理 業務提携
三菱UFJファクター 株式会社	東京都千代田区	2,080	ファクタリング業	82.6 (10.4)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	—
三菱UFJリサーチ &コンサルティング 株式会社	東京都港区	2,060	調査研究受託業 コンサルティング業	44.9 (19.9)	2	—	預金取引 関係 業務委託 関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	経営相談 業務 顧客紹介
エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式会社	東京都中野区	1,500	債権管理回収業	94.4 (18.5)	2	—	預金取引 関係 債権管理 回収業務 委託関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	—
東京合同ファイナンス 株式会社	東京都中央区	1,000	金銭貸付業	100.0	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係	—	—
エム・ユー・ビジネ ス・エンジニアリング 株式会社	東京都中央区	200	ソフト販売業	100.0	3	—	預金取引 関係 業務委託 関係	—	—
株式会社東京クレジ ットサービス	東京都千代田区	100	クレジットカード業	47.5 (42.5)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係 業務委託 関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	—
UnionBanCal Corporation	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市	千米ドル 157,670	銀行持株会社	65.4	5 (2)	—	—	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Trust Company	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 132,921	銀行業 信託業	100.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
BTMU Capital Corporation	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ボストン市	千米ドル 29	リース業	100.0	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	—
BTMU Leasing & Finance, Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	米ドル 110	リース業	100.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借	—
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Canada)	カナダ オンタリオ州 トロント市	千カナダドル 335,630	銀行業	100.0	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
Tokai Preferred Capital Company L. L. C.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	千米ドル 1,125,000	金銭貸付業	100.0 (100.0)	4	—	金銭貸借 関係	—	—
UFJ Preferred Capital 1 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	135,001	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	165,007	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 1 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	千米ドル 2,350,000	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 2 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	千ユーロ 790,000	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 3 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	120,007	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 5 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	千英ポンド 565,000	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 6 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	150,006	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Mexico), S. A.	メキシコ合衆国 メキシコ市	千メキシコペソ 410,000	銀行業	100.0 (99.0)	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
Banco de Tokyo-Mitsubishi UFJ Brasil S/A	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	千ブラジル レアル 186,911	銀行業	98.9	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Holland) N. V.	オランダ王国 アムステルダム市	千ユーロ 100,000	銀行業	100.0	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
BTMU Lease (Deutschland) GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	千ユーロ 515	リース業	95.0	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 リース取 引関係	提出会社 より建物の 一部を賃借 提出会社に 設備の一部 を賃貸	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Polska) S.A.	ポーランド共和国 ワルシャワ市	千ポーランド ズロチ 171,680	銀行業	100.0 (100.0)	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係 保証取引 関係	—	—
ZAO Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Eurasia)	ロシア連邦 モスクワ市	千ロシア ルーブル 2,917,913	銀行業	100.0	6	—	預金取引 関係 コルレス 関係 保証取引 関係	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (China), Ltd.	中華人民共和国 上海市	百万人民元 6,500	銀行業	100.0	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係 保証取引 関係 業務委託 関係	—	—
BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	千タイバツ 60,000	投資業	12.2 (2.2) [57.3]	1	—	預金取引 関係	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad	マレーシア クアラルンプール市	千マレーシア リンギット 200,000	銀行業	100.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
PT U Finance Indonesia	インドネシア共和国 ジャカルタ特別市	百万 インドネシア ルピア 163,000	消費者金融業 リース業	85.0 (20.0)	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
PT. BTMU-BRI Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ特別市	百万 インドネシア ルピア 55,000	消費者金融業 リース業	55.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
その他131社									

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(持分法適用関連会社) 株式会社中京銀行	名古屋市中区	31,844	銀行業	39.7 (0.0)	—	—	預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係	—	ATM相互開放
株式会社モビット	東京都新宿区	20,000	金銭貸付業 信用保証業	50.0	2	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	提出会社より建物の一部を賃借	ATM利用提携
株式会社岐阜銀行	岐阜県岐阜市	18,321	銀行業	21.4 (0.3)	—	—	預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係	—	ATM相互開放
株式会社ジャックス	北海道函館市	16,138	割賦販売斡旋業	20.3 (0.2)	—	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
株式会社 DCキャッシュワン	東京都中央区	14,341	クレジットカード業 金銭貸付業	30.0	1	—	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部を賃借	クレジットカード保証委託
モバイルネットバンク 設立調査株式会社	東京都港区	10,300	ネット銀行設立調査業	50.0	2	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
三菱UFJメリルリンチ P B証券株式会社	東京都中央区	8,000	金融商品取引業	40.0	1	—	預金取引関係	—	証券仲介業務提携
東銀リース株式会社	東京都中央区	5,050	リース業	17.5 (12.5) [7.4]	—	—	預金取引関係 金銭貸借関係 リース取引関係	提出会社より建物の一部を賃借	銀行代理業務提携
日本確定拠出年金 コンサルティング株式会社	東京都千代田区	4,000	確定拠出年金運営管理業	38.7	2	—	預金取引関係 事務委託関係	—	—
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区	2,950	ベンチャー投資業	26.9 (5.2)	2	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
株式会社大正銀行	大阪市中央区	2,689	銀行業	22.4 (3.0)	—	—	預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係	—	ATM相互開放 交換便共同運営
三菱UFJ個人財務 アドバイザーズ株式会社	東京都中央区	1,300	個人財産形成相談業	35.2 (0.7)	—	—	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部を賃借	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
三菱アセット・ブレインズ株式会社	東京都千代田区	480	投信評価業 投信委託業	25.0	—	—	預金取引 関係 業務委託 関係	—	—
株式会社ペイジェント	東京都渋谷区	400	決済処理・ 収納代行業	40.0	2	—	預金取引 関係	—	顧客紹介
日本住宅無尽株式会社	東京都台東区	80	無尽業	4.7 [37.6]	1	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.	スイス連邦 ジュネーブ市	千スイスフラン 65,000	銀行業 証券業	30.0	1	—	預金取引 関係	—	—
Nanjing International Leasing Co., Ltd.	中華人民共和国 南京市	千米ドル 5,000	リース業	12.5 [12.5]	1	—	—	—	—
Bangkok BTMU Limited	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 200,000	金銭貸付業	39.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 5,000	投資業	11.1 [29.8]	1	—	預金取引 関係	—	—
PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.	インドネシア共和国 バンドン市	百万 インドネシア ルピア 158,275	銀行業	20.0	4	—	—	—	—
その他27社									

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、三菱UFJニコス株式会社、Tokai Preferred Capital Company L.L.C.、UFJ Preferred Capital 1 Limited、BTMU Preferred Capital Limited、BTMU Preferred Capital 1 Limited、BTMU Preferred Capital 2 Limited、BTMU Preferred Capital 3 Limited、BTMU Preferred Capital 5 Limited、BTMU Preferred Capital 6 Limited であります。なお、Tokai Preferred Capital Company L.L.C. は、同社が発行する優先証券を平成20年6月30日付で全額償還することを決定しております。これにより、同社は当行の特定子会社ではなくなります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱UFJニコス株式会社、株式会社泉州銀行、カブドットコム証券株式会社、株式会社中京銀行、株式会社岐阜銀行、株式会社ジャックス、株式会社大正銀行であります。なお、このほか、連結子会社のJNS管理サービス株式会社が有価証券届出書を、持分法適用関連会社の三菱UFJ投信株式会社が有価証券報告書を、それぞれ提出しております。
- 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」または「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 4 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
- 5 三菱UFJニコス株式会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを完全親会社とする株式交換を、平成20年8月1日付で実施することを決定しております。これにより、同社および同社の子会社6社は当行の子会社ではなくなります。
- 6 モバイルネットバンク設立調査株式会社は、平成20年6月9日付で商号を「株式会社じぶん銀行」に変更いたしております。また、平成20年7月中旬にモバイル専門銀行としてお客さま向けサービスを開始する予定であります。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年3月31日現在

	銀行業	クレジットカード業	その他	合計
従業員数(人)	53,642 [6,099]	4,247 [1,226]	1,233 [38]	59,122 [7,363]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託4,278人、臨時従業員8,170人および派遣社員25,469人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33,280 [3,946]	37.6	14.9	8,268

- (注) 1 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託2,012人、臨時従業員4,563人および派遣社員14,603人を含んでおりません。
- 2 従業員数は、執行役員72人(うち、取締役兼務の執行役員12人)を含んでおりません。
- 3 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。なお、派遣社員の平均人員は15,065人であります。
- 4 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。
- 5 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 6 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は24,426人であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当連結会計年度の金融経済環境ですが、海外経済は、中国経済をはじめ新興国が高成長を続ける一方、米国経済が住宅バブルの崩壊やサブプライム問題を契機とする金融・資本市場の混乱から、年明け以降、後退色を強めたほか、欧州経済も減速基調が鮮明となるなど、米国を中心に先行きに対する不透明感が急速に強まりました。この間、わが国経済は、新興国向け輸出等が下支えとなり全体としては緩やかな減速に留まりましたが、個人消費が賃金の低迷等を背景に伸び悩んだほか、年度末にかけては、海外経済の後退懸念や原燃料価格の高騰等を受けて企業の景況感が急速に悪化し、企業業績の下振れ懸念も強まりました。また、消費者物価は原油高等を背景に年度末にかけて上昇幅を拡大させました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム危機への対処として昨秋以降、2.25%まで計3%引き下げられたほか、インフレ懸念の強いユーロ圏でも4.0%で据え置かれました。わが国では、日銀が政策金利を0.5%に維持しましたが、欧米の信用不安を背景に短期市場金利には幾分上昇圧力が掛かる場面もみられました。また、長期市場金利は夏場にかけていったん上昇しましたが、その後は振れを伴いながら低下傾向を辿りました。一方、円の対ドル相場は、サブプライム危機を受けた米国経済の後退懸念や利下げ観測を背景に円高が急ピッチで進みました。

こうした状況下、当行は、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFJG)、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社をはじめとするMUFJGグループ各社と協力して、“Quality for You”というMUFJGグループ共通の皆さまへのメッセージの下、「お客さま本位」と「質の充実」を追求してまいりました。主な成果は以下のとおりです。

まず、MUFJGグループとしてリテール・法人・受託財産を主要3事業と位置付け、それぞれの事業分野毎に設置した連結事業本部の下で、銀行・信託・証券という既存の業態の枠を超えて、お客さまのニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいりました。その結果、リテール分野では金融商品仲介業務や相続関連業務等、法人分野ではストラクチャードファイナンスやアセットファイナンス、アジアビジネス・欧州非日系貸出等で、また、受託財産分野では投信関連ビジネス等で実績を積み上げることができました。

このほか、「質の充実」をたゆまず追求し、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を実践すべく、「お客さまの声ハガキ」等でお寄せいただいたご意見をもとに、合併メリットを多くのお客さまに実感していただけるよう、提携先コンビニATM利用手数料を平日日中は無料といたしましたほか、店頭でのお待ち時間短縮に向けた改善策に積極的に取り組むなど、お客さまのご満足度向上に向けた努力を重ねてまいりました。また、金融面から環境保全に貢献するために環境融資の推進に注力いたしましたほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、内部管理態勢・コンプライアンス態勢面では、金融商品取引法の施行等も踏まえ、国内外の拠点において内部管理専担者を増強するなど、利用者保護・消費者重視のための態勢整備を進めてまいりました。

一方で、当行は、平成18年12月19日、米国監督当局より、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関して業務改善命令を受領いたしました。また、本邦では、平成19年2月15日、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。さらに、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年7月5日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。現在、業務改善計画の着実な履行等を通じて、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図っておりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、業務改善計画の骨子は第4〔提出会社の状況〕6〔コーポレート・ガバナンスの状況〕に記載しております。

このような経営環境の下、当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、当連結会計年度中610億円減少して、当連結会計年度末残高は155兆8,019億円となりました。主な内訳は、貸出金79兆3,631億円、有価証券33兆2,817億円、現金預け金9兆1,277億円となっております。負債の部につきましては、当連結会計年度中8,442億円増加して、当連結会計年度末残高は147兆8,167億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金114兆7,355億円となっております。

損益につきましては、経常収益は前連結会計年度比2,041億円増加して5兆836億円となり、経常費用は前連結会計年度比5,881億円増加して4兆2,892億円となりました。以上の結果、経常利益は前連結会計年度比3,840億円減少して7,944億円となり、当期純利益は前連結会計年度比1,530億円減少して5,914億円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 銀行業

経常収益は前連結会計年度比2,188億円増加して4兆4,618億円、経常利益は前連結会計年度比3,208億円減少して7,420億円となりました。

2 クレジットカード業

経常収益は前連結会計年度比174億円減少して4,727億円、経常利益は前連結会計年度比246億円減少して146億円の経常損失となりました。

3 その他

経常収益は前連結会計年度比237億円増加して2,207億円、経常利益は前連結会計年度比14億円減少して111億円となりました。

また、所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前連結会計年度比1,609億円増加して3兆7,925億円、経常利益は前連結会計年度比4,559億円減少して4,727億円となりました。

2 北米

経常収益は前連結会計年度比241億円増加して8,410億円、経常利益は前連結会計年度比85億円減少して1,382億円となりました。

3 中南米

経常収益は前連結会計年度比87億円増加して1,665億円、経常利益は前連結会計年度比104億円増加して524億円となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前連結会計年度比610億円増加して4,060億円、経常利益は前連結会計年度比86億円増加して259億円となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前連結会計年度比281億円減少して3,842億円、経常利益は前連結会計年度比63億円減少して686億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前連結会計年度比1兆2,309億円支出が減少して、3兆7,325億円の支出となる一方、投資活動においては、前連結会計年度比2兆5,936億円収入が増加して5兆157億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1,042億円支出が減少して、2,436億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度比1兆198億円増加して3兆5,465億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は11.20%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は2兆7,959億円で前年度比869億円の減益となりました。国内・海外の別では国内が2兆3,220億円で前年度比723億円の減益、海外が6,135億円で前年度比49億円の減益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,315,245	434,814	△30,258	1,719,800
	当連結会計年度	1,324,939	436,692	△40,556	1,721,075
うち資金運用収益	前連結会計年度	2,019,187	1,255,964	△190,177	3,084,974
	当連結会計年度	2,187,587	1,343,379	△219,764	3,311,202
うち資金調達費用	前連結会計年度	703,942	821,149	△159,918	1,365,173
	当連結会計年度	862,647	906,686	△179,208	1,590,126
役員取引等収支	前連結会計年度	761,521	137,547	△91,478	807,590
	当連結会計年度	714,290	127,593	△88,752	753,130
うち役員取引等収益	前連結会計年度	891,992	149,313	△131,843	909,462
	当連結会計年度	848,087	137,578	△125,563	860,102
うち役員取引等費用	前連結会計年度	130,471	11,765	△40,365	101,871
	当連結会計年度	133,797	9,985	△36,810	106,972
特定取引収支	前連結会計年度	134,607	10,905	△1,424	144,088
	当連結会計年度	212,636	9,502	△5,032	217,106
うち特定取引収益	前連結会計年度	134,607	11,163	△1,682	144,088
	当連結会計年度	212,637	11,491	△7,022	217,106
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	257	△257	—
	当連結会計年度	0	1,989	△1,990	—
その他業務収支	前連結会計年度	183,060	35,251	△6,936	211,375
	当連結会計年度	70,227	39,739	△5,332	104,635
うちその他業務収益	前連結会計年度	281,391	44,797	△14,104	312,084
	当連結会計年度	227,453	72,198	△21,340	278,310
うちその他業務費用	前連結会計年度	98,330	9,545	△7,168	100,708
	当連結会計年度	157,225	32,458	△16,008	173,675

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の資金運用勘定平均残高は前年度比 2 兆8,845億円減少して108兆5,692億円となりました。利回りは0.20%上昇して2.01%となり、受取利息合計は 2 兆1,875億円で前年度比 1,683億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年度比 3 兆1,685億円減少して109兆3,808億円となりました。利回りは0.16%上昇して0.78%となり、支払利息合計は8,626億円で前年度比 1,587億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	111,453,846	2,019,187	1.81
	当連結会計年度	108,569,274	2,187,587	2.01
うち貸出金	前連結会計年度	62,981,396	1,223,547	1.94
	当連結会計年度	61,137,698	1,306,144	2.13
うち有価証券	前連結会計年度	39,281,989	559,447	1.42
	当連結会計年度	35,373,737	601,136	1.69
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	697,571	7,596	1.08
	当連結会計年度	350,900	4,943	1.40
うち買現先勘定	前連結会計年度	21,696	35	0.16
	当連結会計年度	25,610	289	1.12
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,685,535	4,722	0.28
	当連結会計年度	2,786,673	16,236	0.58
うち預け金	前連結会計年度	2,656,583	76,756	2.88
	当連結会計年度	3,848,005	73,660	1.91
資金調達勘定	前連結会計年度	112,549,450	703,942	0.62
	当連結会計年度	109,380,891	862,647	0.78
うち預金	前連結会計年度	90,750,470	250,263	0.27
	当連結会計年度	90,830,106	369,821	0.40
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,281,330	10,900	0.25
	当連結会計年度	3,959,600	24,496	0.61
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,802,681	7,469	0.26
	当連結会計年度	2,084,689	14,194	0.68
うち売現先勘定	前連結会計年度	3,313,500	97,954	2.95
	当連結会計年度	3,187,982	113,466	3.55
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,608,065	13,501	0.51
	当連結会計年度	2,325,974	14,073	0.60
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	292,757	1,205	0.41
	当連結会計年度	397,435	3,757	0.94
うち借入金	前連結会計年度	7,248,384	168,869	2.32
	当連結会計年度	6,239,643	184,849	2.96

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

海外

海外における資金運用／調達の様子は次のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は前年度比1兆5,581億円増加して26兆6,140億円となりました。利回りは0.03%上昇して5.04%となり、受取利息合計は1兆3,433億円で前年度比874億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年度比2,981億円減少して22兆9,812億円となりました。利回りは0.41%上昇して3.94%となり、支払利息合計は9,066億円で前年度比855億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	25,055,920	1,255,964	5.01
	当連結会計年度	26,614,054	1,343,379	5.04
うち貸出金	前連結会計年度	17,297,396	903,180	5.22
	当連結会計年度	18,887,873	990,879	5.24
うち有価証券	前連結会計年度	1,887,158	87,275	4.62
	当連結会計年度	1,849,190	90,792	4.90
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	393,963	19,388	4.92
	当連結会計年度	386,155	17,164	4.44
うち買現先勘定	前連結会計年度	260,128	14,521	5.58
	当連結会計年度	236,209	13,036	5.51
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	72,511	4,127	5.69
	当連結会計年度	45,140	2,205	4.88
うち預け金	前連結会計年度	4,371,877	181,516	4.15
	当連結会計年度	4,030,818	166,601	4.13
資金調達勘定	前連結会計年度	23,279,352	821,149	3.52
	当連結会計年度	22,981,251	906,686	3.94
うち預金	前連結会計年度	15,115,006	447,059	2.95
	当連結会計年度	13,732,018	457,932	3.33
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,465,080	76,093	5.19
	当連結会計年度	1,941,487	102,497	5.27
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	330,446	16,715	5.05
	当連結会計年度	691,813	27,831	4.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	207,386	10,427	5.02
	当連結会計年度	269,448	11,725	4.35
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	330,056	13,918	4.21
	当連結会計年度	56,254	2,714	4.82
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	280,915	13,899	4.94
	当連結会計年度	260,350	13,319	5.11
うち借入金	前連結会計年度	528,261	23,588	4.46
	当連結会計年度	624,083	28,526	4.57

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	136,509,766	△6,649,334	129,860,431	3,275,151	△190,177	3,084,974	2.37
	当連結会計年度	135,183,328	△6,531,701	128,651,627	3,530,966	△219,764	3,311,202	2.57
うち貸出金	前連結会計年度	80,278,793	△3,665,274	76,613,518	2,126,727	△131,271	1,995,456	2.60
	当連結会計年度	80,025,571	△3,492,372	76,533,199	2,297,024	△143,212	2,153,811	2.81
うち有価証券	前連結会計年度	41,169,148	△1,475,394	39,693,754	646,723	△34,534	612,188	1.54
	当連結会計年度	37,222,928	△988,214	36,234,713	691,929	△41,127	650,802	1.79
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,091,535	△39,244	1,052,290	26,985	△1,350	25,634	2.43
	当連結会計年度	737,055	△52,696	684,359	22,108	△2,494	19,613	2.86
うち買現先勘定	前連結会計年度	281,825	—	281,825	14,556	—	14,556	5.16
	当連結会計年度	261,819	—	261,819	13,325	—	13,325	5.08
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	1,758,047	—	1,758,047	8,850	—	8,850	0.50
	当連結会計年度	2,831,814	—	2,831,814	18,442	—	18,442	0.65
うち預け金	前連結会計年度	7,028,460	△1,445,239	5,583,221	258,273	△22,214	236,058	4.22
	当連結会計年度	7,878,823	△1,958,814	5,920,009	240,261	△31,359	208,902	3.52
資金調達勘定	前連結会計年度	135,828,803	△5,366,005	130,462,798	1,525,092	△159,918	1,365,173	1.04
	当連結会計年度	132,362,143	△4,998,528	127,363,614	1,769,334	△179,208	1,590,126	1.24
うち預金	前連結会計年度	105,865,477	△922,866	104,942,610	697,322	△21,923	675,398	0.64
	当連結会計年度	104,562,124	△600,189	103,961,934	827,753	△19,612	808,141	0.77
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,746,411	△536,885	5,209,526	86,993	△644	86,348	1.65
	当連結会計年度	5,901,088	△612,665	5,288,422	126,994	△3,750	123,244	2.33
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	3,133,127	△23,024	3,110,102	24,184	△883	23,300	0.74
	当連結会計年度	2,776,502	△61,657	2,714,845	42,025	△7,550	34,475	1.26
うち売現先勘定	前連結会計年度	3,520,886	—	3,520,886	108,382	—	108,382	3.07
	当連結会計年度	3,457,430	—	3,457,430	125,191	—	125,191	3.62
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,938,121	—	2,938,121	27,420	—	27,420	0.93
	当連結会計年度	2,382,228	—	2,382,228	16,787	—	16,787	0.70
うちコマース ・ペーパー	前連結会計年度	573,673	△46,159	527,513	15,105	△406	14,699	2.78
	当連結会計年度	657,786	△37,323	620,462	17,076	△854	16,221	2.61
うち借入金	前連結会計年度	7,776,646	△3,789,265	3,987,381	192,458	△132,338	60,119	1.50
	当連結会計年度	6,863,727	△3,645,103	3,218,623	213,376	△143,558	69,817	2.16

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の役務取引は、役務取引等収益が8,480億円で前年度比439億円減収、役務取引等費用が1,337億円で前年度比33億円増加した結果、役務取引等収支では前年度比472億円減少して7,142億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が1,375億円で前年度比117億円減収、役務取引等費用が99億円で前年度比17億円減少した結果、役務取引等収支では前年度比99億円減少して1,275億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年度比544億円減少して7,531億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	891,992	149,313	131,843	909,462
	当連結会計年度	848,087	137,578	125,563	860,102
うち為替業務	前連結会計年度	166,518	17,754	107	184,165
	当連結会計年度	165,464	15,428	138	180,754
うちその他 商業銀行業務	前連結会計年度	245,626	107,041	11,321	341,345
	当連結会計年度	224,978	102,869	8,110	319,738
うち保証業務	前連結会計年度	124,908	9,471	27,032	107,347
	当連結会計年度	119,937	9,020	28,823	100,134
うち証券関連業務	前連結会計年度	45,586	3,794	51	49,329
	当連結会計年度	38,867	3,039	41	41,866
役務取引等費用	前連結会計年度	130,471	11,765	40,365	101,871
	当連結会計年度	133,797	9,985	36,810	106,972
うち為替業務	前連結会計年度	34,997	668	1,668	33,996
	当連結会計年度	35,247	322	78	35,492

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の特定取引収益が2,126億円の前年度比780億円増収、特定取引費用は0億円となった結果、特定取引収支では前年度比780億円増加して2,126億円となりました。海外の特定取引収益は114億円で前年度比3億円増収、特定取引費用は19億円で前年度比17億円増加した結果、特定取引収支では前年度比14億円減少して95億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年度比730億円増加して2,171億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	134,607	11,163	△1,682	144,088
	当連結会計年度	212,637	11,491	△7,022	217,106
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	3,527	3,149	63	6,740
	当連結会計年度	6,176	2,738	△0	8,915
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	704	△291	△3	410
	当連結会計年度	3,578	375	△4	3,949
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	119,072	8,304	△1,722	125,654
	当連結会計年度	181,762	8,377	△7,003	183,136
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	11,302	—	△19	11,282
	当連結会計年度	21,119	—	△13	21,105
特定取引費用	前連結会計年度	—	257	△257	—
	当連結会計年度	0	1,989	△1,990	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	0	—	△0	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	3	△3	—
	当連結会計年度	—	4	△4	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	235	△235	—
	当連結会計年度	—	1,971	△1,971	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	19	△19	—
	当連結会計年度	—	13	△13	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度末の国内の特定取引資産は前年度比6,599億円増加して4兆6,299億円、特定取引負債は前年度比4,920億円増加して1兆384億円となりました。海外の特定取引資産は前年度比553億円増加して2,514億円、特定取引負債は前年度比351億円増加して1,847億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	3,970,061	196,181	24,745	4,141,497
	当連結会計年度	4,629,991	251,497	85,761	4,795,728
うち商品有価証券	前連結会計年度	161,807	12,754		174,562
	当連結会計年度	520,987	29,138		550,126
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	256			256
	当連結会計年度	2,730			2,730
うち特定取引有価証券	前連結会計年度		15,678		15,678
	当連結会計年度		27,296		27,296
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	69			69
	当連結会計年度	165			165
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	700,824	160,289	3,500	857,613
	当連結会計年度	1,178,379	182,048	7,850	1,352,577
うちその他の特定取引 資産	前連結会計年度	3,107,103	7,458	21,244	3,093,316
	当連結会計年度	2,927,727	13,014	77,911	2,862,831
特定取引負債	前連結会計年度	546,405	149,630	2,220	693,816
	当連結会計年度	1,038,410	184,732	2,932	1,220,211
うち売付商品債券	前連結会計年度				
	当連結会計年度		131		131
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	86			86
	当連結会計年度	236			236
うち特定取引売付債券	前連結会計年度		6,049		6,049
	当連結会計年度		11,917		11,917
うち特定取引有価証券 派生商品	前連結会計年度	23	0		23
	当連結会計年度	250	33		283
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	546,295	141,981	2,220	686,056
	当連結会計年度	1,037,924	170,734	2,932	1,205,725
うちその他の特定取引 負債	前連結会計年度		1,600		1,600
	当連結会計年度		1,916		1,916

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	92,877,632	15,051,332	716,360	107,212,604
	当連結会計年度	93,167,119	17,010,974	766,421	109,411,671
うち流動性預金	前連結会計年度	58,159,940	6,168,485	227,943	64,100,482
	当連結会計年度	55,807,990	6,245,261	215,125	61,838,126
うち定期性預金	前連結会計年度	29,596,186	8,581,996	470,999	37,707,183
	当連結会計年度	31,456,877	10,339,717	544,554	41,252,040
うちその他	前連結会計年度	5,121,505	300,850	17,417	5,404,938
	当連結会計年度	5,902,251	425,995	6,741	6,321,505
譲渡性預金	前連結会計年度	4,050,943	1,914,576	596,000	5,369,519
	当連結会計年度	3,814,874	2,127,955	618,989	5,323,841
総合計	前連結会計年度	96,928,576	16,965,908	1,312,360	112,582,123
	当連結会計年度	96,981,993	19,138,930	1,385,410	114,735,513

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年3月31日		平成20年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	60,252,447	100.00	60,571,436	100.00
製造業	6,471,506	10.74	6,896,997	11.39
建設業	1,454,459	2.41	1,331,161	2.20
卸売・小売業	6,625,917	11.00	6,277,755	10.36
金融・保険業	4,406,768	7.27	4,234,446	6.99
不動産業	7,655,796	12.71	7,493,024	12.37
各種サービス業	5,412,470	8.98	5,554,944	9.17
その他	28,225,527	46.89	28,783,105	47.52
海外及び特別国際金融取引勘定分	15,368,788	100.00	18,791,669	100.00
政府等	262,887	1.71	244,336	1.30
金融機関	1,525,251	9.92	2,205,035	11.73
その他	13,580,649	88.37	16,342,297	86.97
合計	75,621,236		79,363,106	

(注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成19年3月31日	アルゼンチン	514
	その他(1カ国)	2
	合計	517
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成20年3月31日	アルゼンチン	450
	合計	450
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	19,938,706			19,938,706
	当連結会計年度	14,519,082			14,519,082
地方債	前連結会計年度	230,462			230,462
	当連結会計年度	197,743			197,743
社債	前連結会計年度	5,208,369			5,208,369
	当連結会計年度	4,796,105			4,796,105
株式	前連結会計年度	7,364,599	618	702,778	6,662,439
	当連結会計年度	5,750,836		747,198	5,003,637
その他の証券	前連結会計年度	7,337,252	2,296,653	700,453	8,933,451
	当連結会計年度	7,429,694	2,105,199	769,760	8,765,133
合計	前連結会計年度	40,079,391	2,297,271	1,403,232	40,973,430
	当連結会計年度	32,693,462	2,105,199	1,516,959	33,281,702

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,956,671	1,927,875	△28,795
経費(除く臨時処理分)	1,056,904	1,099,646	42,741
人件費	352,230	367,802	15,571
物件費	644,896	670,515	25,618
税金	59,777	61,328	1,551
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	899,766	828,229	△71,537
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	899,766	828,229	△71,537
うち債券関係損益	△350	58,911	59,262
臨時損益	△65,216	△260,942	△195,725
株式関係損益	93,895	△57,138	△151,034
与信関係費用	129,314	175,769	46,455
貸出金償却	114,843	163,173	48,329
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の与信関係費用	14,470	12,596	△1,874
その他臨時損益	△29,797	△28,033	1,763
経常利益	834,549	567,287	△267,262
特別損益	123,490	119,767	△3,723
うち償却債権取立益	92,173	30,685	△61,488
うち貸倒引当金戻入益	90,556	60,979	△29,577
うち減損損失	△12,291	△5,294	6,997
税引前当期純利益	958,040	687,054	△270,986
法人税、住民税及び事業税	15,184	23,917	8,733
還付法人税等	—	9,107	9,107
法人税等調整額	273,558	121,258	△152,299
当期純利益	669,298	550,985	△118,312

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	297,814	310,497	12,682
退職給付費用	16,531	△455	△16,987
福利厚生費	52,929	56,463	3,534
減価償却費	116,055	135,298	19,242
土地建物機械賃借料	92,543	85,755	△6,788
営繕費	5,620	6,762	1,142
消耗品費	13,960	15,809	1,849
給水光熱費	9,310	9,036	△273
旅費	6,155	6,959	804
通信費	21,374	22,479	1,104
広告宣伝費	10,433	14,979	4,546
租税公課	61,562	62,949	1,386
その他	380,154	412,870	32,716
合計	1,084,446	1,139,407	54,961

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.15	1.39	0.24
(イ) 貸出金利回	1.51	1.78	0.26
(ロ) 有価証券利回	0.80	1.01	0.21
(2) 資金調達原価	0.98	1.20	0.22
(イ) 預金等利回	0.10	0.25	0.15
(ロ) 外部負債利回	0.57	0.96	0.38
(3) 総資金利鞘	0.16	0.18	0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	14.25	13.13	△1.11
業務純益ベース	14.25	13.13	△1.11
当期純利益ベース	10.57	8.70	△1.87

(注)

$$ROE = \frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額})}{\left\{ \left(\frac{\text{期首純資産の部合計}}{\text{資本の部合計}} - \frac{\text{期首発行済優先株式数}}{\text{発行価額}} \right) + \left(\frac{\text{期末純資産の部合計}}{\text{発行価額}} - \frac{\text{期末発行済優先株式数}}{\text{発行価額}} \right) \right\}} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	100,276,681	101,861,554	1,584,873
預金(平残)	98,482,144	98,867,010	384,865
貸出金(末残)	68,194,957	70,397,804	2,202,846
貸出金(平残)	69,532,340	67,973,653	1,558,687

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	52,661,717	54,093,306	1,431,589
法人その他	38,099,566	36,913,734	1,185,831
合計	90,761,283	91,007,040	245,757

(注) 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	17,163,337	17,191,989	28,652
うち住宅ローン残高	16,051,849	16,233,203	181,354
うちその他ローン残高	1,111,488	958,786	152,701

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	38,911,759	38,895,949	15,810
総貸出金残高	百万円	58,358,487	58,532,587	174,100
中小企業等貸出金比率	/ %	66.67	66.45	0.22
中小企業等貸出先件数	件	2,303,891	2,225,773	78,118
総貸出先件数	件	2,310,039	2,231,384	78,655
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.73	99.74	0.01

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,944	57,166	1,580	48,708
信用状	37,033	2,067,679	32,966	1,930,122
保証	72,905	4,761,587	68,646	4,888,893
合計	111,882	6,886,433	103,192	6,867,725

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	441,448	1,031,528,805	455,385	1,128,221,565
	各地より受けた分	418,551	1,021,326,157	434,996	1,117,678,062
代金取立	各地へ向けた分	6,851	21,458,622	6,381	21,207,709
	各地より受けた分	5,928	13,348,222	7,198	35,665,278

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	1,816,622	1,844,713
	買入為替	411,214	615,669
被仕向為替	支払為替	2,735,768	3,204,000
	取立為替	163,142	185,034
合計		5,126,748	5,849,417

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	996,973
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	2,767,590	2,773,290
	利益剰余金	1,914,973	2,032,903
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	160,703	183,966
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	30,676	48,871
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,607,840	1,640,005
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,256,335	1,240,329
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	75,183	104,131
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	3,445	26,951
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	41,785	33,816
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	7,857
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	6,975,583	7,037,577
	繰延税金資産の控除金額()(注1)	-	-
計 (A)	6,975,583	7,037,577	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	1,015,335	955,329	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,089,216	233,721
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	197,212	190,404
	一般貸倒引当金	154,576	185,501
	適格引当金が期待損失額を上回る額	59,447	-
	負債性資本調達手段等	3,440,124	3,307,969
	うち永久劣後債務(注3)	503,311	467,326
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,936,812	2,840,642
	計	4,940,577	3,917,597
うち自己資本への算入額 (B)	4,940,577	3,917,597	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注5) (D)	314,202	344,111
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,601,958	10,611,064

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	71,398,435	73,484,236
	オフ・バランス取引等項目	14,292,123	15,927,249
	信用リスク・アセットの額 (F)	85,690,559	89,411,485
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	518,452	851,074
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	41,476	68,085
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	4,595,041	4,424,321
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	367,603	353,945
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	-	-
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	90,804,053	94,686,881	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		12.77%	11.20%
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		7.68%	7.43%

(注) 1. 平成19年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は166,386百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,092,675百万円であります。

また、平成20年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は670,820百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,407,515百万円であります。

2. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	996,973
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	2,767,590	2,773,290
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,437,658	1,538,037
	その他	1,260,649	1,243,971
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	160,703	183,966
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	41,785	33,816
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	21,975	56,984
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	6,428,452	6,467,549
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注1）	-	-
計 (A)	6,428,452	6,467,549	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注2）	1,015,335	955,329	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,082,896	245,465
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	197,212	190,404
	一般貸倒引当金	-	-
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	3,279,103	3,152,404
	うち永久劣後債務（注3）	503,311	467,326
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	2,775,791	2,685,077
	計	4,559,212	3,588,274
うち自己資本への算入額 (B)	4,559,212	3,588,274	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目（注5） (D)	309,630	380,010
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	10,678,034	9,675,813
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	64,266,755	65,437,271
	オフ・バランス取引等項目	12,161,687	14,081,582
	信用リスク・アセットの額 (F)	76,428,443	79,518,853
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	499,858	845,211
	（参考）マーケット・リスク相当額 (H)	39,988	67,616
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	4,250,857	4,144,481
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (J)	340,068	331,558
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	-	-
計（(F) + (G) + (I) + (K)） (L)	81,179,158	84,508,547	
単体自己資本比率（国際統一基準） = (E) / (L) × 100 (%)		13.15%	11.44%
（参考）Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		7.91%	7.65%

- (注) 1. 平成19年3月31日の繰延税金資産に相当する額は194,999百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,928,535百万円であります。
- また、平成20年3月31日の繰延税金資産に相当する額は693,629百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,293,509百万円であります。
2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
 3. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 4. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 5. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(国際統一基準)および単体自己資本比率(国際統一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社9社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりです。

	[1]
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成11年3月25日(注)
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月および1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という。)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 当行の海外特別目的会社であったSanwa Capital Finance 2 Limited(以下、「当初発行体」という。)がシリーズ2と同額の優先出資証券を発行した当初払込日を記載しております。なお、当初発行体は平成15年1月に旧株式会社UFJホールディングスの海外特別目的会社となりました。

[1]	
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	50億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成14年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月および1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という。)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[2]	
発行体	Tokai Preferred Capital Company L. L. C.
発行証券の種類	<p>配当非累積型優先証券 (以下、「本優先証券」という。)</p> <p>本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</p>
償還期限	<p>永久</p> <p>ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部又は一部を償還することができる。本優先証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
配当	<p>非累積型・固定配当</p> <p>ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</p>
発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)
払込日	平成10年3月26日
配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年6月末日と12月末日</p> <p>当該日が営業日でない場合は、直前の営業日とする。</p>
配当停止条件	<p>下記のいずれかに該当する場合、本優先証券に対する配当は停止され、停止された配当は累積しない(ただし、当行が発行体に対し配当支払を指示した場合、ならびに下記強制配当支払日に該当する場合を除く)。</p> <p>(1) 発行体の普通株主であるTokai Preferred Capital Holdings Inc. (当行100%子会社)が、発行体に配当停止を指示した場合</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合</p> <p>「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の連結自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p>
強制配当	<p>当行がある事業年度について配当を行った場合、発行体は当該事業年度の期末が属する暦年の12月、及び翌年の6月の配当支払日(強制配当支払日)に、満額配当を行われなければならない。</p>
残余財産分配請求優先額	1券面当たり1,000米ドル

(注) Tokai Preferred Capital Company L. L. C. の発行する優先証券につきましては、平成20年6月30日付で全額償還する予定となっております。

[3]	
発行体	BTMU Preferred Capital Limited
発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成17年8月24日
配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日)</p> <p>当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針</p> <p>(1) 一定の場合を除き、当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という。)に本優先出資証券に対する配当を行う。</p> <p>(2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部(当行の優先株式の減配割合と同じ割合)支払われない。</p> <p>配当可能金額の制限</p> <p>(1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。</p> <p>(a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。</p> <p>(b) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。</p> <p>(c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p> <p>(2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>

<p>配当停止条件</p>	<p>上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>
<p>残余財産分配請求優先額</p>	<p>1口当たり10,000,000円</p>

[4]	
発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000ドル)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度の末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成19年12月13日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,073	1,087
危険債権	5,755	5,103
要管理債権	4,743	3,463
正常債権	790,750	808,390

(注) 分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

ここ数年の金融規制改革の進展により、金融機関がご提供できる金融商品・サービスは格段に増加しております。このため、お客さまの様々な新しいニーズに的確かつ迅速に対応していくことは、金融機関の優劣を決する重要なポイントとなっています。当行は、MUF Gグループ各社と協力して、「グローバルな競争を勝ち抜く『世界屈指の総合金融グループ』を創造し、お客さまに最高水準の商品・サービスを提供する」ために、「お客さま本位」と「質の充実」をさらに追求してまいります。

具体的には、「貯蓄から投資へ」の流れやグローバル化の進展など、お客さまのニーズや経営環境の変化に即したビジネスモデルの確立に向けて、取り組んでまいります。即ち、リテールを中心に主要3事業（リテール・法人・受託財産）の収益性を向上させ、最適事業ポートフォリオの構築と資本活用による成長を図るとともに、システムの本格統合、コストコントロール、コンプライアンスに係る基盤を整備し、MUF Gブランドの維持・発展に取り組んでまいります。

また、経営統合の実現により、当行は資産規模やお取引先数など、極めて大きな規模を有する金融機関となりましたが、その責任の重さを十分に自覚した上で、経営統合の成果を最大限かつできるだけ早くお客さまや株主、そして社会の皆さまに還元していかなければならないと考えております。そのために、規模の大きさだけでなく、質の面でも「もっともサービスがよく、もっとも信頼され、もっとも地域密着で国際性のある金融グループ」、即ち“サービスNo.1”、“信頼度No.1”、“国際性No.1”の金融グループの実現に向けた取り組みも、継続的に推進してまいります。

“サービスNo.1”とは、当行の役職員一人ひとりが「金融サービス業のプロ」としての自覚を持ち、常にお客さまの立場に立って、お客さまに心からご満足いただけるサービスを徹底するという事です。営業拠点・本部・経営の各層が全員参加で、サービスの質の持続的な向上を追求してまいります。

“信頼度No.1”とは、財務の健全性を追求することはもちろん、コンプライアンス・情報セキュリティ管理の徹底や、社会貢献、地球環境問題への積極的な取り組みなどCSR（企業の社会的責任）重視の経営を一段と推進するという事です。これによって、社会の皆さまより確固たる信頼をいただき、お客さまに安心してお取引いただける金融機関を目指してまいります。

“国際性No.1”とは、本邦金融機関随一のグローバルネットワークを活かし、様々な国・地域特有の事情に精通した付加価値の高い情報や商品・サービスをお客さまにご提供するという事です。地域に密着しながらグローバルな視野で、世界中のお客さまのニーズに的確かつ迅速にお応えしてまいります。

なお、システムの本格統合につきましては、当行の社会的責任の重さを十分に踏まえ、安全・確実なシステム統合を実現するために鋭意準備を進めてまいりました。新システムへの移行に伴うリスクを極小化する観点から、新システムの稼働店舗を半年程度かけて徐々に増やす「店群移行方式」を採用し、平成20年5月には旧東京三菱銀行店舗の移行を実施、今後、旧UFJ銀行店舗の移行を平成20年7月から12月にかけて順次実施する予定です。平成20年5月の移行時に発生したシステムの一部不具合の反省も踏まえ、万全を期して準備を進めてまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

4 【事業等のリスク】

当行および当行グループ(以下、当行という。)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1 東京三菱銀行とUFJ銀行の合併に係るリスク

(1) 期待した統合効果を十分に発揮できない可能性

旧東京三菱銀行と旧UFJ銀行は平成18年1月1日に合併して以来、合併効果を最大限発揮するために最善の努力をいたしております。しかしながら、当初期待した合併効果を十分に発揮できないことにより、結果として当行の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

合併効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・当行の事業が適切に統合できず、経営効率が阻害される可能性。
- ・旧両行の国内外の支店および子会社ネットワーク、本部機構、情報・管理システム、お客さま向け商品およびサービスが適時または適切に統合できず、支店および子会社ネットワークならびに経営システムの利便性および効率性の計画通りの向上が妨げられる可能性。

なお、当行におけるシステムの本格統合については、平成20年中の完了を目指して順次新システムへの移行を実施しております。

- ・お客さま、従業員および戦略的パートナーとの関係の悪化。

(2) コスト削減による合併効果を達成できない可能性

当行のコスト削減目標は、重複する商品、サービス、営業店および本部機構の統合等を始めとするコスト削減策を実現できることを含む、多数の要因を前提としております。さらに、かかるコスト削減目標は、当行の業務、システムおよび人材を効果的に統合できることを前提としております。かかる前提が実現できない場合には、期待通りのコスト削減目標が実現できない可能性があります。

また、当行の合併に伴うサービス、商品、業務および情報システム、国内外拠点ならびに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性があります。これらのリスクが顕在化した場合には、当初期待したコスト削減目標が達成できず、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 収益増加による合併効果を達成できない可能性

当行は収益面における合併効果として、粗利益の増加を見込んでおりますが、合併後の貸出額等の調整に伴って発生した減収部分を将来に亘って回復できない可能性があります。また、合併後の、システム統合の遅延その他の要因によるサービス・商品開発の遅れ、お客さまとの関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における合併効果が実現できない可能性があり、かかる場合には、当行の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

2 当行のビジネス戦略が奏功しないリスク

当行は、収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施していますが、上記1で述べた合併に係るリスクの他、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、これら戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ・優良なお客さまへの貸出ボリュームの増大が進まないこと。

- ・既存の貸出についての利鞘拡大が進まないこと。
- ・競争状況または市場環境により、当行が目指している手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと。
- ・経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと。
- ・子会社および関連会社の事業統合や企業ブランドの変更に伴い、お客さまやビジネスチャンスを失うこと。
- ・合併によるシナジー効果や効率化施策の実現が、予想以上に時間を要することになり、お客さまの不満を招くこと。
- ・合併に伴うシステム本格統合への対応から、その他の様々なビジネス戦略へのシステム対応が困難になること。

3 業務範囲の拡大に伴うリスク

当行は、法令その他の条件の許す範囲内で、伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を広げてきております。また、当行は銀行業務以外の業務を営むMUF Gグループの有力企業と連携し、当該業務の強化を行っております。当行がこのような業務範囲を拡大していけばいくほど、新しくかつ複雑なリスクにさらされます。当行は、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか、または限定的な経験しか有していないことがあります。変動の大きい市場業務であれば、利益も期待できる反面、損失が発生するリスクも伴います。当該業務に対して、適切な内部統制システムおよびリスク管理システムを構築するとともに、リスクに見合った自己資本を有していなければ、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えます。また、当該業務に関する否定的な風評によって当行に対する信頼が低下するおそれもあります。さらに業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、または熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、当行の業務範囲拡大への取り組みが奏功しないおそれがあります。

4 規制変更のリスク

当行は、現時点の規制に従って、また、規制上のリスク(日本および当行が事業を営むその他の地域における、法律、規則、政策、実務慣行、解釈および財政政策の変更等の影響を含みます。)を伴って、業務を遂行しています。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政政策およびその他の政策の変更ならびにそれらによって発生する事態が、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

5 競争

近年、日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。さらに、日本の金融業界では大型統合が進んでおり、今後も様々な合従連衡が行われ、競争環境は益々厳しさを増す可能性があります。平成19年10月に郵政事業が民営化されたほか、平成20年10月には政策金融機関の統合・民営化が予定されており、一層の競争激化をもたらすと考えられます。当行が、こうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

6 不公正・不適正な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

当行は、現行の規制および規制に伴うコンプライアンス・リスク(当行が事業を営んでいる本邦および海外市場における法令、政策、自主規制等の変更による影響を含みます。)のもとで事業を行っております。当行のコンプライアンス・リスク管理態勢およびプログラムは、全ての法令規則に抵触することを完全に防止する効果を持たない可能性があります。

平成18年12月、当行は、サンフランシスコ連邦準備銀行、ニューヨーク連邦準備銀行およびニューヨーク州銀行局から、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関連して業務改善命令を受領し、当行の子会社であるBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company(三菱東京UFJ銀行信託会社)は、米国預金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネー・ローンダリング防止対応に関連して、業務改善命令を受領しました。

平成19年2月、当行はコンプライアンス管理上問題のある取引を行っていたという事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、また、平成19年6月には海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受けております。

平成19年9月、当行の子会社であるUnion Bank of California N.A.は、BSA/AML(銀行秘密法/マネー・ローンダリング防止法)管理態勢および手続の不備を理由に、米国通貨監督庁(OCC)より業務改善命令を受けるとともにOCCおよび米国金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN)に対して、民事制裁金100万米ドルを支払い、また、米国司法省(DOJ)と訴追延期合意書を締結し、21.6百万米ドルの課徴金を支払っております。

当行が適用ある法令および規則の全てを遵守できない場合、罰金、懲戒、評価の低下、業務停止命令、さらに極端な場合には業務についての許認可の取消しを受けることが考えられ、これにより当行の財政状態および経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。規制に関する事項はまた、当行が将来、戦略的な活動を実施する場面で当局の許認可を取得する際に悪影響を及ぼすおそれがあります。さらに、上記の業務改善命令等に対応した適切な改善措置が適時に実施されない場合、または追加調査によってもしくは改善措置の実施過程において上記事案について法令違反が発見された場合等には、追加の規制が課されるおそれがあります。

7 内部統制の構築等に係るリスク

当行は、グローバルな金融機関グループであるMUFGグループの一員として、その資産および業務を子会社・関連会社を含む連結ベースで適切に管理・運営する必要があり、有効な内部統制、コンプライアンス機能、および会計システムを有することが重要となります。また、当行は米国証券取引委員会に継続開示を行っていることから、2002年米国サーベンス・オクスリー法(いわゆる米国企業改革法)に基づき、平成19年度より米国基準に基づく財務報告に係る内部統制(以下「米国基準内部統制」という。)の構築、維持および運営を求められています。当行の経営陣は、同法に基づき、米国基準内部統制が有効に機能しているか否かを評価し、その結果を当該年度の米国における年次報告書において開示する必要があります。当行は、米国基準内部統制の整備中であった平成18年8月に、当行の監査人より、日本会計基準に基づく財務数値の米国会計基準に基づく財務数値への組替手続(修正仕訳)に関し、その時点において重大な欠陥が認められる旨の指摘を受けたため、法定の開示要求が未だ適用される前ではあったものの、平成17年度の米国における年次報告書においてその旨を開示いたしました。当行は、その後も継続的に米国基準内部統制の整備・改善に取り組み、平成19年3月末基準で当該指摘を受けた重大な欠陥を解消しました。

また、平成20年度からは、MUFGが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築、運用および評価を求められることから、当行は、MUFGの重要な子会社として、MUFGグループにおける統一の方針に従い、その構築、維持および運営を求められています。

当行が、子会社・関連会社を含めた連結ベースでの業務のモニタリングおよび管理のため、有効かつ適切な内部統制を設計・構築し維持していくには、不断の努力が必要です。当行は、連結ベースで適正な内部統制の構築を図り、健全なグループ経営に努めてまいりますが、平成20年度に旧東京三菱銀行および旧UFJ銀行のシステム完全統合が控えていることなどにより、このように構築した内部統制システムが、結果的に十分機能していなかったと評価されるおそれもあります。内部統制の構築・維持は容易ではなく、当行グループにおいて、より適切な内部統制システムを構築・維持していくには、経営資源の投入を少なからず要し、結果的に多大なコストを必要とする場合があります。

また、予期しない問題が発生した場合等において、想定外の損失、訴訟、政府当局による何らかの措置、処分が発生したり、当行の連結ベースの財務報告にかかる内部統制の評価に一定の限定を付したり、内部統制の重大な欠陥について報告したりすることなどを余儀なくされる可能性もあります。かかる事態が発生した場合、当行グループに対する市場の評価の低下等を通じ、当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

8 自己資本比率に関するリスク

(1) 自己資本比率規制および悪化要因

当行は、平成19年3月期より、自己資本比率に関する新しいバーゼル合意(バーゼルⅡ)に基づく規制が適用されております。当行は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率および単体自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められる国際統一基準(8%以上の維持)が適用されます。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。なお、当行の子会社であるUnionBanCal Corporation(米国銀行持株会社)およびその銀行子会社であるUnion Bank of California, N.A. (以下「UBOC」といい、両社をあわせて「UNBC」といいます。)についても米国において自己資本比率規制が適用されます。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・債務者および株式・債券の発行体の信用力の悪化に際して生じうるポートフォリオの変動による信用リスクアセットおよび期待損失の増加。
- ・不良債権の処分および債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関係費用の増加。
- ・有価証券ポートフォリオの価値の低下。
- ・自己資本比率の基準および算定方法の変更。
- ・繰延税金資産計上額の減額。
- ・当行の調達している劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることの困難。
- ・為替レートの不利益な変動。
- ・本項記載のその他の不利益な展開。

(2) 繰延税金資産

上記の告示において、自己資本比率算定の基礎となる自己資本(以下、(2)乃至(3)において「自己資本」といいます。)の基本的項目に算入することができる繰延税金資産に制限を設けることが規定されております。繰延税金資産の基本的項目への算入額がかかる制限に抵触する場合には、当行の自己資本比率が低下するおそれがあります。

現時点の本邦の会計基準では、ある一定の状況において、5年以内を実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められています。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。たとえ上記の告示により当行の自己資本に算入しうる繰延税金資産の額が影響を受けなくても、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(3) 劣後債務

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目および準補完的項目として一定限度で自己資本の額に算入することができます。これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借り換えることができないおそれがあります。かかる場合、当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

9 貸出業務に関するリスク

(1) 不良債権の状況

当行は、1990年代初頭から進んだ貸出債権等の劣化に対し、直近数年で、多額の不良債権を処理し、その水準を下げてきました。しかしながら、本邦の景気の動向、不動産価格および株価の変動、当行の貸出先の経営状況および世界の経済環境の変動等によっては、当行の不良債権および与信関係費用は再び増加するおそれがあり、その結果、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差入れられた担保の価値および経済全体に関する前提および見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提および見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。また、経済状態全般の悪化により、設定した前提および見積りを変更せざるを得なくなり、また、担保価値の下落、またはその他の予期せざる理由により、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(3) 業績不振企業の状況

当行の貸出先の中には業績不振の先が見られます。これらの企業の中には、法的手続または「私的整理に関するガイドライン」などに沿って行われる債権放棄を含めた任意整理により、再建を行っている企業もあります。

このことは、当行の不良債権問題に悪影響を与えてきました。景気の悪化や業界内の競争激化、他の債権者からの支援の打ち切りや縮小等により、再建が奏功しない場合には、これらの企業の倒産が新たに発生するおそれがあります。これらの企業の経営不振その他の問題が続いたり拡大する場合や当行による債権放棄を余儀なくされた場合には、当行の与信関係費用が増大し、当行の不良債権問題が悪化するおそれがあります。

(4) 貸出先への対応

当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合がありえます。

また、当行は、それが合理的と判断される場合には、貸出先に対して債権放棄または追加貸出や追加出資を行って支援をすることもありえます。かかる貸出先に対する支援を行った場合は、当行の貸出残高が大きく増加し、与信関係費用が増加する可能性や追加出資にかかる株価下落リスクが発生する可能性があります。

(5) 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

(6) 不良債権問題等に影響しうる他の要因

1990年代初頭より、日本の経済は、様々な要因(消費支出の低迷および日本企業の設備投資の減少を含みます。)により低迷し、その結果、多くの企業倒産およびいくつかの大手金融機関の破綻がありました。日本経済が、堅調に推移しない場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

原油や鉄鋼等の原材料の高騰などによる仕入れや輸送等のコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

本邦の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社および保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化およびその他の財務上の問題が引続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性も払拭できません。こうした本邦金融機関の財政的困難が長引くと、金融機関の流動性および支払能力に問題が生じるおそれもあり、以下の理由により当行に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切るまたは減少させるかもしれません。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当行の不良債権の増加を招くかもしれません。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当行が参加を要請されるおそれがあります。
- ・当行は、一部金融機関の株式を保有しております。
- ・政府が経営を支配する金融機関の資本増強や、収益拡大等のために、規制上、税務上、資金調達上またはその他の特典を当該金融機関に供与するような事態が生じた場合、当行は競争上の不利益を被るかもしれません。
- ・預金保険の基金が不十分であることが判明した場合、預金保険の保険料が引き上げられるおそれがあります。
- ・金融機関の破綻または政府による金融機関の経営権取得により、金融機関に対する預金者の信認が一般的に低下する、または金融機関を取巻く全般的環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・銀行業に対する否定的・懐疑的なマスコミ報道(内容の真偽、当否を問いません。)により当行の風評、信任等が低下するおそれがあります。

近年、米国においては、有力企業の倒産申立が多数あり、また、過去の詐欺行為を含む不正な会計処理があったことが報道されたため、企業、特に上場企業に関する信頼性の失墜問題が生じました。かかる事態およびそれに対する米国の監督機関の対応に対処するため、米国企業の監査人および経営陣は、より網羅的かつ保守的に財務諸表の精査を行うようになってきております。さらに、日本国内においても上場企業による粉飾決算等の不祥事が報道されており、こうした中で、米国、日本国内またはその他の国で、さらなる不正会計処理やその他の企業統治に関わる問題の存在が明らかとなることにより、企業の信頼性が失墜し、これをきっかけに厳しい事態に追い込まれる企業が増加する可能性があります。かかる事態に当行の貸出先が直接に巻き込まれ、または間接的にその貸出先の信用力に悪影響が及んだ場合、当行の与信関係費用が増加する可能性があるなど、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

10 消費者金融業務に関するリスク

当行は、消費者金融業者に対する貸出金および消費者金融業者の株式を保有しております。消費者金融業に関しては近時、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正により、消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられたこと、また「貸金業の規制等に関する法律」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解する判例が出され、これに伴い過払利息の返還を求める訴訟が増加していることなど、業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。これらを含む要因により、消費者金融業に従事する当行の子会社や関連会社等、または消費者金融業を営む当行の貸出先が悪影響を受けた場合、当行の消費者金融業者に対する貸出金および当行が保有する消費者金融業者の株式の価値が毀損する可能性があります。また、上記法改正や法解釈の変更により、当行に関連する消費者金融業者に対する社会的イメージが悪化した場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11 株式ポートフォリオ

(1) 株価下落のリスク

当行は市場性のある株式を大量に保有しております。今後大幅に株価が下落した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くおそれがあります。

(2) 保有株式処分に関するリスク

下げ圧力が強まるリスク

本邦の金融機関の多くは、従来、取引先の株式を多量に保有してきました。しかしながら、近年は、当行を含む本邦の金融機関は、平成13年11月に施行された銀行株式保有制限法に対応すること、リスクアセットを減らして自己資本比率の維持向上を図ること、株価下落による業績への影響を小さくすること等を目的として、大量の株式を売却してきました。最近では、かかる大量売却の動きは反転または沈静化した模様ですが、今後再び、こうした本邦金融機関による株式売却が行われる場合、株式市場の需給悪化を引き起こし、株価下落につながるおそれがあります。また、当行は、同法を遵守する必要があることに加え、財務上およびリスク管理上の観点から、たとえ下落した価格であっても、保有する株式を売却せざるを得なくなるおそれもあります。

取引先との関係を悪化させるリスク

当行の保有する株式の多くは、取引先との間の良好な関係を構築または維持するために保有されてきましたので、当行が株式売却を行った場合、取引先との関係に悪影響を及ぼすおそれがあります。

12 トレーディング・投資活動に伴うリスク

当行は、デリバティブを含む様々な金融商品を取り扱う広範なトレーディング業務および投資活動を行っております。従って、当行の財政状態および経営成績は、かかる活動に伴うリスクにさらされております。かかるリスクとしては、特に、内外金利、為替レート、株価および債券の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合、当行の保有する大量の国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼし、また、円高となった場合、当行の外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、売却損や評価損が発生する可能性があります。当行では、このような内外金利、為替レート、有価証券等の様々な市場の変動により損失が発生するリスクを市場リスクとして管理しており、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定した市場リスク量を指し、以下「VaR」といいます。)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っております。

当行の当連結会計年度におけるデリバティブ取引を含むトレーディング業務、およびバンキング業務のVaRによる市場リスク量を示すと以下のとおりです。

○ トレーディング業務のVaR(平成19年4月～平成20年3月)

(単位:億円)

	日次平均	最大	最小	期末日
全体	62.2	107.9	30.8	56.1
金利	45.6	96.4	15.2	51.1
うち円	33.8	89.6	6.4	45.4
ドル	14.6	40.5	5.1	8.2
外国為替	25.7	74.5	5.2	12.8
株式	0.0	0.7	0.0	0.5
コモディティ	—	—	—	—
分散効果(△)	9.2	—	—	8.4

(算出の前提)

ヒストリカル・シミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリーごとの実現日と全体の実現日は異なります。

○ バンキング業務のVaR

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	期末日
金利全体	1,427	1,792	1,091	1,717
うち円	800	1,050	566	931
ドル	644	930	410	757
ユーロ	139	174	103	150
株式	608	739	445	577
全体	1,680	2,088	1,304	2,024

(算出の前提)

ヒストリカル・シミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリーごとの実現日と全体の実現日は異なります。

株式リスク量には、政策投資株式は含まれていません。

13 当行の格付低下等に伴う資金流動性等の悪化リスク

- (1) 格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、当行のトレジャリー業務およびその他の業務は悪影響を受けるおそれがあります。当行の格付けが引き下げられた場合、当行のトレジャリー業務は、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなる、あるいは一定の取引を行うことができなくなるおそれがあり、加えて当行の資本・資金調達にも悪影響を及ぼすことがあります。かかる事態が生じた場合には、当行のトレジャリー業務および他の業務の収益性に悪影響を与え、当行の財政状態および経営成績にも悪影響を与えます。
- (2) 資産内容に関する懸念およびいくつかの本邦の大手金融機関の破綻により、外国金融機関は、過去に、インターバンク市場における短期借入れに関して、本邦の金融機関に追加のリスク・プレミアムを課したことがあります。また、本邦の銀行に対する与信額(銀行間預金を含みます。)に制限を設けたこともあります。当行を含む本邦の銀行およびその他の金融機関の財政状態が悪化した場合は、国際市場は、当行にリスク・プレミアムを課し、または与信限度額を設定するおそれがあります。かかる与信に関する制限が生じた場合には、当行は、資金調達費用の増加および収益性の低下等の影響を受けることになります。

14 米国のサブプライムローン問題等に関するリスク

米国を中心としたサブプライムローン問題等が悪化することにより、当行の一部の投資ポートフォリオや貸出が悪影響を受けるリスクがあります。例えば、当行が保有する証券化商品を含む有価証券の市場価格が更に下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当行の貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券の市場価格下落や信用収縮の動きが市場全体に拡大した場合には、資金市場が収縮し、国内外の金融機関において資金繰り悪化や破綻等の問題が生じる可能性もあります。かかる問題が現実化した場合には、これらの金融機関との間の取引により当行が損失を被り、当行の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。また、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当行への悪影響がさらに深刻化する可能性があります。

15 UNBCに関するリスク

当行の重要な子会社であるUNBC(米国カリフォルニア州所在)の事業または経営が悪化した場合、当行の財政状態および経営成績は悪影響を受けます。UNBCの財政状態および経営成績に悪影響を与える要因には、米国カリフォルニア州の景気の悪化、カリフォルニア州における銀行間の熾烈な競争、米国経済の不確実性、米国金融制度上の制約、訴訟に伴う損失、貸出先の格付け低下および株価の低下、およびその結果生じる可能性のある企業の倒産等、ならびにUNBCおよびその子会社の内部統制および法令遵守態勢の不備に起因する費用の発生等が含まれます。

16 アジアおよび中南米等地域諸国のリスクへのエクスポージャー

当行は支店や子会社のネットワークを通じてアジアおよび中南米地域でも活動を行っており、これら地域の国々に関する様々な信用リスクおよび市場リスクにさらされております。アジアおよび中南米地域の通貨が下落した場合、アジアおよび中南米地域における当行の貸出先の信用に悪影響が及ぶおそれがあります。当行のアジアおよび中南米地域の貸出先への貸付の多くは円、米ドルまたはその他の外国通貨建てです。かかる貸出先は、現地通貨の為替変動に対してヘッジをしていないことが多いため、現地通貨が下落すれば、当行を含めた貸出人に債務を弁済することが困難となるおそれがあります。さらに、一部のアジアおよび中南米地域諸国は、国内金利を引き上げて、自国通貨の価値を支えようとする場合もあります。そうなった場合、貸出先は国内の債務を弁済するためにさらに多くの経営資源を投入せざるを得なくなり、当行を含めた外国の貸出人に対して債務を弁済する能力に悪影響が及ぶおそれがあります。さらに、かかる事態またはこれに関連して信用収縮が生じれば、対象の国の経済に悪影響を与え、当該国の貸出先および銀行の信用がさらに悪化し、当行に損失を生じさせるおそれがあります。

また、当行はアジアおよび中南米地域以外の地域でも活動を行っており、各地域に固有または共通の要因により、様々なリスクが顕在化した場合には、それに応じた損失その他の悪影響が発生するおそれがあります。

17 テロ支援国家との取引に係るリスク

当行は、イラン・イスラム共和国(以下「イラン」といいます。)等、米国国務省が「テロ支援国家」と指定している国における法主体またはこれらの国と関連する法主体との間の取引を実施しております。また、当行はイランに駐在員事務所を設置しています。

米国法は、米国人が当該国家と取引を行うことを、一般的に禁止または制限しています。さらに、米国政府および年金基金をはじめとする米国の機関投資家が、イラン等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことを規制する動きがあるものと認識しております。このような動きによって、当行が米国政府および年金基金をはじめとする機関投資家、あるいは規制の対象となる者を、当行のお客さままたは投資家として獲得、維持できない結果となる可能性があります。加えて、社会的・政治的な状況に照らして、上記国家との関係が存在することによって、当行の評判が低下することも考えられます。上記状況は、当行の財政状態および経営成績に対して重要な悪影響を及ぼす可能性があります。

18 為替リスク

当行の業務は為替レートの変動の影響を受けます。円が上昇した場合、UNBCの取引の大部分を含む外貨建て取引の円価換算額は目減りすることになります。さらに、当行の資産および負債の一部は外貨建てで表示されております。かかる外貨建ての資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、または適切にヘッジされていない場合、自己資本比率を含む当行の財政状態および経営成績は、悪影響を受ける可能性があります。

19 年金債務

当行の年金資産の時価が下落した場合、当行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

20 外的要因(被災、テロ等を含む。)により業務に支障を来すリスク

当行の事務センターやシステムセンター等の被災、システムや社会インフラの大規模な障害発生、テロ、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行等の外部要因により、当行の業務の全部または一部が不全となる場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

特に、当行の事業にとって情報通信システムは非常に重要であり、インターネットあるいはATMを通じた顧客サービスはもとより、当行内部の業務・勘定等のシステムの根幹をなしております。従って、何らかの要因によりかかる情報通信システムの不具合・故障等が生じた場合には、当行の事業に重大な悪影響を及ぼします。このような不具合・故障等は人的ミス、事故、停電、ハッキング、コンピュータウィルス、通信事業者等の第三者の役務提供の欠陥によっても惹起される可能性があります。

また、当行およびその施設は地震による災害リスクにもさらされております。当行はかかるリスクに対し必要な対策を講じるべく努力しておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、想定外の事態が生じた場合には当行の事業、財政状態および経営成績への悪影響を回避しきれない可能性があります。

21 情報漏洩に係るリスク

企業における顧客情報漏洩事件は依然として発生しております。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護にかかる義務等の遵守を求められております。このような状況下、内部者、または外部者による不正なアクセスにより、お客さまの情報や当行の機密情報が漏洩したり、その漏洩した情報が悪用されたりした場合、お客さまの経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損害が発生する可能性があります。加えて、かかる事件が報道され、当行のレピュテーション・リスクが顕在化し、お客さまやマーケット等の信頼を失うなど事業環境が悪化することにより、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

22 計画および目標が達成されないリスク

当行は様々な計画および目標を有し、その着実な実行を図っておりますが、これまでに記載したリスクおよびその他の様々な不確実性により、かかる計画および目標等が達成されない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの経営管理契約

当行は、平成18年1月1日付で、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間で、経営管理契約を締結しております。

本契約は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社・関連会社を含むMUFGグループの健全且つ適切な業務運営の確保と当行の業務進展を図ることを目的としており、当行は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより、経営管理に関わる役務の提供を受けております。

2 当行と連結子会社Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. との一部事業譲渡契約の締結

当行は平成19年4月27日の取締役会において、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. への一部事業譲渡について決議し、平成19年7月1日に事業譲渡を行いました。事業譲渡の内容は以下の通りです。

(1) 目的

当行は、中国において6支店、2出張所、3駐在員事務所の体制にて業務を行って参りました。平成18年12月11日に施行された中華人民共和国外資銀行管理条例および同実施細則を踏まえ、日系企業をはじめとするお客さまのニーズにお応えできる体制を構築するべく、当行100%出資子会社としてBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、当行の6支店および2出張所の事業を、当該子会社に譲渡することとしたものです。

(2) 譲渡した事業内容

6支店(上海・北京・天津・大連・無錫・深セン)および2出張所(天津濱海・大連経済技術開発区)にて営まれる業務

(3) 譲受会社の概要(平成20年3月31日現在)

名称	: Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd.
本店所在地	: 中華人民共和国上海市浦東新区陸家嘴環路1233号AZIA中心22F
資本金	: 6,500百万人民元
従業員数	: 1,418人
業務内容	: 当局認可に基づく預金・貸出・内国為替・外国為替・資金取引・有価証券投資、その他金融関連業務
設立日	: 平成19年6月28日
営業開始日	: 平成19年7月2日

3 当行と三菱UFJ信託銀行株式会社との吸収分割契約

当行は、平成19年8月29日開催の取締役会において、三菱UFJ信託銀行株式会社との分割契約書締結を決議し、同日付で締結いたしました。会社分割の概要は以下の通りです。

(1) 吸収分割の目的

三菱UFJ信託銀行株式会社は、法人拠点の貸出業務等を、東京・名古屋・大阪・九州の4拠点に集約化することにより、MUFGグループ全体での経営効率化を図り、信託業務分野へ経営資源を積極的に投入し、MUFGグループの数多くの法人のお客さまへ「より高度な信託機能」をご提供することを目的に、4拠点以外の9つの法人拠点(札幌・仙台・神奈川・長野・静岡・京都・神戸・広島・高松)における下記対象事業を会社分割により当行へ承継いたしました。

(2) 会社分割の方法

三菱UFJ信託銀行株式会社を吸収分割会社とし、当行を吸収分割承継会社とする吸収分割。なお、本吸収分割は、会社法第796条第3項の規定に基づき、当行の株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

(3) 効力発生日

平成19年11月12日

(4) 承継する権利・義務

対象事業 : 上記三菱UFJ信託銀行株式会社の9拠点にてお取引いただいている法人のお客さま向け貸出事業等の一部
対象資産・負債 : 対象事業に属する貸付債権、コールローン債務等
対象契約 : 対象事業に関連する契約

なお、この吸収分割に係る資産及び負債の主な内訳等につきましては、以下のとおりです。

資産	123,539百万円
（うち預け金	8,695百万円）
（うち貸出金	113,179百万円）
負債	117,839百万円
（うちコールマネー	117,500百万円）
差引正味財産額	5,700百万円

(5) 分割に際して発行する株式及び割当

三菱UFJ信託銀行株式会社(吸収分割会社)に割り当てられる当行(吸収分割承継会社)が発行する株式は以下のとおりです。

株式の名称・種類 : 第一回第六種優先株式(無議決権優先株式)
発行新株式数 : 1,000,000株

(6) 算定根拠

当行は、以下の算定結果を考慮して、本件分割に際して三菱UFJ信託銀行株式会社に交付される当行の株式は、第六種優先株式1,000,000株とすることが相当であると判断いたしました。

当行が承継する資産、負債の額、及び事業価値について、第三者機関である株式会社GMDコーポレートファイナンス(現 株式会社KPMG FAS)がDCF方式等を用いて行った事業価値分析の結果

第一回第六種優先株式の価値について、第三者機関である三菱UFJ証券株式会社が、当該優先株式の性質に適合したパラメータ設定を行った上で、三項ツリーモデル等を用いて行った優先株式価値分析の結果

4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによる三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受および両社間の株式交換等

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)、および当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)は、平成19年9月20日開催の両社の取締役会における決議に基づき、三菱UFJニコスをMUFGの完全子会社とすることについて基本合意書を締結いたしました。さらに、平成20年6月27日開催予定の三菱UFJニコスの定時株主総会および法令に定める関係官庁の承認等を前提として、平成20年8月1日をもって、株式交換の方法により完全子会社化する内容の株式交換契約書を、平成20年5月28日開催の両社の取締役会決議にもとづき、同日付で締結いたしました。

また、これに先立ち両社は、三菱UFJニコスが行う1,200億円の第三者割当増資をMUFGが全額引き受ける株式引受契約書を平成19年9月20日付で締結し、平成19年11月6日に第三者割当増資は実施されました。

(1) 目的

第三者割当増資、および株式交換の方法による完全子会社化の目的は次のとおりです。

貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、

三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする

三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること

銀行・信託・証券と並ぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること

三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること

(2) 第三者割当増資の概要

第三者割当増資の発行要領は次のとおりです。

払込期日	: 平成19年11月6日
発行新株式数	: 普通株式 400,000,000株
発行価額	: 1株につき300円
発行価額の総額	: 1,200億円
募集又は割当方法	: 第三者割当

(3) 三菱UFJニコスとMUFG間の株式交換の概要

株式交換の方法

会社法767条に定める方法により、平成20年8月1日を効力発生日として、三菱UFJニコスの株主の保有する三菱UFJニコスの株式をMUFGが取得し、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。)に対してMUFGの普通株式を交付します。なお、本株式交換は、会社法796条第3項本文の規定に基づき、MUFGにおいては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。

株式交換比率

会社名	MUFG (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)	
	普通株式	普通株式	第1種株式
株式交換比率	1	0.37	1.39

- (注1) MUF Gは、本株式交換に際して、三菱UF Jニコスの株主(実質株主を含み、MUF Gを除きま
す。以下同様とします。)に対して、その所有する三菱UF Jニコスの普通株式または第1種株式
に代わり、効力発生日(平成20年8月1日(予定))の前日の最終の三菱UF Jニコスの株主名簿(実
質株主名簿を含みます。)に記載または記録された三菱UF Jニコスの株主が所有する三菱UF J
ニコスの普通株式または第1種株式の株式数のそれぞれの合計に、それぞれ0.37または1.39を乗じ
た数のMUF Gの普通株式を交付いたします。ただし、MUF Gが三菱UF Jニコスの株主に交付
するMUF Gの普通株式は、全てMUF Gが所有する自己株式を用いるため、新株の発行は行わな
い予定です。また、本株式交換により三菱UF Jニコスの株主に対し交付しなければならないMU
F Gの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定にしたがい、
当該株主に対しては金銭の交付が行なわれることとなります。
- (注2) 三菱UF Jニコスの普通株式1株につき、MUF Gの普通株式0.37株、三菱UF Jニコスの第1種
株式1株につき、MUF Gの普通株式1.39株の割合をもって、それぞれ割当てます。MUF Gは現
在、三菱UF Jニコスの普通株式を400,000,000株所有しておりますが、MUF Gが効力発生日(平
成20年8月1日(予定))の前日に所有する三菱UF Jニコスの普通株式については、本株式交換に
よる株式の割当ては行いません。
- (注3) 上記内容は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、MUF Gと三菱UF Jニコ
スの合意により変更されることがあります。

株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UF JニコスとMUF Gの両
社は第三者機関から取得した株式交換比率算定書の算定結果等を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協
議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

- 三菱UF Jニコスが選定した第三者機関である株式会社KPMG FASは、三菱UF Jニコス
とMUF Gそれぞれについて、市場株価平均法およびDDM法による分析を行い、普通株式の交
換比率を算定しております。また、上記市場株価平均法による分析対象期間について算出された
平均株価を用いて、格子モデルによる第1種株式の価値を分析し、第1種株式の交換比率を算定
しております。
- MUF Gが選定した第三者機関である野村證券株式会社は、三菱UF JニコスとMUF Gそれぞ
れについて、市場株価平均法を採用し、三菱UF Jニコスに関しては別途、類似会社比較法、D
DM法による分析を行い、普通株式交換比率を算定しております。また、各手法での普通株式交
換比率に対して、野村證券株式会社の評価モデルによる第1種株式の価値を分析し、第1種株式
の交換比率を算定しております。

株式交換完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等(平成20年3月31日現在)

商号	: 株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ
本店所在地	: 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者	: 取締役社長 畔柳信雄
資本金	: 1,383,052百万円
事業の内容	: 銀行持株会社

5 三菱UF Jニコスによるその連結子会社6社の吸収合併

平成19年9月20日開催の三菱UF Jニコスの取締役会において、同社はその子会社である青森ニコス
株式会社、秋田ニコス株式会社、山形ニコス株式会社、岐阜ニコス株式会社、西日本ニコス株式会社及
び南日本ニコス株式会社(以上の子会社6社をまとめて「関連ニコス各社」という。)を吸収合併するこ
とを決議し、同日、合併契約書を締結、平成20年1月1日に合併いたしました。合併契約の概要は以下
のとおりです。

(1) 吸収合併の目的

関連ニコス各社は、三菱UFJニコスとほぼ同様の事業を展開しておりますが、貸金業法改正など当業界環境の激変、債務整理の増加による貸倒関連費用の増加等大変厳しい経営を余儀なくされることが予想され、各社単独での事業継続が困難な状況となりつつあることから、グループ全体の経営基盤をより強固なものとするを目的に三菱UFJニコスと合併いたしました。

(2) 合併の方法

三菱UFJニコスを存続会社とする現金交付型合併による吸収合併。なお、本合併は、会社法第796条第3項の規定に定める簡易合併に該当するため、三菱UFJニコスにおいては株主総会による承認を得ることなく行っております。

(3) 合併後の会社名称

三菱UFJニコス株式会社

(4) 効力発生日

平成20年1月1日

(5) 合併対価

関連ニコス各社の少数株主への合併交付金は、31億円

(6) 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当ありません。

(7) 会社財産の承継

三菱UFJニコスは、本効力発生日において、関連ニコス各社のすべての権利義務を承継いたしました。

(8) 合併比率の算定根拠

三菱UFJニコスは、第三者機関である三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」という)に関連ニコス各社の合併対価の算定を依頼し、三菱UFJ証券より株価算定書を取得しました。同報告書では、関連ニコス各社について、DDM法、修正簿価純資産法により、株価のレンジが報告されています。

三菱UFJニコスはその算定結果を参考にして、関連ニコス各社と協議を行い、最終的に妥当と判断した合併対価である旨、合意しました。

(9) 吸収合併存続会社となる会社の資本金・事業の内容等(平成20年3月31日現在)

商号	: 三菱UFJニコス株式会社
本店所在地	: 東京都文京区本郷3丁目33番5号
代表者	: 代表取締役社長 大森一廣
資本金	: 109,312百万円
事業の内容	: クレジットカード事業

6 株式会社ジャックス、三菱UFJニコス株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび当行の業務・資本提携に係る基本合意

株式会社ジャックス(以下「ジャックス」という。)、三菱UFJニコス、MUFJGおよび当行は、それぞれの営業基盤を相互に活用するとともに、個品割賦市場、クレジットカード市場等において各社の強みを活かして、より信頼感のあるコンシューマーファイナンス事業を構築し、お客さまのニーズの拡大や多様化を受けた新たなビジネスチャンスに対応するべく、緊密に協働・連携するため、平成19年9月20日付で、それぞれ次の概要の基本合意書を締結いたしました。

(1) 三菱UFJニコスの個品割賦事業部門のジャックスへの承継

三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスの連結子会社の営む個品割賦事業に関する資産、負債およびこれに付随する権利・義務を、新設する完全子会社に対して吸収分割の方法により承継し、当該子会社の株式すべてをジャックスに譲渡する基本合意書を締結いたしました。

なお、当該合意を受け、三菱UFJニコスはJNS管理サービス株式会社(三菱UFJニコスの100%出資子会社)を設立し、同社に三菱UFJニコスの個品割賦事業を承継させ、平成20年4月1日に当該子会社の株式すべてをジャックスに譲渡いたしました。

承継した事業内容 : ショッピングクレジット事業・オートローン事業・オートリース事業(いずれも信用保証を含みます。)

承継従業員数 : 335名

承継拠点 : 5拠点

譲渡損失 : 120億円

(2) 当行のジャックスへの出資

当行は、ジャックスの普通株式を第三者割当の方法による引受その他の方法により取得する基本合意書を締結いたしました。

なお、当該合意を受け、ジャックスが行う第三者割当増資を以下の条件で引き受ける内容の資本提携契約書を平成20年2月25日付で締結いたしました。これにより、ジャックスの議決権総数に対する当行の議決権所有割合は20%超となり、同社は当行の持分法適用関連会社となりました。

払込期日 : 平成20年3月17日

引受株式数 : 普通株式28,215,000株

引受価額 : 1株につき318円

引受価額の総額 : 8,972,370,000円

(3) その他業務提携

ジャックス、三菱UFJニコス、MUFGおよび当行は、クレジットカード業務、個品割賦業務、決済業務、住宅関連ローン業務における提携のため4社間で基本合意書を締結しました。

(4) 包括的合意

以上の各基本合意を包括的に規定する基本契約書をジャックス、三菱UFJニコス、MUFGおよび当行の4社間で締結いたしました。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりです。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

- (1) 当連結会計年度の連結業務粗利益は、前連結会計年度比869億円減少して2兆8,204億円となりました。当連結会計年度は金利上昇効果を享受しましたが、子会社の貸金業法改正の影響等により資金利益は前年度比微増にとどまりました。また、役務利益は私募債引受額の減少や運用商品の伸び悩みを主因に、その他業務利益は証券化商品関連損失を主因に前年度比減少しました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、システム関連経費や内外コンプライアンス態勢強化関連経費の増加等による営業経費の増加により、前連結会計年度比1,071億円減少して1兆1,857億円となりました。

また、連結当期純利益は、与信関係費用の増加や株式減損の発生等を主因に前連結会計年度比1,530億円減少して5,914億円となりました。

- (2) 当連結会計年度における上記以外の成果として、次の2点があげられます。

グループ総合力の強化と持続的成長に向けた戦略的投資・提携

新システムへの移行作業やコンプライアンス態勢の構築等、グループの持続的な成長を可能にする土台づくりに着実に取り組みました。

また、カブドットコム証券株式会社の連結子会社化、株式会社ジャックスと三菱UFJニコス株式会社との業務・資本提携等により、総合的な金融サービスを提供できる体制を一段と強化いたしました。加えて、邦銀最大のネットワークを誇る中国本土における全額出資子会社設立、アジアを中心とした金融機関への出資や業務提携等を実施いたしました。今後も高い成長性が見込めるリテール業務や海外業務等に対する出資・業務提携を積極的に検討してまいります。

お客さまへの利益還元の充実

お客さまへの利益還元といたしましては、個人のお客さまの振込手数料の一部無料化やコンビニエンスストア内ATMの平日日中利用手数料の無料化に加え、店頭での待ち時間短縮に向けた「ご来店予約サービス」や店舗のバリアフリー化を一層促進しております。

また、環境事業に取り組むお客さまに対する環境ファンド・環境ファイナンスのご提供や、環境の保全や自然・生活・文化環境の整備向上を目的に、植樹や里山保全、みどりの絵コンクールなど様々な活動を行っております。

引き続き、お客さまへの利益還元、サービス向上と合わせ、地域・社会への貢献についても一層積極的に取り組んでまいります。

当連結会計年度における主な項目は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
資金運用収益	30,849	33,112	2,262
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	13,651	15,901	2,249
信託報酬	245	244	△0
うち信託勘定償却	—	—	—
役務取引等収益	9,094	8,601	△493
役務取引等費用	1,018	1,069	51
特定取引収益	1,440	2,171	730
特定取引費用	—	—	—
その他業務収益	3,120	2,783	△337
その他業務費用	1,007	1,736	729
連結業務粗利益 (= - + + - + - + -)	29,074	28,204	△869
営業経費(臨時費用控除後)	16,144	16,346	201
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前= + -)	12,929	11,857	△1,071
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額)	—	△304	△304
連結業務純益(= - -)	12,929	12,161	△767
その他経常収益	4,043	3,924	△119
うち株式等売却益	1,388	1,458	70
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	28	20	△8
営業経費(臨時費用)	277	398	121
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	4,881	7,723	2,841
うち与信関係費用	2,007	3,524	1,516
うち株式等売却損	13	158	145
うち株式等償却	288	1,553	1,264
臨時損益(= - - -)	△1,144	△4,217	△3,073
経常利益	11,784	7,944	△3,840
特別損益	525	582	57
うち貸倒引当金戻入	120	—	△120
うち償却債権取立益	1,011	342	△668
うち減損損失	△125	△119	6
税金等調整前当期純利益	12,310	8,527	△3,782
法人税等	4,135	1,909	△2,225
少数株主利益	729	703	△26
当期純利益	7,444	5,914	△1,530

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

連結業務粗利益は、役務取引等収支が前連結会計年度比544億円減少したこと、その他業務収支が前連結会計年度比1,067億円減少したことを主因に、前連結会計年度比869億円減少して2兆8,204億円となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、201億円増加して1兆6,346億円となったため、連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前連結会計年度比1,071億円減少して1兆1,857億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
資金運用収支	17,198	17,210	12
資金運用収益	30,849	33,112	2,262
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用控除後)	13,651	15,901	2,249
信託報酬	245	244	△0
うち信託勘定償却	—	—	—
役務取引等収支	8,075	7,531	△544
役務取引等収益	9,094	8,601	△493
役務取引等費用	1,018	1,069	51
特定取引収支	1,440	2,171	730
特定取引収益	1,440	2,171	730
特定取引費用	—	—	—
その他業務収支	2,113	1,046	△1,067
その他業務収益	3,120	2,783	△337
その他業務費用	1,007	1,736	729
連結業務粗利益 (= - + + - + - + -)	29,074	28,204	△869
営業経費(臨時費用控除後)	16,144	16,346	201
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (= + -)	12,929	11,857	△1,071

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前連結会計年度比1,331億円増加して3,218億円の費用発生となりました。

貸出金償却は、引き続き積極的に処理を行い、前連結会計年度比588億円増加して2,501億円、個別貸倒引当金繰入額は775億円の費用発生、その他の与信関係費用は前連結会計年度比152億円増加して247億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
信託報酬のうち信託勘定償却	—	—	—
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入	—	△304	△304
その他経常費用のうち与信関係費用	2,007	3,524	1,516
貸出金償却	1,912	2,501	588
個別貸倒引当金繰入額	—	775	775
その他の与信関係費用	95	247	152
特別利益のうち貸倒引当金戻入益	120	—	△120
特別利益のうち偶発損失引当金戻入	—	1	1
与信関係費用総額(= + + - -)	1,887	3,218	1,331
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)	12,929	11,857	△1,071
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)	11,042	8,639	△2,403

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等売却益が前連結会計年度比70億円増加したものの、株式等売却損が前連結会計年度比145億円増加したこと、および、株式等償却が前連結会計年度比1,264億円増加したことにより、前連結会計年度比1,339億円減少して253億円の損失となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
株式等関係損益	1,086	△253	△1,339
その他経常収益のうち株式等売却益	1,388	1,458	70
その他経常費用のうち株式等売却損	13	158	145
その他経常費用のうち株式等償却	288	1,553	1,264

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、前連結会計年度末比 3兆7,418億円増加して79兆3,631億円となりました。海外支店、UnionBanCal Corporationの貸出が増加したことを主因とするものです。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
貸出金残高(末残)	756,212	793,631	37,418
うち住宅ローン[単体]	160,518	162,332	1,813
うち海外支店[単体]	98,364	118,652	20,287
うち国内子会社 (三菱UFJニコス株式会社)(注)	11,680	11,298	△381
うち海外子会社 (UnionBanCal Corporation)	43,967	47,401	3,434

(注) 前連結会計年度末における三菱UFJニコス株式会社の貸出金残高は、株式会社ディーシーカードの貸出金残高を合算しております。

○リスク管理債権の状況

当行グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比1,824億円減少して1兆1,797億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.31ポイント減少して1.48%となりました。

債権区分別では、延滞債権額が前連結会計年度末比615億円、貸出条件緩和債権額が1,208億円それぞれ減少しております。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
リスク管理債権	破綻先債権額	360	17
	延滞債権額	7,459	△615
	3ヵ月以上延滞債権額	176	△18
	貸出条件緩和債権額	5,624	△1,208
	合計	13,621	△1,824

貸出金残高(末残)	756,212	793,631	37,418
-----------	---------	---------	--------

	前連結会計年度末 (%) (A)	当連結会計年度末 (%) (B)	前連結会計年度末比 (%) (B-A)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.04%	0.00%
	延滞債権額	0.98%	△0.12%
	3ヵ月以上延滞債権額	0.02%	△0.00%
	貸出条件緩和債権額	0.74%	△0.18%
	合計	1.80%	△0.31%

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	12,910	11,231	△1,679
海外	710	565	△144
アジア	134	131	△3
インドネシア	40	19	△21
タイ	5	17	11
香港	35	38	2
その他	51	56	4
アメリカ	396	221	△175
海外その他	179	212	33
合計	13,621	11,797	△1,824

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	12,910	11,231	△1,679
製造業	1,606	1,294	△311
建設業	461	422	△39
卸売小売業	1,312	1,321	8
金融保険業	19	55	35
不動産業	2,317	1,841	△476
各種サービス業	1,699	1,446	△252
その他	1,943	1,356	△586
消費者	3,551	3,493	△57
海外	710	565	△144
金融機関	169	70	△98
商工業	523	434	△89
その他	17	60	42
合計	13,621	11,797	△1,824

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比1,918億円減少して9,654億円となりました。

開示債権比率は、前連結会計年度末比0.26ポイント減少して1.18%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が13億円増加したものの、危険債権が652億円、要管理債権が1,280億円それぞれ減少しております。

当連結会計年度末の開示債権の保全状況は、開示債権合計9,654億円に対し、担保・保証等による保全が4,836億円、貸倒引当金による保全が2,582億円で、開示債権全体の保全率は76.85%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、または再建可能な先の正常化を図ることで、引き続き不良債権残高を削減したいと考えております。

金融再生法開示債権 [単体]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	特定債務者 支援引当金(C) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(D) (億円)	非保全部分に 対する引当率 [(B)+(C)] /[A)-(D)]	保全率 [(B)+(C)+(D)] /A
破産更生債権及び これらに準ずる債権	1,087 (1,073)	29 (14)	— (—)	1,058 (1,059)	100.00% (100.00%)	100.00% (100.00%)
危険債権	5,103 (5,755)	1,647 (2,296)	— (—)	2,462 (2,562)	62.39% (71.92%)	80.54% (84.41%)
要管理債権	3,463 (4,743)	905 (1,224)	— (—)	1,315 (2,073)	42.18% (45.87%)	64.15% (69.53%)
小計	9,654 (11,573)	2,582 (3,536)	— (—)	4,836 (5,694)	53.61% (60.16%)	76.85% (79.76%)
正常債権	808,390 (790,750)	—	—	—	—	—
合計	818,044 (802,323)	—	—	—	—	—
開示債権比率	1.18% (1.44%)	—	—	—	—	—

(注) 上段は当連結会計年度末の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度末の計数を掲載しております。

(2) 有価証券

有価証券は、国債が前連結会計年度末比5兆4,196億円、株式が1兆6,588億円それぞれ減少したことを主因として、前連結会計年度末比7兆6,917億円減少して33兆2,817億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
有価証券	409,734	332,817	△76,917
国債	199,387	145,190	△54,196
地方債	2,304	1,977	△327
社債	52,083	47,961	△4,122
株式	66,624	50,036	△16,588
その他の証券	89,334	87,651	△1,683

(注) 「その他の証券」には、外国債券および外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末比5,044億円増加して6,708億円となりました。

発生原因別では、繰越欠損金や貸倒引当金に係る繰延税金資産が減少し、前連結会計年度末比1,804億円減少して1兆3,087億円となりました。また、繰延税金負債は、その他有価証券評価差額金の減少を主因として、前連結会計年度末比6,790億円減少して6,150億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産の純額	1,663	6,708	5,044

(注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

発生原因別内訳(単体)

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産	14,891	13,087	△1,804
繰越欠損金	9,051	6,721	△2,329
貸倒引当金	4,295	3,654	△641
有価証券有税償却	2,192	2,338	145
退職給付引当金	896	775	△120
その他	4,511	5,034	523
評価性引当額(△)	6,055	5,437	△617
繰延税金負債	12,941	6,150	△6,790
その他有価証券評価差額金	9,968	3,336	△6,631
合併時有価証券時価引継	2,133	1,287	△846
その他	839	1,526	686
繰延税金資産の純額	1,949	6,936	4,986

(4) 預金

預金は、国内個人預金が前連結会計年度末比1兆4,315億円増加および海外支店が前連結会計年度末比1兆3,653億円増加したことにより、前連結会計年度末比2兆1,990億円増加して109兆4,116億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
預金	1,072,126	1,094,116	21,990
うち国内個人預金 [単体]	526,617	540,933	14,315
うち国内法人預金その他 [単体]	380,995	369,137	△11,858
うち海外支店 [単体]	90,997	104,650	13,653

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末比9,053億円減少して7兆9,852億円となりました。

利益剰余金は、前連結会計年度末比1,179億円増加して2兆329億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の下落により、前連結会計年度末比1兆1,644億円減少して2,668億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
純資産の部合計	88,905	79,852	△9,053
うち資本金	9,969	9,969	—
うち資本剰余金	27,675	27,732	57
うち利益剰余金	19,149	20,329	1,179
うちその他有価証券評価差額金	14,313	2,668	△11,644
うち少数株主持分	16,227	16,499	272

3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本は、当期純利益の積み上げ等による基本的項目(Tier 1)の増加があったものの、株価下落に伴う有価証券含み益減少等により、補完的項目(Tier 2)が減少したため、前連結会計年度末比9,908億円減少して10兆6,110億円となりました。

リスク・アセットは、信用リスク・アセットの増加等により、前連結会計年度末比3兆8,828億円増加して94兆6,868億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比1.57ポイント減少して11.20%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比0.24ポイント減少して7.43%となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
基本的項目 (Tier 1) (A)	69,755	70,375	619
補完的項目 (Tier 2) (B)	49,405	39,175	△10,229
準補完的項目(Tier 3) (C)	—	—	—
控除項目 (D)	3,142	3,441	299
自己資本=(A)+(B)+(C)-(D) (E)	116,019	106,110	△9,908
リスク・アセット (F)	908,040	946,868	38,828
連結自己資本比率=(E)÷(F)	12.77%	11.20%	△1.57%
Tier 1比率=(A)÷(F)	7.68%	7.43%	△0.24%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 事業部門別収益

当連結会計年度の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりです。

[各事業部門の主な担当業務]

リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供
 法人部門 : 国内の企業に対する金融サービスの提供
 国際部門 : 海外の企業に対する金融サービスの提供
 うちUNBC : UnionBanCal Corporation(米国Union Bank of California, N.A.を子会社として保有する銀行持株会社)
 市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引および流動性管理・資金繰り管理
 その他部門 : 部門間調整や出資金収支、事務決済、カストディ業務など

(億円)	リテール部門	法人部門	国際部門	国際部門のうちUNBC	市場部門	その他部門(注)2	合計
業務粗利益	11,246	8,951	5,665	2,964	2,404	157	28,424
資金収益	5,325	4,669	1,098	—	1,220	△5	12,308
手数料	978	2,590	538	—	△83	△198	3,825
その他	185	1,338	353	—	1,267	△54	3,089
子会社	4,758	355	3,676	2,964	—	414	9,202
経費等	7,710	3,866	3,346	1,876	427	1,691	17,040
営業純益(注)1	3,536	5,085	2,319	1,088	1,977	△1,534	11,383

(注)1 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。

社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

2 その他部門の業務粗利益では、子会社からの配当収入、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ宛貸出収益を控除しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行は、お客さまへの幅広いサービスの維持・向上と内部事務の合理化・効率化を図ることを目的に、合併に伴うシステムの本格統合対応をはじめとするシステム投資のほか、営業基盤の拡充や店舗統廃合・移転・建替・改修のための投資等を実施いたしました。また、連結子会社である三菱UFJニコス株式会社においては、基幹系新システム構築のための投資を行いました。

このような施策を行ったこともあり、当連結会計年度の設備投資総額は4,303億円となりました。その内訳は以下のとおりであります。

銀行業	クレジットカード業	その他	合計
2,728億円	250億円	1,324億円	4,303億円

(注) 1 上記の設備投資総額は、ソフトウェアを含む無形固定資産への投資を含めて記載しております。

2 その他の設備投資総額の大宗は、リース業を営む連結子会社における賃貸資産の取得が占めております。

また、当連結会計年度において、遊休不動産の圧縮等を目的に、次の主要な設備を売却しており、その内容は以下のとおりであります。

(銀行業)

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額
当行	日本橋第二別館	東京都中央区	(注) 1	平成19年10月	8,577百万円
	名古屋ビル旧館北館・旧館南館・別館跡地	名古屋市中区	(注) 2	平成20年3月	6,066百万円

(注) 1 平成18年12月まで本部ビルとして使用しておりましたが、以後、閉鎖しておりました。

尚、当該日本橋第二別館の売却は、当行が本部ビルとして賃借利用しているビルの持分の一部との交換取引によるものであります。

2 名古屋ビル旧館北館は老朽化に伴い閉鎖しておりました。名古屋ビル旧館南館は当行の貨幣資料館として使用していたものでありますが、売却後も引き続き貨幣資料館として当行が賃借利用しております。名古屋ビル別館跡地は駐車場として使用していたものです。

(クレジットカード業、その他)

記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成20年3月31日現在)

(銀行業)

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当 行	本店 ほか283店	東京都	店舗	116,516 (15,390)	291,211	64,926	14,981	371,119	15,053
	横浜駅前支店 ほか120店	関東地区 (除、東京都)	店舗	52,023 (5,700)	32,889	16,035	6,465	55,390	2,564
	札幌支店 ほか5店	北海道地区	店舗	—	—	462	184	647	101
	仙台支店 ほか9店	東北地区	店舗	974	2,902	296	184	3,383	117
	名古屋営業部 ほか118店	愛知県	店舗	133,097 (32,946)	39,211	23,616	6,620	69,448	3,318
	静岡支店 ほか19店	中部地区 (除、愛知県)	店舗	8,334 (1,140)	2,965	1,282	696	4,944	446
	大阪営業部 ほか128店	大阪府	店舗	62,268 (5,015)	31,229	16,069	6,568	53,867	4,171
	京都支店 ほか65店	近畿地区 (除、大阪府)	店舗	43,067 (7,194)	16,125	8,872	3,402	28,401	1,403
	広島支店 ほか11店	中国地区	店舗	2,194	2,205	573	385	3,165	235
	高松支店 ほか5店	四国地区	店舗	1,899	2,057	356	152	2,566	81
	福岡支店 ほか12店	九州地区	店舗	3,097	4,002	1,025	404	5,432	285
	ニューヨーク 支店ほか10店	北米地区	店舗	—	—	486	294	780	1,282
	プエノスアイレス 支店ほか2店	中南米地区	店舗	—	—	2	13	16	73
	ロンドン支店 ほか12店	欧州地区	店舗	—	—	924	1,079	2,004	1,091
	パハレーン 支店ほか1店	中近東・ アフリカ地区	店舗	—	—	43	22	66	44
	香港支店 ほか29店	アジア・オセ アニア地区	店舗	—	—	1,040	2,430	3,471	2,971
	駐在員事務所 16カ所	北米地区 ほか	駐在員 事務所	—	—	13	48	62	45
	多摩ビジネス センターほか	東京都 多摩市ほか	センター	123,538	37,910	65,700	22,955	126,566	—
	社宅・寮・ 厚生施設(国内)	東京都 世田谷区ほか	厚生施設	475,242 (23,360)	107,204	30,823	1,086	139,114	—
	社宅・寮 (海外)	北米地区 ほか	厚生施設	7,886 (4,072)	186	311	52	550	—
その他の施設	東京都 中央区ほか	その他	83,116	43,551	11,333	30,219	85,104	—	
国内連結 子会社	株式会社 泉州銀行	本店ほか	店舗等	29,167 (2,688)	6,583	5,881	1,067	13,532	1,193
	三菱UFJ ファクター 株式会社	本社ほか	事務所	340	8,759	1,266	439	10,464	230
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	本社・子会社 店舗ほか	店舗等	522,006 (73,832)	7,327	25,035	21,105	53,468	10,757

- (注) 1 上記は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じて記載しております。
当行の事業の用に供していない土地、建物は「その他の有形固定資産」に計上しております。また、
当行の主要な設備については「設備の内容」による集計区分の一部見直しを行っております。
- 2 UnionBanCal Corporation (以下、UNBCという。)については、同社の子会社を含めた連結計数を記載しております。
- 3 土地の面積の()内は、借地の面積(うち書き)であり、当行の借地に係る年間賃借料は建物も含め 57,965百万円、UNBCの借地に係る年間賃借料は建物も含め 6,509百万円であります。

- 4 当行の「その他の有形固定資産」は、事務機械 39,636百万円(国内記帳資産のみ)、その他 58,612百万円であります。UNBCの「その他の有形固定資産」は、事務機械 8,027百万円、その他 13,077百万円であります。
- 5 当行の両替業務を主とした成田空港支店成田国際空港出張所、東京営業部成田国際空港第二出張所、東京営業部成田国際空港第三出張所、成田空港支店成田国際空港第四出張所、名古屋営業部中部国際空港第二出張所、大阪営業部関西国際空港出張所、大阪中央支店関西国際空港第二出張所、外貨両替ショップ本店、外貨両替ショップ札幌店、外貨両替ショップ新橋店、外貨両替ショップ田町店、外貨両替ショップ京都店、外貨両替ショップなんばCITY店、外貨両替ショップ船場店、外貨両替ショップ神戸店、外貨両替ショップ広島店、外貨両替ショップ福岡店、ローン業務を主としたダイレクトローン推進部およびICカード審査等事務を主とした総合カードローン推進部、並びに店舗外現金自動設備 1,894カ所に係る土地の面積および帳簿価額、建物およびその他の有形固定資産の帳簿価額、並びに従業員数は、上記に含めて記載しております。
- 6 上記には、連結会社以外の者に貸与している土地、建物が含まれており、その内訳は次のとおりであります。

会社名	所在地	土地		建物	
		面積(㎡)	帳簿価額(百万円)		
当行	店舗 東京都	7,420	11,858	2,345	
	店舗 関東地区(除、東京都)	4,084	2,593	893	
	店舗 東北地区	147	439	—	
	店舗 愛知県	13,567	3,609	723	
	店舗 中部地区(除、愛知県)	177	272	36	
	店舗 大阪府	8,970	2,419	1,227	
	店舗 近畿地区(除、大阪府)	4,646	1,410	63	
	店舗 中国地区	—	—	25	
	店舗 四国地区	310	113	—	
	店舗 九州地区	30	27	42	
	店舗 北米地区	—	—	5	
	店舗 欧州地区	—	—	52	
	センター 東京都ほか	953	4,141	4,224	
	その他 東京都ほか	3,737	1,501	114	
国内連結子会社	株式会社泉州銀行	大阪府泉佐野市ほか	22	0	563
海外連結子会社	UNBC	北米地区	—	—	1,325

- 7 上記のほかにソフトウェア資産を、当行は 182,661百万円、UNBCは 9,771百万円、各々所有しております。
- 8 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。尚、年間リース料は、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行ったファイナンス・リース取引に係る支払リース料を記載しております。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
当行	センターほか	東京都ほか	電算機等	—	45,037

- 9 前連結会計年度末時点で主要な設備を所有しておりましたダイヤモンド不動産株式会社は、当連結会計年度末現在で、当行の連結子会社ではなくなっております。

(クレジットカード業)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	その他の有形固定資産	合計	従業員数(人)	
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
国内連結子会社	三菱UFJニコス株式会社	本店ほか	東京都文京区ほか	事務所ほか	26,701(1,131)	15,492	13,149	19,156	47,798	4,162

- (注) 1 上記は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じて記載しております。
- 2 土地の面積の()内は、借地の面積(うち書き)であり、三菱UFJニコス株式会社の借地に係る年間賃借料は建物も含め6,624百万円であります。
- 3 三菱UFJニコス株式会社の「その他の有形固定資産」は、器具及び備品 3,137百万円、その他 16,019百万円であります。

- 4 上記には、連結会社以外の者に貸与している土地、建物が含まれており、その内訳は次のとおりであります。

会社名		所在地	土地		建物
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
国内連結 子会社	三菱UFJニコス 株式会社	東京都文京区ほか	—	—	166

- 5 三菱UFJニコス株式会社は上記のほか、ソフトウェア資産 67,354百万円を所有しております。
6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。尚、年間リース料は、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行ったファイナンス・リース取引に係る支払リース料を記載しております。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)	
国内連結 子会社	三菱UFJニコス 株式会社	池袋システム センターほか	東京都 豊島区ほか	事務機器ほか	—	5,308

- 7 三菱UFJニコス株式会社は、営業用の賃貸資産16,019百万円を所有しており、上記の「その他の有形固定資産」に含めて記載しております。

(その他)

会社名		店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建 物	その他の 有形固定 資産	合 計	従 業 員 数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
国内連結 子会社	株式会社 日本ビジネス リース	本社ほか	東京都 中央区ほか	事務所、 賃貸資産 ほか	—	—	127	253,025	253,152	372
海外連結 子会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH	—	—	賃貸資産 ほか	—	—	—	11,778	11,778	10

- (注) 1 上記は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じて記載しております。
2 株式会社日本ビジネスリースは、上記の「その他の有形固定資産」に含まれているものを含め、営業用の賃貸資産 292,638百万円を所有しております。
BTMU Lease (Deutschland) GmbHは、上記の「その他の有形固定資産」に含まれているものを含め、営業用の賃貸資産 12,061百万円を所有しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

設備投資につきましては、合併に伴うシステムの安全・確実な本格統合の実現に向けた投資に重点を置くとともに、引き続き内部事務の合理化・効率化に資する投資につきましても行ってまいります。

また、資産売却につきましては、これまでと同様、有効活用すべきか処分すべきかを慎重に検討し、実施してまいります。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

(銀行業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	
					総額	既支 払額				
当行	東銀 ビルヂング	東京都 千代田区	建替	営業店建替 (注) 2	5,843	0	自己資金	平成19年6月	平成23年4月	
	—	—	新設 更改	合併に伴うシステム 本格統合	256,100	215,521	自己資金	平成17年10月	平成20年12月	
	—	—	更改	日銀決済制度対応	6,194	4,117	自己資金	平成18年11月	平成20年10月	
	—	—	新設	合併に伴うネット ワーク本格統合	3,276	1,656	自己資金	平成18年10月	平成21年12月	
	—	—	更改	新国際資金財務管理 システムの構築	6,081	2,547	自己資金	平成19年5月	平成21年3月	
海外 連結 子会社	Bank of Tokyo -Mitsubishi UFJ (China), Ltd.	—	—	新設 更改	勘定系システムの 更改と本部集中 (注) 3	3,400	220	自己資金	平成19年9月	平成21年5月
		—	—	新設 更改	災害対策システム の一新(注) 4	1,500	51	自己資金	平成19年9月	平成21年10月

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

2 新丸の内支店等が入居していた東銀ビルヂングを区分所有する当行を始め、隣接ビルの所有者4社が共同で、街区一体の建替再開発事業を行うものであります。

3 当行との共同の開発案件であり、当行分を含めた投資予定金額は5,176百万円、既支払額は815百万円であります。

4 当行との共同の開発案件であり、当行分を含めた投資予定金額は2,702百万円、既支払額は319百万円であります。

(クレジットカード業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	
					総額	既支 払額				
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス 株式会社	本社(秋葉 原UDX)ほか	東京都 千代田区 ほか	新設 拡充 改修	各種センター集約	3,344	636	自己資金	平成19年10月	平成20年8月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(その他)

記載すべき重要な設備の新設、拡充、改修等の計画はありません。

(2) 売却

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

発行可能株式総数 15,357,700,000株

発行可能種類株式総数

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第三種優先株式	27,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第五種優先株式	150,000,000
第六種優先株式	1,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,257,961,942	同左	—	(注)1
第一回第二種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)2
第一回第三種優先株式	27,000,000	同左	—	(注)3
第一回第四種優先株式	79,700,000	同左	—	(注)4
第一回第五種優先株式	150,000,000	同左	—	(注)5
第一回第六種優先株式	1,000,000	同左	—	(注)6
計	10,615,661,942	同左	—	

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、提出日現在発行数には、平成20年6月1日から提出日までに優先株式の取得請求に伴い発行された株式数は含まれておりません。

2 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

- (2) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,500円の金銭を支払う。
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。
- (4) 取得条項
当行は、本優先株式発行後、平成22年2月22日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (5) 議決権
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。
- (6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- 3 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
優先配当金
当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年15円90銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
非累積条項
ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
優先中間配当金
当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき7円95銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。
- (2) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円の金銭を支払う。
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権

優先株主は、 に定める期間中、当行が本優先株式を取得すると引換えに 及び に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成20年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が取得を請求} \\ \text{した本優先株式数} \times 3,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

取得価額等の条件

A. 当初取得価額

当初取得価額は、1,693円50銭とする。

B. 取得価額の修正

取得価額は、平成18年8月1日及び平成19年8月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（終値のない日数を除く。）に1.025を乗じた価額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されるものとする。ただし、当該価額が1,693円50銭（ただし、下記C. の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記C. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記C. に準じて調整される。

なお、平成19年8月1日にかかる修正後取得価額は、1,693円50銭である。

C. 取得価額の調整

- a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行} \\ \text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・} \\ \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}}} + \frac{\text{新規発行・} \\ \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）
調整後取得価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。
ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合
調整後取得価額は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記 a. 又は b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 C. a. ii) ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
なお、上記45取引日の間に、上記 C. a. または b. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記 C. a. または b. に準じて調整される。
（平成20年6月26日開催の定時株主総会および第三種優先株式にかかる種類株主総会における定款の一部変更により、上記文中の「1,000分の1の値の平均値」を「平均値」と変更しております。）
- e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。
- f. 取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、(イ)上記 C. a. i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ロ)上記 C. a. ii)の普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）には0円、(ハ)上記 C. a. iii)の時価を下回る価額をもって当行の普通株式もしくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）または証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付もしくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合には、当該取得価額又は新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 一斉取得

当行は、平成20年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成20年8月1日をもって取得し、これと引換えに、1株につき3,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が1,209円70銭を下回るときは、3,000円を1,209円70銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

（平成20年6月26日開催の定時株主総会および第三種優先株式にかかる種類株主総会における定款の一部変更により、上記文中の「1,000分の1の値の平均値」を「平均値」と変更しております。）

4 第一回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年18円60銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円30銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 剰余財産の分配

当行は、剰余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、剰余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び剰余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権

（平成20年6月26日開催の定時株主総会および第三種優先株式にかかる種類株主総会における定款の一部変更により、第四種優先株式の取得請求権に関する規定をすべて削除しております。）

優先株主は、に定める期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに及びに定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年3月30日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数}}{\text{}} \times \text{交付比率}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

交付比率等の条件

A. 当初交付比率

優先株主は、当行が本優先株式を取得するのと引換えに下記交付比率（以下「当初交付比率」という。）により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

$$\text{当初交付比率} = 1.826$$

B. 交付比率の修正

当初交付比率は、平成18年10月5日以降平成20年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される交付比率（以下「修正後交付比率」という。）に修正される。修正後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後交付比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.035}$$

ただし、時価×1.035につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。計算の結果、修正後交付比率が2.197（ただし、下記C.により調整する。以下「上限交付比率」という。）を超える場合は、修正後交付比率は上限交付比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、平成19年10月5日にかかる修正後交付比率は、1.724である。

C. 交付比率の調整

- a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、前記A.及びB.の交付比率を次に定める算式（以下「交付比率調整式」という。）により調整する。ただし、交付比率調整式による計算の結果、交付比率が40を上回る場合には、40をもって調整後交付比率とする。調整後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付比率} = \text{調整前交付比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

- i) 交付比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後交付比率は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）調整後交付比率は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後交付比率は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

iii) 交付比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合

調整後交付比率は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併若しくは資本金の額の減少又は株式の併合等により交付比率（上限交付比率を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する交付比率に変更される。
- c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記 a. 又は b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 交付比率調整式に使用する時価は、調整後交付比率を適用する日（ただし、上記 C. a. ii) ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- e. 交付比率調整式に使用する調整前交付比率は、調整後交付比率を適用する前日において有効な交付比率とし、また、交付比率調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後交付比率を適用する日の1月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。

(7) 一斉取得

（平成20年6月26日開催の定時株主総会および第三種優先株式にかかる種類株主総会における定款の一部変更により、第四種優先株式の一斉取得に関する規定をすべて削除しております。）

当行は、平成21年3月30日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成21年3月31日をもって取得し、これと引換えに、1株につき2,000円を平成21年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が910円50銭を下回るときは、2,000円を910円50銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

5 第一回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年19円40銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円70銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権

（平成20年6月26日開催の定時株主総会および第三種優先株式にかかる種類株主総会における定款の一部変更により、第五種優先株式の取得請求権に関する規定をすべて削除しております。）

優先株主は、に定める期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに及びに定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年3月30日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{優先株主が取得を請求} \\ \text{した本優先株式数} \end{array} \times \text{交付比率}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

交付比率等の条件

A. 当初交付比率

優先株主は、当行が本優先株式を取得するのと引換えに下記交付比率（以下「当初交付比率」という。）により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

$$\text{当初交付比率} = 1.826$$

B. 交付比率の修正

当初交付比率は、平成18年10月5日以降平成20年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される交付比率（以下「修正後交付比率」という。）に修正される。修正後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後交付比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.035}$$

ただし、時価×1.035につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。計算の結果、修正後交付比率が2.197（ただし、下記C.により調整する。以下「上限交付比率」という。）を超える場合は、修正後交付比率は上限交付比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、平成19年10月5日にかかる修正後交付比率は、1.724である。

C. 交付比率の調整

- a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、前記A. 及びB. の交付比率を次に定める算式（以下「交付比率調整式」という。）により調整する。ただし、交付比率調整式による計算の結果、交付比率が40を上回る場合には、40をもって調整後交付比率とする。調整後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付比率} = \text{調整前交付比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

- i) 交付比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）
調整後交付比率は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）
調整後交付比率は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後交付比率は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- iii) 交付比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合
調整後交付比率は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併若しくは資本金の額の減少又は株式の併合等により交付比率（上限交付比率を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する交付比率に変更される。
- c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記a. 又はb. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 交付比率調整式に使用する時価は、調整後交付比率を適用する日（ただし、上記C. a. ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- e. 交付比率調整式に使用する調整前交付比率は、調整後交付比率を適用する前日において有効な交付比率とし、また、交付比率調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後交付比率を適用する日の1月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。

(7) 一斉取得

(平成20年6月26日開催の定時株主総会および第三種優先株式にかかる種類株主総会における定款の一部変更により、第五種優先株式の一斉取得に関する規定をすべて削除しております。)

当行は、平成21年3月30日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成21年3月31日をもって取得し、これと引換えに、1株につき2,000円を平成21年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の1,000分の1の値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が910円50銭を下回るときは、2,000円を910円50銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

6 第一回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき年210円90銭の金銭による剰余金の配当(以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金の額については、1株につき80円68銭とする。また、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき105円45銭の金銭による剰余金の配当(以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,700円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成24年11月13日以降はいつでも、本優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(5) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年2月21日 (注) 1	100,000	5,200,869	125,000,000	996,973,118	125,000,000	806,928,514
平成18年1月1日 (注) 2	—	5,200,869	—	996,973,118	1,960,661,729	2,767,590,244
平成18年1月4日 (注) 3	4,786,351	9,987,221	—	996,973,118	—	2,767,590,244
平成18年3月31日 (注) 4	191,533	10,178,754	—	996,973,118	—	2,767,590,244
平成18年9月29日 (注) 5	435,906	10,614,661	—	996,973,118	—	2,767,590,244
平成19年11月12日 (注) 6	1,000	10,615,661	—	996,973,118	5,700,000	2,773,290,244

(注) 1 有償第三者割当(第一回第二種優先株式100,000千株)によるものであり、発行価格2,500円、資本組入額1,250円であります。

2 株式会社UFJ銀行との合併に伴うものであります。

3 株式会社UFJ銀行との合併によるもので、

株式会社UFJ銀行の普通株式1株に対し、当行の普通株式0.62株

株式会社UFJ銀行の甲種第一回優先株式1株に対し、当行の第一回第三種優先株式1株

株式会社UFJ銀行の丁種第一回優先株式1株に対し、当行の第一回第四種優先株式1株

株式会社UFJ銀行の丁種第二回優先株式1株に対し、当行の第一回第五種優先株式1株

株式会社UFJ銀行の第一回戊種優先株式1株に対し、当行の普通株式0.34株

株式会社UFJ銀行の第一回庚種優先株式1株に対し、当行の普通株式0.34株

株式会社UFJ銀行の第二回庚種優先株式1株に対し、当行の普通株式0.34株

株式会社UFJ銀行の第一回辛種優先株式1株に対し、当行の普通株式3.44株

の割合をもって割当交付いたしました。

割当交付した株式数は以下のとおりであります。

普通株式 4,286,351千株

第一回第三種優先株式 200,000千株

第一回第四種優先株式 150,000千株

第一回第五種優先株式 150,000千株

4 第一回第三種優先株式173,000,000株の普通株式306,465,899株への転換、第一回第四種優先株式70,300,000株の普通株式128,367,800株への転換によるものであります。

5 第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、及び第一回第五種優先株式の取得請求の対価として普通株式を発行したことによるものであります。

6 三菱UFJ信託銀行株式会社との吸収分割に伴い、第一回第六種優先株式を発行したことによるものであり、資本金の増減はありません。

7 平成17年6月28日付で第一種優先株式81,400,000株は普通株式81,400,000株に変更されましたが、発行済株式総数残高、資本金残高、資本準備金残高の増減はありません。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	1	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	—	6,800	—	10,251,161	—	—	—	10,257,961	942
所有株式数の割合(%)	—	0.06	—	99.93	—	—	—	100.00	—

第一回第二種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

第一回第三種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	17,700	—	—	9,300	27,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	65.55	—	—	34.44	100.00	—

(注) 「個人その他」の9,300単元は自己株式9,300千株に係るものであります。

第一回第四種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	79,700	79,700	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(注) 「個人その他」の79,700単元は自己株式79,700千株に係るものであります。

第一回第五種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	150,000	150,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(注) 「個人その他」の150,000単元は自己株式150,000千株に係るものであります。

第一回第六種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	1,000	—	—	—	—	—	1,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	10,251,161	99.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,800	0.06
計	—	10,257,961	100.00

第一回第二種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

第一回第三種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	17,700	65.55
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	9,300	34.44
計	—	27,000	100.00

第一回第四種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	79,700	100.00
計	—	79,700	100.00

第一回第五種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

第一回第六種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,000	100.00
計	—	1,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1)[株式の総数等]に記載しております。
	第一回第三種優先株式 27,000,000	—	
	第一回第四種優先株式 79,700,000	—	
	第一回第五種優先株式 150,000,000	—	
	第一回第六種優先株式 1,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,257,961,000	10,257,961	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 942	—	—
発行済株式総数	10,615,661,942	—	—
総株主の議決権	—	10,257,961	—

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第三種優先株式9,300,000株、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第五種優先株式150,000,000株は自己株式であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	区分	当事業年度		当期間	
		株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
第一回第三種 優先株式	引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
	消却の処分を行った取得自己株式				
	合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
	その他()				
	保有自己株式数	9,300,000		9,300,000	
第一回第四種 優先株式	引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
	消却の処分を行った取得自己株式				
	合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
	その他()				
	保有自己株式数	79,700,000		79,700,000	
第一回第五種 優先株式	引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
	消却の処分を行った取得自己株式				
	合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
	その他()				
	保有自己株式数	150,000,000		150,000,000	

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営の確保の観点から適正な内部留保の充実等財務体質の強化を図りつつ、また親会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの資本基盤充実も考慮して、安定した配当を行う考えであります。

当行は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。よって剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

平成20年3月期の普通株式の配当金につきましては、上記の考え方に基づき、期末配当金は1株当たり17円62銭、年間の配当金は中間配当金28円83銭と合わせて46円45銭といたしました。

また、優先株式の配当金につきましては規定額とし、第一回第二種優先株式の期末配当金は1株当たり30円00銭、第一回第三種優先株式の期末配当金は1株当たり7円95銭、第一回第六種優先株式の期末配当金は1株当たり80円68銭といたしました。なお、第一回第二種優先株式の年間の配当金は、中間配当金30円00銭と合わせて60円00銭、第一回第三種優先株式の年間の配当金は、中間配当金7円95銭と合わせて15円90銭、第一回第六種優先株式の年間の配当金は、中間配当金がありませんでしたので、期末配当金と同じ80円68銭となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たりの配当額	
		普通株式	
平成19年11月21日 取締役会決議	298,877百万円	普通株式	28円 83銭
		第一回第二種優先株式	30円 00銭
		第一回第三種優先株式	7円 95銭
平成20年6月26日 定時株主総会決議	183,966百万円	普通株式	17円 62銭
		第一回第二種優先株式	30円 00銭
		第一回第三種優先株式	7円 95銭
		第一回第六種優先株式	80円 68銭

4 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	(代表取締役)	畔柳 信雄	昭和16年 12月18日生	昭和40年4月 三菱銀行入行 平成4年5月 同人事部長 平成4年6月 同取締役人事部長 平成6年7月 同取締役業務統括部長 平成8年4月 東京三菱銀行取締役業務企画部長 平成8年6月 同常務取締役 平成12年5月 同常務取締役米州本部長 平成13年6月 同常務執行役員米州本部長 平成14年6月 同副頭取 平成15年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成16年6月 東京三菱銀行頭取 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長(現職) 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行頭取 平成20年4月 同取締役会長(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役社長	平成20 年6月 から1 年	—
取締役副会長	(代表取締役) 監査部の担当	中原 隆宗	昭和26年 7月11日生	昭和49年4月 三和銀行入行 平成11年5月 同法人統括部長 平成13年3月 同執行役員法人統括部長 平成14年1月 UFJ銀行執行役員ソリューション開発部・国際業務推進部・コーポレート ファイナンス部・EC業務部担当、法 人カンパニー長補佐(東日本地区担当) 平成14年5月 同執行役員法人カンパニー長補佐(東 日本地区担当)、企業第1部担当、企 業第1部長 平成15年5月 同常務執行役員中部地区副担当 平成16年4月 同常務執行役員特命事項担当 平成16年5月 同取締役頭取 平成16年6月 株式会社UFJホールディングス取締 役 平成16年10月 UFJ銀行取締役頭取コンプライア ンス全般担当 平成17年4月 同取締役頭取コンプライアンス全般担 当、法人カンパニー長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ常務執行役員法人連結事業本 部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行副頭取法人部門長 平成20年4月 同取締役副会長監査部の担当(現職)	平成20 年6月 から1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
頭取	(代表取締役) システム統合 推進部の担当	永 易 克 典	昭和22年 4月6日生	昭和45年5月 三菱銀行入行 平成9年5月 東京三菱銀行関連事業第一部長 平成9年6月 同取締役関連事業第一部長 平成9年10月 同取締役信託企画部長 平成10年5月 同取締役融資第二部長 平成12年6月 日本信託銀行株式会社常務取締役 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・ グループ取締役 平成13年10月 三菱信託銀行株式会社常務取締役 平成14年6月 東京三菱銀行常務取締役コーポレー トセンターの担当 平成16年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・ グループ取締役常務執行役員法人連 結事業本部長 平成16年5月 東京三菱銀行常務取締役法人営業部 門長 平成16年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・ グループ常務執行役員法人連結事業 本部長 平成17年1月 東京三菱銀行専務取締役法人営業部 門長 平成17年5月 同副頭取法人営業部門長並びにコー ポレートセンターの担当 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャ ル・グループ常務執行役員法人連結 事業本部副本部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行副頭取システム 統合推進部の担当 平成18年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャ ル・グループ取締役副社長 平成20年4月 三菱東京UFJ銀行頭取システム統 合推進部の担当(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャ ル・グループ取締役(現職)	平成20 年6月 から1 年	—
副頭取	(代表取締役) 西日本駐在	村 田 隆 一	昭和23年 4月12日生	昭和46年4月 三菱銀行入行 平成10年5月 東京三菱銀行京都支店長 平成10年6月 同取締役京都支店長 平成12年7月 同取締役融資部長 平成13年6月 同執行役員本部賛事役(融資部・審査 第一部・審査第二部の担当) 平成14年5月 同常務執行役員融資部・審査第一 部・審査第二部の担当 平成15年5月 同常務執行役員リテール部門長 平成15年6月 同常務取締役リテール部門長 平成16年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・ グループ常務執行役員リテール連結 事業本部長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャ ル・グループ常務執行役員リテール 連結事業本部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行専務取締役リテ ール部門長 平成18年5月 同副頭取 平成19年5月 同副頭取西日本駐在(現職)	平成20 年6月 から1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
副頭取	(代表取締役) 中部駐在	佐々和夫	昭和22年 4月7日生	昭和45年4月 東海銀行入行 平成10年5月 同営業企画部長 平成10年6月 同執行役員営業企画部長 平成11年5月 同執行役員営業サポートユニット長 平成12年4月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役法人企画部長 平成13年2月 同常務取締役戦略事業部担当 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス常務執行役員リテールビジネスユニット長 平成14年1月 UFJ銀行専務執行役員リテールカンパニー長 平成16年5月 同取締役専務執行役員中部地区担当、総合リスク管理部・与信企画部担当、リテールカンパニー長 平成16年6月 同取締役専務執行役員中部地区担当、総合リスク管理部・与信企画部担当、法人カンパニー長補佐(中部地区担当) 平成17年4月 同取締役専務執行役員中部地区担当、名古屋法人営業第1部～第4部担当、法人カンパニー長補佐(中部地区担当) 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行専務取締役中部駐在 平成19年5月 同副頭取中部駐在(現職)	平成20年6月から1年	—
副頭取	(代表取締役) 法人部門長	川西孝雄	昭和23年 11月23日生	昭和47年4月 三和銀行入行 平成11年5月 同名古屋支店長 平成11年6月 同執行役員名古屋支店長 平成11年10月 同執行役員名古屋支店長兼法人業務責任者 平成12年12月 同執行役員戦略事業開発部担当補佐 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス執行役員人事部長 平成14年1月 UFJ銀行常務執行役員人事部・総務部担当 平成15年5月 同専務執行役員人事部・総務部担当 平成16年5月 同取締役専務執行役員西日本地区担当、総合資金部担当、法人カンパニー長補佐(西日本地区担当) 平成17年4月 同取締役専務執行役員西日本地区担当、人事部・総務部担当 平成17年7月 同取締役専務執行役員西日本地区担当、財務部・人事部・総務部担当 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行常務取締役人事部の担当 平成19年4月 同常務取締役人事部・総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当 平成19年10月 同専務取締役人事部・総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当 平成20年4月 同副頭取法人部門長(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員法人連結事業本部長(現職)	平成20年6月から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
副頭取	(代表取締役) 国際部門長	田中達郎	昭和24年 9月19日生	昭和48年4月 東京銀行入行 平成13年5月 東京三菱銀行香港総支配人兼香港支店長兼キンチェン東京ファイナンス出向 平成13年6月 同執行役員香港総支配人兼香港支店長兼キンチェン東京ファイナンス出向 平成15年8月 同執行役員中国拠点担当 平成16年5月 同常務執行役員中国拠点担当 平成17年5月 同常務執行役員アジア本部長並びに中国拠点担当 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行常務執行役員アジア本部長並びに中国拠点担当 平成19年5月 同常務執行役員国際部門副部門長兼アジア本部長並びに中国拠点担当 平成20年4月 同専務執行役員国際部門長 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員法人連結事業本部副本部長(現職) 平成20年6月 三菱東京U F J 銀行副頭取国際部門長(現職)	平成20年6月から1年	—
常務取締役	(代表取締役) 事務・システム部門長並びにIT事業部の担当	原沢隆三郎	昭和26年 1月30日生	昭和49年4月 三菱銀行入行 平成11年10月 東京三菱銀行融資企画部長 平成13年6月 同執行役員融資企画室長 平成15年5月 同執行役員システム部長 平成17年5月 同常務執行役員オペレーションサービス部門長兼システムサービス部門長兼E C 推進部門長 平成17年6月 同常務取締役オペレーションサービス部門長兼システムサービス部門長兼E C 推進部門長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行常務取締役事務・システム部門長並びにIT事業部の担当(現職) 平成18年4月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員事務・システム企画部担当(現職)	平成20年6月から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	(代表取締役) 総務部・企画部・広報部・お客さまご相談部の担当	平野 信行	昭和26年 10月23日生	昭和49年4月 三菱銀行入行 平成12年7月 東京三菱銀行米州本部米州企画室長 兼東京三菱銀行信託会社出向 平成13年6月 同執行役員営業第一本部営業第二部長 平成16年5月 同執行役員総合企画室長 平成16年7月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員経営政策部付部長 平成17年5月 東京三菱銀行常務執行役員コーポレートセンターの担当兼総合企画室長 平成17年6月 同常務取締役コーポレートセンターの担当兼総合企画室長 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現職) 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行常務取締役総務部・企画部・広報部の担当 平成19年4月 同常務取締役総務部・企画部・広報部・お客さまご相談部の担当(現職)	平成20年6月から1年	—
常務取締役	(代表取締役) 人事部の担当	原 大	昭和26年 8月24日生	昭和50年4月 三和銀行入行 平成11年5月 同広報部長 平成14年1月 UFJ銀行執行役員広報部長 株式会社UFJホールディングス執行役員広報部長 平成15年3月 UFJ銀行執行役員京都法人営業第1部長兼京都支店長 平成16年7月 同執行役員人事部長 平成17年4月 同執行役員人事部・総務部副担当、人事部長 平成17年5月 同常務執行役員財務部担当、人事部・総務部副担当、人事部長 平成17年7月 同常務執行役員法人カンパニー長補佐(西日本地区担当)、人事部長 平成17年10月 同常務執行役員法人カンパニー長補佐(西日本地区担当) 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行常務執行役員西日本エリア支社担当 平成20年4月 同常務執行役員人事部の担当 平成20年6月 同常務取締役人事部の担当(現職)	平成20年6月から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	(代表取締役) コンプライアンス統括部・ リテールコンプライアンス部・法人コンプライアンス部・国際コンプライアンス部の担当 (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)	伊藤 純一	昭和25年 11月26日生	昭和50年4月 三菱銀行入行 平成12年7月 東京三菱銀行オペレーションサービス企画室長 平成14年6月 同執行役員オペレーションサービス企画室長 平成15年5月 同執行役員融資企画室長 平成16年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員投融資企画部長 平成17年5月 東京三菱銀行常務執行役員コーポレートセンターの担当兼融資企画室長 平成17年6月 同常務取締役コーポレートセンターの担当兼融資企画室長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員投融資企画部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行常務取締役総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部・コンプライアンス統括部の担当 平成19年4月 同常務取締役コンプライアンス統括部・リテールコンプライアンス部・法人コンプライアンス部・国際コンプライアンス部の担当(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)(現職) 平成19年5月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員コンプライアンス副担当(副チーフ・コンプライアンス・オフィサー)(現職)	平成20年6月から1年	—
常務取締役	(代表取締役) リテール部門長	長岡 孝	昭和29年 3月3日生	昭和51年4月 三菱銀行入行 平成15年5月 東京三菱銀行京都支社長 平成15年6月 同執行役員京都支社長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行執行役員京都中央支社長 平成18年4月 同執行役員京都支社長 平成18年5月 同常務執行役員公共法人部・金融法人部の担当 平成20年4月 同常務執行役員リテール部門長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員リテール連結事業本部長(現職) 平成20年6月 三菱東京UFJ銀行常務取締役リテール部門長(現職)	平成20年6月から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	(代表取締役) 総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当	小笠原 剛	昭和28年 8月1日生	昭和52年4月 東海銀行入行 平成15年5月 U F J 銀行市場国際統括部長 平成16年5月 同執行役員国際審査部担当、市場国際統括部長 同取締役執行役員国際審査部担当、市場国際統括部長 平成16年6月 同取締役執行役員コンプライアンス統括部担当、コンプライアンス統括部長兼知的財産室長 平成17年5月 株式会社U F J ホールディングス執行役員コンプライアンス統括部担当 平成17年7月 U F J 銀行取締役執行役員コンプライアンス統括部・総合リスク管理部担当、コンプライアンス統括部長兼知的財産室長 平成17年9月 同取締役執行役員コンプライアンス統括部・総合リスク管理部・与信企画部担当、コンプライアンス統括部長兼知的財産室長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行執行役員総合リスク管理部長 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ執行役員リスク統括部付部長 平成18年5月 同執行役員リスク統括部長 平成19年5月 三菱東京U F J 銀行常務執行役員投資銀行本部長並びに信託業務部の担当 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員受託財産連結事業本部副本部長 平成19年6月 三菱東京U F J 銀行常務執行役員C I Bユニットの副担当並びに信託業務部の担当 平成20年4月 同常務執行役員総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当並びに総合リスク管理部長 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ執行役員リスク統括部長 平成20年5月 三菱東京U F J 銀行常務執行役員総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当 平成20年6月 同常務取締役総合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当(現職)	平成20年6月から1年	—
常務取締役	(代表取締役) 市場部門長	鈴木 人 司	昭和29年 1月8日生	昭和52年4月 三菱銀行入行 平成16年5月 東京三菱銀行市場企画室長兼情報企画室長 平成17年6月 同執行役員市場企画室長兼情報企画室長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行執行役員市場企画部長兼本店東京ビル出張所長 平成19年2月 同執行役員クレジットポートフォリオ戦略部長 平成20年4月 同常務執行役員市場部門長兼金融商品開発部長 平成20年5月 同常務執行役員市場部門長 平成20年6月 同常務取締役市場部門長(現職)	平成20年6月から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		齋藤 広志	昭和26年 7月13日生	昭和49年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成14年5月 同投資企画部長 平成14年6月 同執行役員投資企画部長 平成16年3月 同執行役員京都支店長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員 京都支店長 平成18年6月 同執行役員京都支店長兼京都中央支店 長 同常務取締役 平成19年5月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ常務執行役員コンプライアンス 副担当(副チーフ・コンプライアンス・ オフィサー) 平成19年6月 三菱東京UFJ銀行取締役(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ専務取締役財務担当(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 専務取締役	平成20 年6月 から1 年	—
取締役		石原 邦夫	昭和18年 10月17日生	昭和41年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同取締役北海道本部長 平成10年6月 同常務取締役北海道本部長 平成10年7月 同常務取締役北海道本部長(新機構) 平成11年6月 同常務取締役 平成12年6月 同専務取締役 平成13年6月 同取締役社長 平成14年4月 株式会社ミレアホールディングス取締 役社長 平成14年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グ ループ取締役 平成16年6月 同監査役 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社取締役 社長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行取締役(現職) 平成19年6月 株式会社ミレアホールディングス取締 役会長(現職) 東京海上日動火災保険株式会社取締役 会長(現職)	平成20 年6月 から1 年	—
取締役		尾崎 輝郎	昭和19年 12月29日生	昭和49年11月 公認会計士登録 昭和59年7月 英和監査法人代表社員 平成3年9月 井上齋藤英和監査法人代表社員 平成5年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)代表 社員 平成11年7月 同専務理事 平成14年1月 同副理事長 平成15年10月 尾崎輝郎公認会計士事務所所長(現職) 平成16年8月 株式会社アンダーセンビジネスアソシ エイツ代表取締役社長(現職) 平成16年10月 UFJ銀行取締役業務監視委員会委員 平成17年10月 同取締役業務監視委員会委員長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行取締役(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社アンダーセンビジネスアソシエイツ 代表取締役社長	平成20 年6月 から1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		今川 達功	昭和18年 10月15日生	昭和41年4月 三菱銀行入行 平成5年5月 同ニューヨーク支店長兼ケイマン支店 長 平成5年6月 同取締役米州本部副本部長兼ニューヨ ーク支店長兼ケイマン支店長 平成6年7月 同取締役人事部長 平成8年4月 東京三菱銀行取締役人事部長 平成9年5月 同常務取締役企画部長 平成10年5月 同常務取締役事務部、システム部の担 当 平成12年7月 同常務取締役コーポレートセンターの 担当 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グ ループ取締役 平成14年6月 東京三菱銀行専務取締役投資銀行部門 長兼資産運用部門長 平成15年5月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グ ループ専務取締役 平成16年4月 同取締役副社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ取締役副社長 平成18年6月 三菱東京UFJ銀行常勤監査役(現職)	平成18 年6月 から4 年	—
常勤監査役		柳澤 匡	昭和21年 6月10日生	昭和47年4月 東京銀行入行 平成11年5月 東京三菱銀行グローバルサービスバン キング部長 平成11年6月 同取締役グローバルサービスバンキング 部長 平成12年5月 同取締役東京営業部長 平成12年7月 同取締役営業第二本部営業第六部長 平成13年6月 同執行役員営業第二本部営業第六部長 平成15年5月 同常務執行役員欧州本部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行常勤監査役(現職)	平成18 年1月 から3 年6カ 月	—
常勤監査役		榎本 明	昭和28年 6月1日生	昭和52年4月 東海銀行入行 平成14年1月 UFJ銀行市場営業部長 平成16年9月 同執行役員市場国際カンパニー長補 佐、市場営業部長 平成17年7月 同執行役員市場営業部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行執行役員投資銀行 本部市場営業部長 平成18年6月 同常勤監査役(現職)	平成18 年6月 から4 年	—
常勤監査役		佐藤 弘志	昭和33年 1月2日生	昭和55年4月 三菱銀行入行 平成18年5月 三菱東京UFJ銀行融資部長 平成19年6月 同執行役員融資部長 平成20年6月 同常勤監査役(現職)	平成20 年6月 から4 年	—
常勤監査役		高須賀 嘉	昭和17年 2月11日生	昭和42年4月 公認会計士登録 昭和60年6月 監査法人三田会計社代表社員 平成2年2月 監査法人トーマツ代表社員 平成16年4月 文京学院大学経営学部教授(現職) 平成16年10月 東京三菱銀行常勤監査役 平成17年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グ ループ監査役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ監査役(現職) 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行常勤監査役(現職)	平成20 年6月 から4 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		宗岡 広太郎	昭和15年 10月30日生	昭和39年4月 株式会社日立製作所入社 平成9年6月 同取締役人事教育部長 平成11年4月 同専務取締役 平成13年4月 同取締役 平成13年6月 同監査役 平成15年6月 同取締役監査委員 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行監査役(現職) 平成18年6月 株式会社日立製作所特命顧問 平成19年6月 株式会社日立製作所顧問(現職)	平成18 年1月 から3 年6カ 月	—
監査役		早川 吉春	昭和23年 2月23日生	昭和45年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和48年8月 公認会計士登録 昭和60年4月 中央コーパス・アンド・ライブランド コンサルティング株式会社代表取締役 平成4年1月 中央監査法人業務本部担当代表社員 平成9年11月 霞エンパワーメント研究所代表(現職) 株式会社霞経営研究所代表取締役(現職) 平成17年9月 UFJ銀行監査役 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行監査役(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社霞経営研究所代表取締役	平成18 年1月 から3 年6カ 月	—
監査役		中川 徹也	昭和26年 9月24日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成16年4月 國學院大學法科大学院教授(現職) 平成16年6月 東京三菱銀行監査役 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行監査役(現職)	平成20 年6月 から4 年	—
計		25名				—

- (注) 1 取締役斎藤広志、石原邦夫および尾崎輝郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役高須賀嘉、宗岡広太郎、早川吉春および中川徹也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当行は執行役員制度を採用しており、提出日現在の執行役員数は75名であります。上記役員のうち、取締役会長畔柳信雄、取締役斎藤広志、石原邦夫および尾崎輝郎を除くすべての取締役は執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1 提出会社の企業統治に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、MUFGグループの一員として「グループ経営理念」や「倫理綱領」の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、監査役と取締役を併置する「監査役設置会社」として、監査役による経営監視機能を活かしつつ、以下の3つの「社外の視点」を導入することにより、経営の透明性を高めるとともに、株主への説明責任の充実に努め、安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

監査役会の過半数を社外監査役とする。

社外取締役を積極的に任用するとともに、取締役会傘下の機関として、社外取締役を委員長とし、社外の委員を主体とする任意の「監査委員会」「指名・報酬委員会」(注)を設置。

(注) 従来の「指名委員会」と「報酬委員会」は、平成20年6月27日付で統合され、「指名・報酬委員会」となりました。

経営全般に関し独立した立場から経営会議への助言をいただくことを目的に、社外有識者から成る「アドバイザリーボード」を設置。

当行も、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループと同様「監査役設置会社」として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、社外から招聘した取締役の任用や任意の「監査委員会」の設置により取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現に力を注いでおります。また、当行は、部門毎に権限と責任を一致させた部門制ならびに執行役員制度を導入しており、部門別・業務別の業務執行機能の充実・強化を図っております。

(2) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当行の経営意思決定、執行および監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりです。

取締役会

取締役会は、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しており、原則毎月1回開催しております。

提出日現在の取締役は17名であり、うち社外取締役は3名です。

監査委員会

社外の目によるチェック機能強化や経営の透明性向上を図るために、取締役会傘下の機関として、社外の委員を中心とした監査委員会を設置しております。監査委員会は、取締役会の協議に資するために、内部監査やコンプライアンス等に係る事項について審議し、取締役会に対して報告・提言する機能を担っております。なお、監査委員会の審議内容は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの監査委員会へ報告しております。

また、より高度なコンプライアンス体制や情報セキュリティ管理体制を構築するために、コンプライアンス専門委員会および情報セキュリティ専門委員会を設置しております。各専門委員会は、弁護士や公認会計士など外部の専門家複数名で構成し、夫々の分野について専門的な視点から重点的な審議を行っております。

監査役／監査役会

当行は監査役設置会社です。提出日現在の監査役会は8名の監査役で構成されており、うち4名(半数)は社外監査役です。

各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。

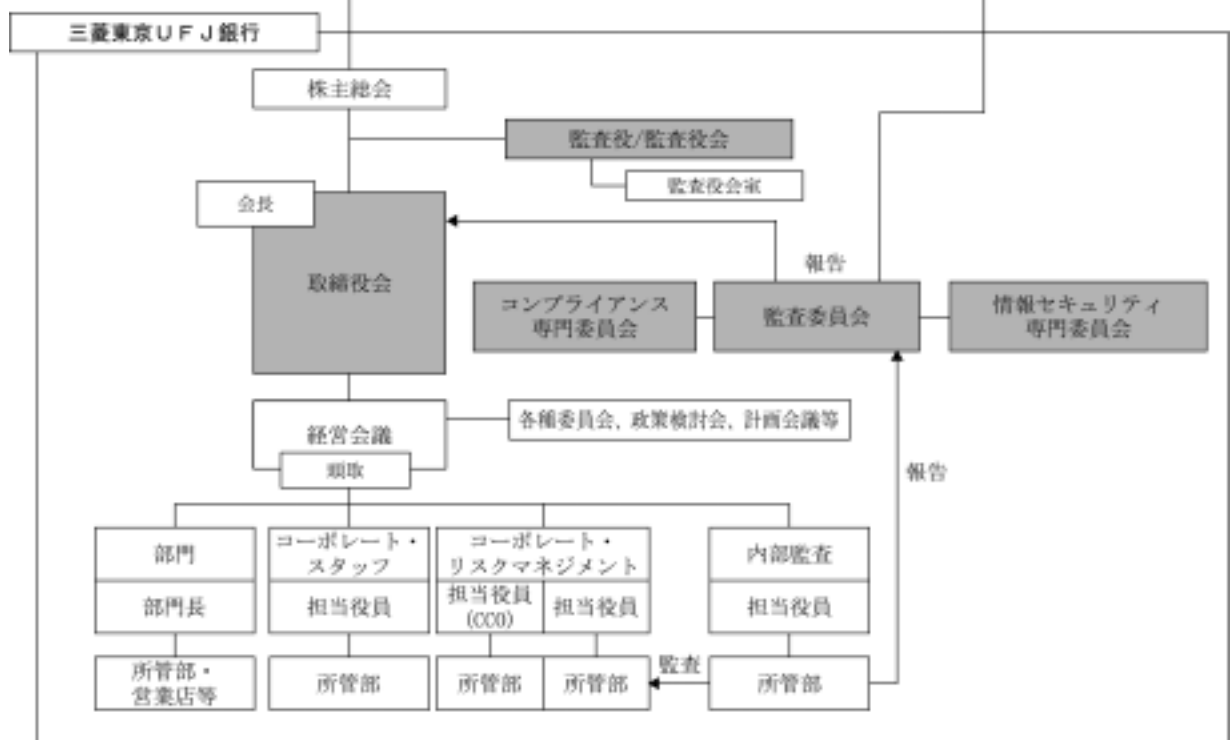
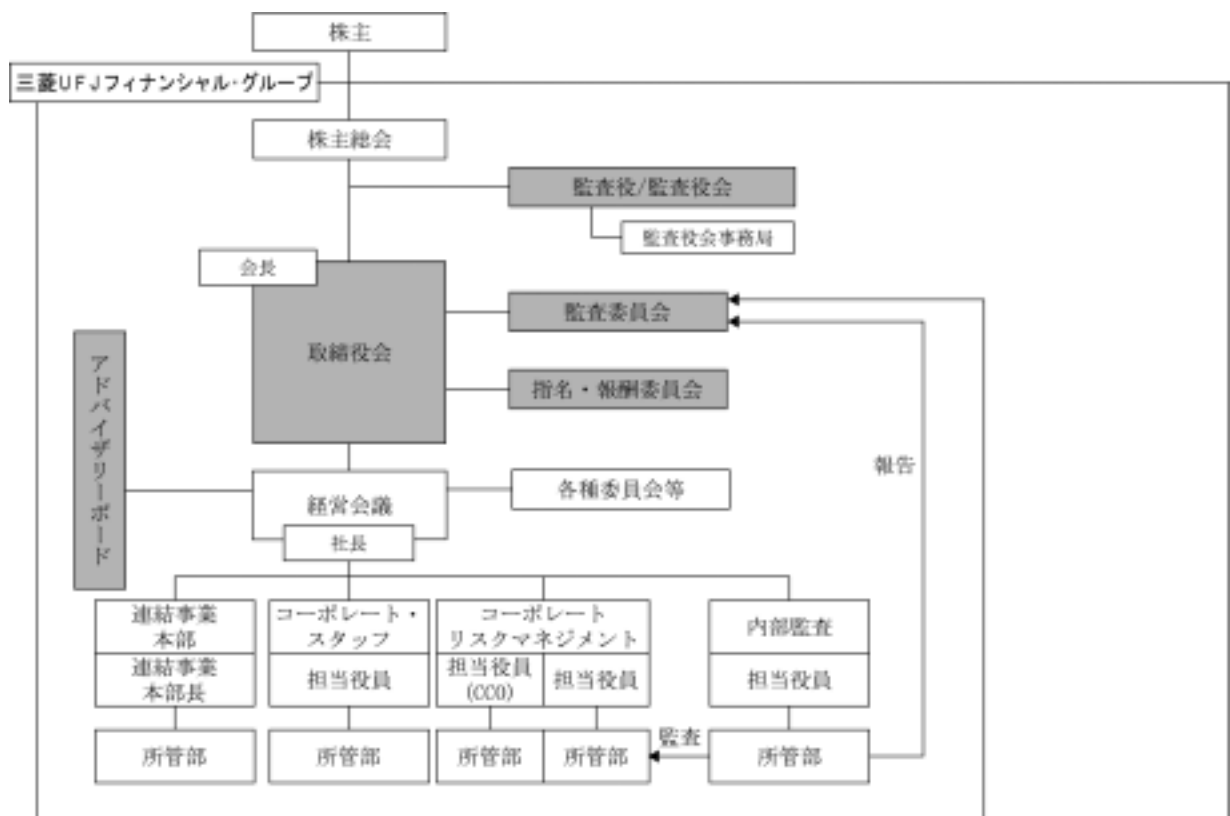
経営会議

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。経営会議は、原則毎週1回開催しております。

経営会議傘下の会議体

経営会議の協議に資するために、経営会議の下に各種の委員会を設置し、リスク管理、業務運営、人事・労務管理等に関する重要事項を定期的に審議しております。具体的には、リスク管理委員会、危機管理委員会、コンプライアンス委員会、顧客保護等管理委員会、情報セキュリティ管理委員会、与信委員会、ALM委員会、情報開示委員会、ISO推進委員会、システム統合委員会、社会貢献委員会などを設置しております。

このほか、経営会議の協議に資するための会議体として、経営全般および業務上の重要事項を随時審議する政策検討会や、年度・半期の施策・収益計画等を定期的に審議する計画会議などを設置しております。



■ …社外のメンバーがいる機関

*CCO：チーフ・コンプライアンス・オフィサー(コンプライアンス専担役員)

(3) 会社のコーポレート・ガバナンス充実にに向けた取組みの最近の実施状況、ならびに内部統制システムの整備の状況

当行は、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、平成19年2月15日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。さらに、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年7月5日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。お客さまをはじめ関係の皆さまに多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、当行が平成19年3月16日および平成19年7月5日に金融庁に提出した業務改善計画の骨子は、夫々以下のとおりです。現在、業務改善計画の着実な履行を通じて、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図っております。

[業務改善計画(平成19年3月16日提出)の骨子]

- 1 問題事案への取り組みおよび法令等遵守に取り組む経営姿勢・態勢の明確化
 - (1) 経営陣・本部・営業拠点での認識統一と危機管理体制の整備
 - (2) CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)の新設とコンプライアンス専門委員会の体制強化
- 2 全行的な法令等遵守態勢の確立
 - (1) 横断的な相互牽制機能の確保
(コンプライアンス委員会の機能強化、部門コンプライアンス部の位置づけの見直し、エリア業務管理者・コンプライアンス指導役による牽制強化、「監査対応検討会」の新設、内部通報制度(ヘルプライン)の活性化)
 - (2) 審査管理態勢の強化
- 3 問題事案の再発防止のための実効性ある具体的方策の策定
 - (1) 警察等との連携等を通じた問題事案発生 of 未然防止策
 - (2) 営業拠点での実態掌握力強化と本部窓口の一元化
 - (3) 危機管理体制の整備と内部通報制度の活用
- 4 「疑わしい取引の届出」を行うための一元的な管理態勢の確立
 - (1) 「マネー・ローンダリング防止対策室」の新設
 - (2) 営業拠点に対する指導・モニタリングの強化
- 5 内部監査機能の実効性確保
- 6 持株会社による管理機能を通じた態勢整備の確保
 - (1) 持株会社CCOの設置
 - (2) 「グループCCO会議」の新設
 - (3) 持株会社への報告態勢強化と内部通報制度の充実
- 7 全役職員に対する研修の実施
- 8 経営責任の所在の明確化

歴代経営陣および関係部署担当役員等に対し処分を実施することにより、経営責任を明確化

〔業務改善計画(平成19年7月5日提出)の骨子〕

1 海外業務関係の業務改善計画の骨子

- (1) 現地法令・規制等の収集・集約・管理態勢の強化
- (2) 海外事務管理態勢の強化
- (3) 拠点別コンプライアンス・リスク評価の導入と問題事案の未然防止態勢の充実
- (4) 拠点コンプライアンス活動の活性化
- (5) グローバルなマネー・ローンダリング防止態勢の強化
- (6) 実効性ある内部監査の実施
- (7) 持株会社による統括的な管理機能の強化

2 投資信託販売業務関係の業務改善計画の骨子

- (1) 「顧客保護等管理委員会」の新設と全行的な評価・改善活動の実施
- (2) 「お客さまへのお約束10カ条」の策定・公表
- (3) 投資信託販売業務等に係る「お客さま本位」の説明態勢強化
- (4) 「お客さまの声」を基にした業務改善活動の実施
- (5) 「商品・サービスのチェック・プログラム」の策定と実行
- (6) 「お客さま本位」の営業態勢確保の観点を踏まえた各種規程・マニュアルの見直し
- (7) 業績評価制度の見直し
- (8) エリア業務管理者、コンプライアンス指導役の増強・一部常駐
- (9) 「お客さまホットライン」の新設

3 役職員の責任の所在の明確化

このほか、当行は、経営管理や内部管理の実効性を高めるために、全行共通プラットフォームとしてBSC(バランス・スコアカード)を導入し、本部や営業店の各層への定着を図っております。BSCを活用することで、「短期と中長期」および「攻めと守り」のバランスのとれた目標設定・業績評価を志向しております。

また、平成18年4月の取締役会において、当行は会社法(以下「法」)第362条第4項第6号、同第5項、同施行規則(以下「施行規則」)第100条第1項および同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を決議しました。この内部統制システムは、平成19年3月に改定し、現在は以下のとおりとしております。

今後も内外諸法令の制定・改正への適切な対応等を通じて、引き続きコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

〔会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)〕

当行は、会社法(「法」)第362条第4項第6号、同第5項、同施行規則(「施行規則」)第100条第1項および同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下の通り決議する。

1. 法令等遵守体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(法第362条第4項第6号)

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループが制定するグループ経営理念、倫理綱領および行動規範を採択する。
- (2) 各種行則およびコンプライアンス・マニュアルの制定および周知を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。
- (3) 取締役会の協議に資するために、社外の委員で構成するコンプライアンス専門委員会を設置する。
- (4) 経営会議の協議に資するために、コンプライアンス委員会を設置するとともに、必要に応じその傘下に検討部会を設置する。
- (5) 専らコンプライアンスを担当する役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)および統括部署を設置する。
- (6) コンプライアンス・プログラム(役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その進捗状況のフォローアップを実施する。
- (7) コンプライアンス・ヘルプライン(広く行員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受け付ける内部通報制度)を設置するとともに、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループがグループ・コンプライアンス・ヘルプライン(広くグループ会社社員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受け付ける内部通報制度)を設置する。
- (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- (9) 金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

2. 顧客保護等管理体制

顧客の保護および利便性向上を推進するための体制(施行規則には明記がなく、当行の任意で大項目とするもの)

- (1) お客さまの保護および利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行う。
- (2) グループ経営理念および倫理綱領を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。
- (3) 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種行則の制定および周知を通じて、顧客保護等管理を行う。
 - 顧客説明管理
 - 顧客サポート等管理
 - 顧客情報管理
 - 外部委託管理
- (4) 経営会議の協議に資するために、顧客保護等管理委員会を設置するとともに、必要に応じその傘下に分科会を設置する。
- (5) 顧客保護等管理を担当する役員、管理責任者および統括部署、担当部署等を設置する。

3. 情報保存管理体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役会および経営会議等の会議の議事録および参考資料等、重要な文書について、行則の定めるところにより、保存・管理を行う。
- (2) 取締役会の協議に資するために、社外の委員で構成する情報セキュリティ専門委員会を設置する。
- (3) 経営会議の協議に資するために、情報セキュリティ管理委員会を設置する。
- (4) 監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧または謄本に供する。

4. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制(施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 業務遂行から生じる様々なリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するため、統合リスク管理・運営を行う。
- (2) リスクを次のように分類したうえで、リスク管理・運営のための行則を制定する。
 - 信用リスク
 - 市場リスク
 - 資金流動性リスク
 - オペレーショナルリスク
 - 決済リスク
- (3) 当行グループの統合リスク運営のための管理体制を整備するものとする。リスクの管理・運営に係わる委員会や、リスク管理を担当する役員および統括部署等を設置する。
- (4) リスクの特定、計測、コントロールおよびモニタリングからなるリスク管理プロセスによって適切にリスクを管理する。
- (5) 割当資本制度(リスクを計量化し、当行グループ全体の経済資本(リスク量に見合う資本)を、当行部門ごとにリスクカテゴリー別にそれぞれ割り当てる制度)を運営するための体制を整備する。
- (6) 危機事象の発生に伴う経済的損失および信用失墜等を最小限に止めるとともに、業務継続および迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

5. 職務執行の効率性確保のための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 経営目標を定めるとともに、当行グループの経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、行則に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

6. グループ管理体制

株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当行グループとしての業務の適正を確保するため、**(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ**が制定するグループ経営理念、倫理綱領および行動規範を採択する。
- (2) **(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ**が定める同社グループ経営管理の基本方針、ならびに顧客保護等管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等、各事項ごとに、同社が制定する同社グループ経営管理のための社則を認識するとともに、同社と経営管理契約を締結する。
ただし、当行が同社から違法または当行の業務の健全かつ適切な運営に支障をきたすような不当な要請を受けた場合は、当行取締役会においてこれを拒絶する旨の決議を行う。
- (3) 当行グループ経営管理のための各行則に則り、職務分担に沿って当行グループ会社からの報告等を受け、当行グループの経営管理を行う。
- (4) 財務報告に関する内部統制および開示統制・手続に関する行則を制定するとともに、その一環として**(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ**が会計監査ホットライン(同社グループにおける会計に係る事案について、同社グループ会社の役職員のみならず一般関係者からの通報を受付ける内部通報制度)を設置する。

7. 内部監査体制

業務の適正を確保するための体制の適切性・有効性を検証・評価する体制(施行規則には明記がなく、当行の任意で大項目とするもの)

- (1) リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、当行および当行グループの業務の健全性・適切性を確保する。
- (2) 当行および当行グループの内部監査の基本事項を定めるため行則を制定する。

- (3) 当行および当行グループの内部監査および法令遵守等に関わる事項を審議する取締役会傘下の任意の委員会として「監査委員会」を、内部監査担当部署として監査部を設置する。
- (4) 当行内部監査担当部署は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ内部監査担当部署統括のもと、三菱UFJ信託銀行(株)・三菱UFJ証券(株)との連携・協働により、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会による同社グループ全体の業務監督機能をサポートする。
- (5) 内部監査担当部署は、必要に応じ監査役および監査法人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役の監査の実効性を確保するための体制)

8. 監査役の職務を補助する使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(施行規則第100条第3項第1号)

- (1) 監査役の職務を補助する組織として監査役会室を設置し、監査役会の指揮の下におく。

9. 監査役の職務を補助する使用人の独立性

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(施行規則第100条第3項第2号)

- (1) 監査役の職務を補助する使用人の人事等、当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

10. 監査役への報告体制

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 下記の事項を監査役に報告する。

取締役会および経営会議で決議または報告された事項
 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 内部監査の実施状況およびその結果
 重大な法令違反等
 その他監査役が報告を求める事項

11. その他監査役の監査の実効性の確保のための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 代表取締役および内部監査担当部署は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。
- (3) 役職員は、監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力するものとする。
- (4) その他、役職員は、監査役会規則および監査役監査基準に定めのある事項を尊重する。

(4) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬 848百万円(うち社外取締役 27百万円)

監査役の年間報酬 186百万円(うち社外監査役 43百万円)

(注) 1 役員報酬は、当行役員に対して当行が支払った役員報酬の合計を記載しております。

尚、連結子会社による当行役員に対する役員報酬の支払いはありません。

2 上記以外に当行が支払った退職慰労金は、取締役594百万円、監査役21百万円であります。うち、社外取締役に對する支払いは13百万円であり、社外監査役に對する支払いはありません。

尚、連結子会社による当行役員に対する退職慰労金の支払いはありません。

(5) 監査報酬の内容

監査法人トーマツに対する、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬総額 2,308百万円

監査法人トーマツに対する、上記以外の業務に基づく報酬総額 64百万円

(注) 上記の報酬総額は、当行および当行連結子会社の合計を記載しております。

(6) 社外取締役、社外監査役または会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合の当該契約の内容の概要

当行は社外取締役 石原邦夫氏および尾崎輝郎氏ならびに社外監査役 高須賀嘉氏、宗岡広太郎氏、早川吉春氏および中川徹也氏との間で会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）を各々締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

2 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続並びに内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携

当行では、内部監査の役割を「業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性および法令等の遵守に留意のうえ、内部管理態勢に対する検証・評価を行い、経営陣に対し、内部管理態勢等の評価、および問題点の改善方法の提言等を行う」こととしております。

内部監査の目的、権限と責任、実施と報告に係る基本事項は、取締役会が制定した規則に定められており、内部監査業務以外の業務を兼務しない担当役員の下に各業務部門から独立した監査部を設置しており、平成20年3月末現在の人員は530名となっております。監査部内には、業務監査を担当する業務監査室、与信監査を担当する与信監査室が設置されております。また、海外については、米州・欧州に業務監査室・与信監査室を設置、アジアの主要拠点には内部監査人を配置しております。

内部監査計画の基本方針や実施した内部監査結果などの重要事項は、内部監査部門から監査委員会に直接報告され、監査委員会における審議を経て取締役会に報告される仕組みとなっております。内部監査実施にあたっては、リスクの種類・程度に応じて監査資源の配分や検証の範囲・深度に濃淡をつけるリスクベースの監査手法を採用しています。

監査役会および監査役は、社外監査役も含め、情報共有化、意見交換を密に行い、前述「(2) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおり、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務遂行を監査しております。

また、当行では、監査役、会計監査人および監査部はそれぞれの間で報告会や意見交換会等を開催しており、監査施策や監査結果に係る情報を共有するなど、連携強化に努めております。

3 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役齋藤広志氏は、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの代表取締役であります。当行と同社との関係内容は第1[企業の概況]4[関係会社の状況]に記載しております。

社外取締役石原邦夫氏と当行の間には取引関係があり、その内容は第5[経理の状況]、1[連結財務諸表等]の[関連当事者との取引]に記載しております。

社外取締役尾崎輝郎氏は、株式会社アンダーセンビジネスアソシエーツの代表取締役であり、当行は同社との間に預金取引関係があります。また、同氏と当行の間には取引関係があり、その内容は第5[経理の状況]、1[連結財務諸表等]の[関連当事者との取引]に記載しております。

社外監査役高須賀嘉氏は、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外監査役であります。

社外監査役早川吉春氏は、株式会社霞経営研究所の代表取締役であり、当行は同社との間に預金取引関係があります。

社外監査役中川徹也氏と当行との間には取引関係があり、その内容は第5[経理の状況]、1[連結財務諸表等]の[関連当事者との取引]に記載しております。

この他の社外取締役、社外監査役と当行の間には特別な利害関係はありません。

4 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は小暮和敏氏、園生裕之氏、大竹新氏、福井良太氏であり、監査法人トーマツに所属しております。また、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士40名、会計士補等64名、その他45名であります。

5 定款で取締役の定数または取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合の内容

当行は定款で以下の事項を定めております。

当行の取締役は20名以内とする。

当行の取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、累積投票によらないものとする。

6 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合、その事項およびその理由

当行は資本政策の機動性を確保することを目的に、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨、定款で定めております。

当行は株主総会を開催することなく株主への中間配当を行うことが可能となるよう、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

7 株主総会の特別決議要件を変更した場合、その内容およびその理由

当行は株主総会を円滑に運営することを目的に、会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他の法令において同項の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の連結財務諸表及び前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の連結財務諸表及び当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		当連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※7	7,814,091	5.01	9,127,750	5.86
コールローン及び買入手形		1,944,002	1.25	1,096,258	0.70
買現先勘定	※2	292,642	0.19	397,907	0.25
債券貸借取引支払保証金	※2	3,590,753	2.30	4,874,657	3.13
買入金銭債権	※7	4,146,530	2.66	4,529,809	2.91
特定取引資産	※7	4,141,497	2.66	4,795,728	3.08
金銭の信託		243,146	0.16	290,341	0.18
有価証券	※ 1, 2, 7, 14	40,973,430	26.29	33,281,702	21.36
投資損失引当金		△25,573	△0.01	△29,336	△0.02
貸出金	※ 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	75,621,236	48.52	79,363,106	50.94
外国為替	※2	1,350,267	0.86	1,243,500	0.80
その他資産	※7	3,861,916	2.48	4,590,922	2.95
有形固定資産	※7, 10, 11	1,463,692	0.93	1,366,027	0.88
建物		320,580		291,883	
土地	※9	656,019		652,626	
建設仮勘定		12,202		6,493	
その他の有形固定資産		474,890		415,024	
無形固定資産	※7	505,361	0.32	622,334	0.40
ソフトウェア		271,882		272,310	
のれん		75,183		104,131	
その他の無形固定資産		158,294		245,893	
繰延税金資産		248,247	0.16	747,152	0.48
支払承諾見返	※14	10,754,213	6.90	10,483,692	6.73
貸倒引当金		△1,062,410	△0.68	△979,575	△0.63
資産の部合計		155,863,048	100.00	155,801,981	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		当連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※7	107,212,604	68.79	109,411,671	70.22
譲渡性預金		5,369,519	3.44	5,323,841	3.42
コールマネー及び売渡手形	※7	2,052,517	1.32	1,800,584	1.16
売現先勘定	※7	3,232,612	2.07	3,961,480	2.54
債券貸借取引受入担保金	※7	3,359,477	2.15	2,546,715	1.63
コマーシャル・ペーパー	※7	632,902	0.41	357,362	0.23
特定取引負債		693,816	0.44	1,220,211	0.78
借入金	※2, 7,12	3,236,372	2.08	2,660,227	1.71
外国為替	※2	1,002,987	0.64	974,790	0.63
短期社債		150,600	0.10	44,200	0.03
社債	※7, 13	5,131,672	3.29	4,862,493	3.12
その他負債		3,682,710	2.36	3,667,563	2.35
賞与引当金		25,913	0.02	25,601	0.02
役員賞与引当金		—	—	141	0.00
退職給付引当金		48,129	0.03	47,563	0.03
役員退職慰労引当金		—	—	1,035	0.00
ポイント引当金		—	—	8,043	0.01
偶発損失引当金		106,607	0.07	126,649	0.08
構造改革損失引当金		—	—	22,865	0.01
特別法上の引当金		31	0.00	1,901	0.00
繰延税金負債		81,860	0.05	76,331	0.05
再評価に係る繰延税金負債	※9	197,942	0.13	191,788	0.12
支払承諾	※7, 14	10,754,213	6.90	10,483,692	6.73
負債の部合計		146,972,492	94.29	147,816,755	94.87
(純資産の部)					
資本金		996,973	0.64	996,973	0.64
資本剰余金		2,767,590	1.77	2,773,290	1.78
利益剰余金		1,914,973	1.23	2,032,903	1.31
株主資本合計		5,679,537	3.64	5,803,166	3.73
その他有価証券評価差額金		1,431,320	0.92	266,877	0.17
繰延ヘッジ損益		△52,655	△0.03	82,737	0.05
土地再評価差額金	※9	240,307	0.15	231,333	0.15
為替換算調整勘定		△30,676	△0.02	△48,871	△0.03
評価・換算差額等合計		1,588,295	1.02	532,077	0.34
少数株主持分		1,622,722	1.05	1,649,981	1.06
純資産の部合計		8,890,555	5.71	7,985,225	5.13
負債及び純資産の部合計		155,863,048	100.00	155,801,981	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		4,879,528	100.00	5,083,631	100.00
資金運用収益		3,084,974		3,311,202	
貸出金利息		1,995,456		2,153,811	
有価証券利息配当金		612,188		650,802	
コールローン利息及び買入 手形利息		25,634		19,613	
買現先利息		14,556		13,325	
債券貸借取引受入利息		8,850		18,442	
預け金利息		236,058		208,902	
その他の受入利息		192,228		246,304	
信託報酬		24,562		24,470	
役務取引等収益		909,462		860,102	
特定取引収益		144,088		217,106	
その他業務収益		312,084		278,310	
その他経常収益	※1	404,356		392,438	
経常費用		3,701,050	75.85	4,289,221	84.37
資金調達費用		1,368,063		1,592,148	
預金利息		675,398		808,141	
譲渡性預金利息		86,348		123,244	
コールマネー利息及び売渡 手形利息		23,300		34,475	
売現先利息		108,382		125,191	
債券貸借取引支払利息		27,420		16,787	
コマースヤル・ペーパー 利息		14,699		16,221	
借入金利息		60,119		69,817	
短期社債利息		758		1,045	
社債利息		144,865		147,831	
その他の支払利息		226,770		249,392	
役務取引等費用		101,871		106,972	
その他業務費用		100,708		173,675	
営業経費		1,642,208		1,674,515	
その他経常費用		488,197		741,909	
貸倒引当金繰入額		—		47,076	
その他の経常費用	※2	488,197		694,832	
経常利益		1,178,478	24.15	794,409	15.63

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益		121,118	2.48	170,638	3.36
固定資産処分益		6,943		24,780	
貸倒引当金戻入益		12,087		—	
償却債権取立益		101,128		34,296	
証券取引責任準備金取崩額		0		—	
子会社の第三者割当増資に伴う持分変動利益		—		71,453	
子会社株式売却益		—		16,075	
子会社の合併に伴う持分変動利益		—		13,050	
子会社による事業売却益		—		10,810	
その他の特別利益	※3	958		169	
特別損失		68,595	1.41	112,341	2.22
固定資産処分損		15,545		12,382	
減損損失		12,520		11,903	
金融商品取引責任準備金繰入額		—		137	
システム統合に係る偶発損失引当金繰入額		40,530		—	
子会社における構造改革損失引当金繰入額		—		64,049	
過年度損益修正損	※4	—		23,869	
税金等調整前当期純利益		1,231,000	25.22	852,706	16.77
法人税、住民税及び事業税		65,071	1.33	81,361	1.60
還付法人税等		—	—	10,830	0.21
法人税等調整額		348,456	7.14	120,412	2.37
少数株主利益		72,988	1.49	70,308	1.38
当期純利益		744,484	15.26	591,452	11.63

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,620,151	5,384,714
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△451,913	△451,913
当期純利益			744,484	744,484
土地再評価差額金取崩額			5,434	5,434
連結子会社の減少			△5	△5
持分法適用関連会社の減少			△2,706	△2,706
会計基準の変更による 連結子会社の増加			△470	△470
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	294,822	294,822
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,914,973	5,679,537

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,187,117	-	245,686	△43,458	1,389,345	1,724,584	8,498,644
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△451,913
当期純利益							744,484
土地再評価差額金取崩額							5,434
連結子会社の減少							△5
持分法適用関連会社の減少							△2,706
会計基準の変更による 連結子会社の増加							△470
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	244,202	△52,655	△5,378	12,782	198,950	△101,861	97,088
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	244,202	△52,655	△5,378	12,782	198,950	△101,861	391,911
平成19年3月31日残高(百万円)	1,431,320	△52,655	240,307	△30,676	1,588,295	1,622,722	8,890,555

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,914,973	5,679,537
連結会計年度中の変動額				
新株の発行		5,700		5,700
剰余金の配当			△459,580	△459,580
当期純利益			591,452	591,452
土地再評価差額金取崩額			8,974	8,974
持分法適用関連会社の減少			△13,699	△13,699
海外子会社における 会計基準変更			△9,217	△9,217
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	5,700	117,929	123,629
平成20年3月31日残高(百万円)	996,973	2,773,290	2,032,903	5,803,166

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	1,431,320	△52,655	240,307	△30,676	1,588,295	1,622,722	8,890,555
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							5,700
剰余金の配当							△459,580
当期純利益							591,452
土地再評価差額金取崩額							8,974
持分法適用関連会社の減少							△13,699
海外子会社における 会計基準変更							△9,217
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1,164,443	135,393	△8,974	△18,195	△1,056,218	27,259	△1,028,959
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△1,164,443	135,393	△8,974	△18,195	△1,056,218	27,259	△905,329
平成20年3月31日残高(百万円)	266,877	82,737	231,333	△48,871	532,077	1,649,981	7,985,225

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		1,231,000	852,706
減価償却費		262,631	284,758
減損損失		12,520	11,903
のれん償却額		1,675	3,882
負ののれん償却額		△813	△193
持分法による投資損益(△)		△11,826	△7,441
貸倒引当金の増加額(減少:△)		△126,975	△88,970
投資損失引当金の増加額(減少:△)		△919	3,759
賞与引当金の増加額(減少:△)		△3,076	△325
役員賞与引当金の増加額(減少:△)		—	141
退職給付引当金の増加額(減少:△)		△3,883	△327
役員退職慰労引当金の増加額(減少:△)		—	142
ポイント引当金の増加額(減少:△)		—	2,868
偶発損失引当金の増加額(減少:△)		70,193	20,338
構造改革損失引当金の増加額(減少:△)		—	22,865
資金運用収益		△3,084,974	△3,311,202
資金調達費用		1,368,063	1,592,148
有価証券関係損益(△)		△106,373	△30,117
金銭の信託の運用損益(△)		△8,322	△10,435
為替差損益(△)		△246,540	1,175,125
固定資産処分損益(△)		8,602	△12,398
特定取引資産の純増(△)減		1,629,473	△659,662
特定取引負債の純増減(△)		△437,018	528,965
約定済未決済特定取引調整額		△222,384	82,253
貸出金の純増(△)減		775,853	△3,692,311
預金の純増減(△)		△437,093	2,506,947
譲渡性預金の純増減(△)		△88,834	△28,368
借入金(劣後特約付借入金を除く) の純増減(△)		771,316	△734,380
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減		596,177	△353,052
コールローン等の純増(△)減		△913,401	344,097
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		△852,512	△1,296,470
コールマネー等の純増減(△)		△7,009,121	365,644
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		307,116	△287,802
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		1,253,878	△829,202
外国為替(資産)の純増(△)減		△87,458	107,240
外国為替(負債)の純増減(△)		△308,975	△28,212
短期社債(負債)の純増減(△)		△225,100	△120,400
普通社債の発行・償還による純増減(△)		△660,663	△280,592
資金運用による収入		3,012,120	3,351,294
資金調達による支出		△1,310,190	△1,567,246
その他		△33,324	△1,591,690
小計		△4,879,160	△3,673,719
法人税等の支払額		△84,362	△69,329
法人税等の還付額		—	10,507
営業活動によるキャッシュ・フロー		△4,963,523	△3,732,540

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△51,934,588	△60,993,346
有価証券の売却による収入		29,246,750	42,632,550
有価証券の償還による収入		25,401,051	23,561,731
金銭の信託の増加による支出		△36,966	△4,500
金銭の信託の減少による収入		92,357	185,346
有形固定資産の取得による支出		△206,136	△254,626
無形固定資産の取得による支出		△153,599	△193,432
有形固定資産の売却による収入		13,396	117,390
無形固定資産の売却による収入		52	962
事業の譲渡による収入		—	11,516
子会社株式の追加取得による支出		—	△894
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 取得による収入		—	26,943
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 取得による支出		△230	△1,045
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 売却による収入		—	18,939
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 売却による支出		—	△91,774
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,422,088	5,015,761
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		163,000	117,000
劣後特約付借入金返済による支出		△174,500	△130,000
劣後特約付社債・新株予約 権付社債の発行による収入		573,391	238,229
劣後特約付社債・新株予約 権付社債の償還による支出		△230,178	△92,777
少数株主への株式等の発行による収入		233,836	281,410
少数株主からの株式等の取得による支出		△120,000	—
少数株主への減資等による支出		—	△4,161
優先株式等の償還による支出		△218,000	△106,000
配当金支払額		△451,913	△459,580
少数株主への配当金支払額		△69,138	△73,865
子会社による当該会社の 自己株式の取得による支出		△54,503	△11,066
子会社による当該会社の 自己株式の処分による収入		136	151
その他		—	△2,959
財務活動によるキャッシュ・フロー		△347,870	△243,620
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,243	△29,075
V 現金及び現金同等物の増加額(減少:△)		△2,890,548	1,010,524
VI 現金及び現金同等物の期首残高		5,413,714	2,526,701
VII 新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加額		348	—
VIII 連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少額		△191	—
IX 吸収分割による現金及び現金同等物の 増加額		—	8,695
X 連結子会社の合併による現金及び 現金同等物の増加額		3,377	658
XI 現金及び現金同等物の期末残高		2,526,701	3,546,580

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 179社 主要な会社名 U F J ニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、ZA0 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia)他24社は、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、近畿日本信販株式会社他19社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。 U F J ニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱U F J ニコス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(1) 連結子会社 165社 主要な会社名 三菱U F J ニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、カブドットコム証券株式会社他8社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、株式会社ディーシーカード他22社は、売却、清算、合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。 U F J ニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱U F J ニコス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社7社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 50社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 ダイヤモンドリース株式会社 UFJセントラルリース株式会社 なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他7社は、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。 また、日中架け橋ファンド他2社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。 ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 47社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャックス他6社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。 また、UFJセントラルリース株式会社他9社は、合併等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。 ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更し、平成20年2月6日付で、当行の子会社、緊密な者による売却等により、関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>Cswitch Corporation 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 SSI株式会社 NBA株式会社 株式会社シンクパワー (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディス 株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 株式会社コンバージョン SSI株式会社 NBA株式会社 (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>																												
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>106社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>60社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	2社	10月末日	2社	12月末日	106社	1月24日	7社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	60社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>102社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>8社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>50社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> <p>(追加情報) 当行は、平成19年6月28日にBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、当行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。同社は12月末日を決算日とする連結子会社であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>	5月末日	2社	10月末日	1社	12月末日	102社	1月24日	8社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	50社
5月末日	2社																													
10月末日	2社																													
12月末日	106社																													
1月24日	7社																													
1月末日	1社																													
2月末日	1社																													
3月末日	60社																													
5月末日	2社																													
10月末日	1社																													
12月末日	102社																													
1月24日	8社																													
1月末日	1社																													
2月末日	1社																													
3月末日	50社																													

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これによる連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(B) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。 これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,326百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。 なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は2,012百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。	② 無形固定資産 同左
	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は1,619百万円、「社債」は同額、それぞれ減少しております。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は762,105百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は659,050百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左
	—	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	—————	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、当該支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	—————	(12) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。 (追加情報) 旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額40,530百万円を偶発損失引当金として計上しております。 なお、当連結会計年度より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,779百万円であります。	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
	—————	(14) 構造改革損失引当金の計上基準 構造改革損失引当金は、当行の連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(15)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(A) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(B) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,901百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(16)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(16)外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(17)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(17)リース取引の処理方法 同左
	(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。	(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しております。多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は40,256百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は63,434百万円(同前)であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しております。多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は39,189百万円(同前)であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(19)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(19)消費税等の会計処理 同左
	(20)手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(20)手形割引及び再割引の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	UnionBanCal Corporationに係るのれんの償却については、原則として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。	UnionBanCal Corporation、三菱UFJニコス株式会社及びカブドットコム証券株式会社に係るのれんの償却については、原則として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,320,488百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>
<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更)</p> <p>当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。</p> <p>なお、この変更により経常利益は1,085百万円増加し、税金等調整前当期純利益は4,174百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>連結財務諸表規則の改正、及び「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成18年4月28日内閣府令第60号）による「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。なお、前連結会計年度末の「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりました「繰延ヘッジ損益」は、△200,494百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「建設仮勘定」「その他の有形固定資産」、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」又は「その他資産」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「動産不動産」に含まれる「有形固定資産」の金額は1,088,259百万円、「無形固定資産」の金額は41,607百万円、「その他資産」の金額は92,414百万円であります。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産については、「有形固定資産」中の「その他の有形固定資産」及び「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、ソフトウェアについては、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度末の「その他資産」に含まれるリース資産の金額は402,406百万円、「その他資産」に含まれるソフトウェアの金額は293,239百万円であります。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>従来、資産の部に計上された連結調整勘定の償却額と負債の部に計上された連結調整勘定の償却額が生ずる場合には、これらを相殺し、「経常費用」中「その他の経常費用」又は「経常収益」中「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度から「無形固定資産」に含めて表示されている「のれん」の当期償却額は無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に、「その他負債」に含まれる負ののれんの当期償却額は「経常収益」中「その他経常収益」にそれぞれ含めております。なお、前連結会計年度における連結調整勘定の償却額（相殺前）はそれぞれ11,440百万円（費用）、713百万円（収益）であります。また、当連結会計年度の「営業経費」に含まれる「のれん」の償却額は1,675百万円、「その他経常収益」に含まれる負ののれんの償却額は813百万円であります。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」又は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアの取得による支出、並びに売却による収入は、連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による支出」、並びに「有形固定資産の売却による収入」及び「無形固定資産の売却による収入」に含めて表示しております。</p> <p>また、上記に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産に係る減価償却費につきましては「減価償却費」に含めて表示しております。</p> <p>当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」に含まれるリース資産に係る支出は123,290百万円、「無形固定資産の取得による支出」に含まれるリース資産に係る支出は16,321百万円、ソフトウェアに係る支出は53,765百万円であります。また、「有形固定資産の売却による収入」に含まれるリース資産に係る収入は12,003百万円、「無形固定資産の売却による収入」に含まれるリース資産に係る収入は0百万円であります。</p> <p>当連結会計年度の「減価償却費」に含まれるリース資産に係る減価償却費は108,286百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、「その他負債」に含めて計上しておりました「役員退職慰労引当金」は、区分して表示しております。</p> <p>なお、当行の連結子会社の役員退職慰労引当金は、従来、「その他負債」に含めて計上しており、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は945百万円であります。</p> <p>(2) 当行の連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度から区分して表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は5,174百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました「金融先物取引責任準備金繰入額」及び「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として計上しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(2)「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「還付法人税等」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分して表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「還付法人税等」は2,951百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1)連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が、「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は238百万円であります。</p> <p>(2)「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりましたポイント引当金の純増減は、金額の重要性が増したため、「ポイント引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当金の増加額」は△461百万円であります。</p> <p>(3)「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて計上しておりました法人税等の還付額は、金額の重要性が増したため、「法人税等の還付額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は2,506百万円であります。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(事業区分の変更)</p> <p>従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分に含めて表示しております。</p> <p>また、平成18年1月にUFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)が連結子会社となったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式130,290百万円及び出資金592百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は5,343百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,459百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,234,509百万円、再貸付に供している有価証券は652,184百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,635,687百万円であります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,168,193百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は18,193百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,092百万円、延滞債権額は745,933百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,686百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は562,461百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式105,112百万円及び出資金1,595百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は7,501百万円あります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に307,050百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,227,177百万円、再貸付に供している有価証券は62,653百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,785,351百万円あります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は981,903百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額7,927百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は37,858百万円、延滞債権額は684,426百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,816百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は441,633百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																				
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,362,174百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,257</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">995,294</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">793,539</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">2,553</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">696</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">283</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">247,879</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">570,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">829,953</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">651</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,257</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金241,635百万円、買入金銭債権11,911百万円、有価証券2,957,357百万円、貸出金5,248,508百万円及びその他資産5,955百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は871,996百万円、有価証券は5,803,243百万円であり、対応する売現先勘定は3,228,801百万円、債券貸借取引受入担保金は3,252,833百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,257	有価証券	995,294	貸出金	793,539	その他資産	2,553	有形固定資産	696	無形固定資産	283		百万円	預金	247,879	コールマネー及び売渡手形	570,000	借入金	829,953	社債	651	支払承諾	1,257	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,179,735百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">2,124</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,191,568</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">86,330</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,142</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">764</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">378,720</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">610,900</td> </tr> <tr> <td>コマースャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">121,260</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">2,124</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金113,293百万円、買入金銭債権568,156百万円、有価証券2,633,225百万円、貸出金6,008,650百万円及びその他資産5,707百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,894,235百万円であり、対応する売現先勘定は3,937,974百万円、債券貸借取引受入担保金は1,897,372百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	2,124	有価証券	1,191,568	貸出金	86,330	その他資産	34	有形固定資産	1,142	無形固定資産	764		百万円	預金	378,720	コールマネー及び売渡手形	610,900	コマースャル・ペーパー	25,000	借入金	121,260	支払承諾	2,124
	百万円																																																				
現金預け金	1,257																																																				
有価証券	995,294																																																				
貸出金	793,539																																																				
その他資産	2,553																																																				
有形固定資産	696																																																				
無形固定資産	283																																																				
	百万円																																																				
預金	247,879																																																				
コールマネー及び売渡手形	570,000																																																				
借入金	829,953																																																				
社債	651																																																				
支払承諾	1,257																																																				
	百万円																																																				
現金預け金	2,124																																																				
有価証券	1,191,568																																																				
貸出金	86,330																																																				
その他資産	34																																																				
有形固定資産	1,142																																																				
無形固定資産	764																																																				
	百万円																																																				
預金	378,720																																																				
コールマネー及び売渡手形	610,900																																																				
コマースャル・ペーパー	25,000																																																				
借入金	121,260																																																				
支払承諾	2,124																																																				

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,615,216百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,468百万円</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は63,208,030百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,208,464百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,192,096百万円
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,970百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,051百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金937,000百万円が含まれております。	※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金924,000百万円が含まれております。
※13 社債には、劣後特約付社債2,969,724百万円が含まれております。	※13 社債には、劣後特約付社債2,896,680百万円が含まれております。
※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,499,450百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,078,608百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料156,856百万円、株式等売却益138,811百万円及び貸出債権等の売却に係る利益12,132百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却191,280百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価115,118百万円及び株式等償却28,846百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料152,639百万円及び株式等売却益145,849百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却250,115百万円、株式等償却155,305百万円及びリース業を営む連結子会社に係るリース原価132,564百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別利益は、偶発損失引当金戻入益であります。</p> <p>※4 過年度損益修正損は、平成18年1月1日付での株式会社U F J銀行との合併に伴う受入資産に係る修正除去であります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,822,054	435,906	—	10,257,961	注1
第一回第二種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種 優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種 優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	10,178,754	435,906	—	10,614,661	
自己株式					
第一回第三種 優先株式	—	9,300	—	9,300	注2
第一回第四種 優先株式	—	79,700	—	79,700	注3
第一回第五種 優先株式	—	150,000	—	150,000	注4
合計	—	239,000	—	239,000	

注1 普通株式の増加435,906千株は、第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、第一回第五種優先株式の取得請求による増加であります。

注2 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。

注3 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。

注4 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	123,365	12.56	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第三種 優先株式	429	15.90	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第四種 優先株式	1,482	18.60	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第五種 優先株式	2,910	19.40	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	317,586	30.96	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第三種 優先株式	140	7.95	平成18年9月30日	平成18年11月21日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	その他利益 剰余金	15.36	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他利益 剰余金	30.00	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日
	第一回第三種 優先株式	140	その他利益 剰余金	7.95	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	—	—	10,257,961	
第一回第二種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種 優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種 優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000	—	—	150,000	
第一回第六種 優先株式	—	1,000	—	1,000	注1
合計	10,614,661	1,000	—	10,615,661	
自己株式					
第一回第三種 優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種 優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

注1 第一回第六種優先株式の増加1,000千株は、三菱UFJ信託銀行株式会社の貸出事業等の一部を吸収分割により承継したことに伴う新株の発行であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	15.36	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種 優先株式	140	7.95	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	295,737	28.83	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種 優先株式	140	7.95	平成19年9月30日	平成19年11月22日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	その他利益 剰余金	17.62	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他利益 剰余金	30.00	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日
	第一回第三種 優先株式	140	その他利益 剰余金	7.95	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日
	第一回第六種 優先株式	80	その他利益 剰余金	80.68	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	百万円		百万円
	現金預け金勘定 7,814,091		現金預け金勘定 9,127,750
	定期性預け金及び譲渡性預け金 <u>△5,287,390</u>		定期性預け金及び譲渡性預け金 <u>△5,581,170</u>
	現金及び現金同等物 <u>2,526,701</u>		現金及び現金同等物 <u>3,546,580</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">63百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">181,398百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">132,608百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td style="text-align: right;">136百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">314,208百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">42百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">91,399百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">58,359百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td style="text-align: right;">52百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">149,854百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">20百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">89,999百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">74,249百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td style="text-align: right;">84百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">164,354百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">47,375百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">119,425百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">166,801百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	建物	63百万円	その他の有形固定資産	181,398百万円	ソフトウェア	132,608百万円	その他の無形固定資産	136百万円	合計	314,208百万円	建物	42百万円	その他の有形固定資産	91,399百万円	ソフトウェア	58,359百万円	その他の無形固定資産	52百万円	合計	149,854百万円	建物	20百万円	その他の有形固定資産	89,999百万円	ソフトウェア	74,249百万円	その他の無形固定資産	84百万円	合計	164,354百万円	1年内	47,375百万円	1年超	119,425百万円	合計	166,801百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">49百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">152,843百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">134,510百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">287,403百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">40百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">78,047百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">76,946百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">155,034百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">301百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">338百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">74,495百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">57,526百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">132,031百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">44,580百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">90,010百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">134,590百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定年度末残高</p> <p style="text-align: right;">203百万円</p>	建物	49百万円	その他の有形固定資産	152,843百万円	ソフトウェア	134,510百万円	合計	287,403百万円	建物	40百万円	その他の有形固定資産	78,047百万円	ソフトウェア	76,946百万円	合計	155,034百万円	その他の有形固定資産	301百万円	ソフトウェア	37百万円	合計	338百万円	建物	9百万円	その他の有形固定資産	74,495百万円	ソフトウェア	57,526百万円	合計	132,031百万円	1年内	44,580百万円	1年超	90,010百万円	合計	134,590百万円
建物	63百万円																																																																								
その他の有形固定資産	181,398百万円																																																																								
ソフトウェア	132,608百万円																																																																								
その他の無形固定資産	136百万円																																																																								
合計	314,208百万円																																																																								
建物	42百万円																																																																								
その他の有形固定資産	91,399百万円																																																																								
ソフトウェア	58,359百万円																																																																								
その他の無形固定資産	52百万円																																																																								
合計	149,854百万円																																																																								
建物	20百万円																																																																								
その他の有形固定資産	89,999百万円																																																																								
ソフトウェア	74,249百万円																																																																								
その他の無形固定資産	84百万円																																																																								
合計	164,354百万円																																																																								
1年内	47,375百万円																																																																								
1年超	119,425百万円																																																																								
合計	166,801百万円																																																																								
建物	49百万円																																																																								
その他の有形固定資産	152,843百万円																																																																								
ソフトウェア	134,510百万円																																																																								
合計	287,403百万円																																																																								
建物	40百万円																																																																								
その他の有形固定資産	78,047百万円																																																																								
ソフトウェア	76,946百万円																																																																								
合計	155,034百万円																																																																								
その他の有形固定資産	301百万円																																																																								
ソフトウェア	37百万円																																																																								
合計	338百万円																																																																								
建物	9百万円																																																																								
その他の有形固定資産	74,495百万円																																																																								
ソフトウェア	57,526百万円																																																																								
合計	132,031百万円																																																																								
1年内	44,580百万円																																																																								
1年超	90,010百万円																																																																								
合計	134,590百万円																																																																								

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">53,697百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">52,535百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,419百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">508,387百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">61,247百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">569,635百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">221,844百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">26,335百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">248,179百万円</td> </tr> </table> 年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">286,543百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">34,912百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">321,455百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">114,373百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">240,063百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">354,437百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料 119,587百万円 ・減価償却費 102,573百万円 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">29,328百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">104,674百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">134,003百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">9,304百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">23,276百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">32,580百万円</td> </tr> </table> 	支払リース料	53,697百万円	減価償却費相当額	52,535百万円	支払利息相当額	1,419百万円	その他の有形固定資産	508,387百万円	その他の無形固定資産	61,247百万円	合計	569,635百万円	その他の有形固定資産	221,844百万円	その他の無形固定資産	26,335百万円	合計	248,179百万円	その他の有形固定資産	286,543百万円	その他の無形固定資産	34,912百万円	合計	321,455百万円	1年内	114,373百万円	1年超	240,063百万円	合計	354,437百万円	1年内	29,328百万円	1年超	104,674百万円	合計	134,003百万円	1年内	9,304百万円	1年超	23,276百万円	合計	32,580百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">51,401百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定取崩額</td> <td style="text-align: right;">135百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">50,078百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,180百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">338百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">510,619百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">70,189百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">580,808百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">228,337百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">30,082百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">258,420百万円</td> </tr> </table> 年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">282,281百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">40,106百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">322,388百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">115,968百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">238,327百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">354,295百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料 123,275百万円 ・減価償却費 106,043百万円 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">28,690百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">86,492百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">115,183百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,423百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">22,150百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">30,573百万円</td> </tr> </table> 	支払リース料	51,401百万円	リース資産減損勘定取崩額	135百万円	減価償却費相当額	50,078百万円	支払利息相当額	1,180百万円	減損損失	338百万円	その他の有形固定資産	510,619百万円	その他の無形固定資産	70,189百万円	合計	580,808百万円	その他の有形固定資産	228,337百万円	その他の無形固定資産	30,082百万円	合計	258,420百万円	その他の有形固定資産	282,281百万円	その他の無形固定資産	40,106百万円	合計	322,388百万円	1年内	115,968百万円	1年超	238,327百万円	合計	354,295百万円	1年内	28,690百万円	1年超	86,492百万円	合計	115,183百万円	1年内	8,423百万円	1年超	22,150百万円	合計	30,573百万円
支払リース料	53,697百万円																																																																																								
減価償却費相当額	52,535百万円																																																																																								
支払利息相当額	1,419百万円																																																																																								
その他の有形固定資産	508,387百万円																																																																																								
その他の無形固定資産	61,247百万円																																																																																								
合計	569,635百万円																																																																																								
その他の有形固定資産	221,844百万円																																																																																								
その他の無形固定資産	26,335百万円																																																																																								
合計	248,179百万円																																																																																								
その他の有形固定資産	286,543百万円																																																																																								
その他の無形固定資産	34,912百万円																																																																																								
合計	321,455百万円																																																																																								
1年内	114,373百万円																																																																																								
1年超	240,063百万円																																																																																								
合計	354,437百万円																																																																																								
1年内	29,328百万円																																																																																								
1年超	104,674百万円																																																																																								
合計	134,003百万円																																																																																								
1年内	9,304百万円																																																																																								
1年超	23,276百万円																																																																																								
合計	32,580百万円																																																																																								
支払リース料	51,401百万円																																																																																								
リース資産減損勘定取崩額	135百万円																																																																																								
減価償却費相当額	50,078百万円																																																																																								
支払利息相当額	1,180百万円																																																																																								
減損損失	338百万円																																																																																								
その他の有形固定資産	510,619百万円																																																																																								
その他の無形固定資産	70,189百万円																																																																																								
合計	580,808百万円																																																																																								
その他の有形固定資産	228,337百万円																																																																																								
その他の無形固定資産	30,082百万円																																																																																								
合計	258,420百万円																																																																																								
その他の有形固定資産	282,281百万円																																																																																								
その他の無形固定資産	40,106百万円																																																																																								
合計	322,388百万円																																																																																								
1年内	115,968百万円																																																																																								
1年超	238,327百万円																																																																																								
合計	354,295百万円																																																																																								
1年内	28,690百万円																																																																																								
1年超	86,492百万円																																																																																								
合計	115,183百万円																																																																																								
1年内	8,423百万円																																																																																								
1年超	22,150百万円																																																																																								
合計	30,573百万円																																																																																								

(有価証券関係)

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

- 1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3,276,346	8,360

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	2,053,972	2,046,520	7,452	64	7,516
外国債券	28,731	29,361	629	1,193	564
その他	247,096	247,095	0	-	0
合計	2,329,800	2,322,977	6,823	1,258	8,081

(注) 1 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,865,836	6,118,898	2,253,062	2,353,418	100,356
国内債券	19,660,405	19,582,339	78,066	9,320	87,386
国債	17,957,900	17,884,733	73,166	5,082	78,249
地方債	222,528	222,477	51	891	942
社債	1,479,976	1,475,128	4,848	3,345	8,194
外国株式	62,242	177,179	114,937	116,535	1,597
外国債券	6,788,336	6,731,840	56,495	16,795	73,291
その他	3,923,618	4,089,353	165,735	186,051	20,316
合計	34,300,438	36,699,611	2,399,172	2,682,120	282,948

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻

の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	28,970,485	196,124	58,655

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	24,223
その他有価証券	
国内株式	422,127
社債	3,733,241
外国株式	76,859
外国債券	136,827

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
国内債券	10,349,847	10,535,012	2,041,218	2,450,016
国債	9,687,937	7,021,731	1,108,014	2,121,023
地方債	32,895	130,822	63,117	3,627
社債	629,014	3,382,458	870,087	325,366
外国債券	757,544	2,581,337	826,569	2,013,938
その他	301,637	193,177	939,345	2,536,790
合計	11,409,028	13,309,527	3,807,134	7,000,746

II 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3,427,239	1,364

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,825,242	1,826,214	972	2,967	1,995
外国債券	19,325	20,365	1,039	1,259	220
その他	115,844	115,844	△0	—	0
合計	1,960,412	1,962,424	2,011	4,227	2,216

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,741,630	4,571,886	830,256	1,154,427	324,170
国内債券	14,281,673	14,248,476	△33,196	56,982	90,179
国債	12,740,108	12,693,839	△46,268	42,342	88,610
地方債	188,400	192,088	3,688	3,848	160
社債	1,353,164	1,362,548	9,383	10,792	1,408
外国株式	86,176	182,420	96,243	96,243	—
外国債券	6,620,568	6,602,232	△18,335	47,066	65,402
その他	4,618,443	4,255,136	△363,307	23,499	386,806
合計	29,348,492	29,860,154	511,661	1,378,220	866,558

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は13,961百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	42,131,495	257,526	104,490

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	12,886
その他有価証券	
国内株式	341,558
社債	3,433,556
外国株式	69,814
外国債券	243,430

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
国内債券	8,382,855	5,056,555	3,856,608	2,215,686
国債	7,673,452	2,276,462	2,897,123	1,672,043
地方債	5,253	84,685	104,363	3,440
社債	704,149	2,695,406	855,121	540,202
外国債券	475,665	2,272,595	682,990	2,728,761
その他	207,691	282,399	1,166,656	2,583,658
合計	9,066,212	7,611,549	5,706,256	7,528,106

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	130,577	1,584

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託	111,671	112,569	898	921	23

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	72,389	△9,671

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託	216,950	217,951	1,001	1,091	89

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,421,246
その他有価証券	2,420,348
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	898
繰延税金負債	△976,257
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,444,988
少数株主持分相当額	△13,215
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△453
その他有価証券評価差額金	1,431,320

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額21,175百万円(益)を含めております。

II 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	537,952
その他有価証券	536,950
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	1,001
繰延税金負債	△253,152
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	284,799
少数株主持分相当額	△7,966
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9,955
その他有価証券評価差額金	266,877

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額13,961百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,327百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的な手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク(保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	売建	10,047,300	1,450,328	7,432	7,432
		買建	7,732,511	1,131,111	7,244	7,244
	金利 オプション	売建	5,930,728	147,562	556	143
		買建	6,162,104	306,930	1,022	94
店頭	金利先渡 契約	売建				
		買建	180,026		0	0
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	298,677,969	219,726,836	241,137	241,137
		受取変動・ 支払固定	272,079,425	211,252,924	3,499	3,499
		受取変動・ 支払変動	29,447,199	21,852,062	81,350	81,350
		受取固定・ 支払固定	825,352	651,748	2,328	2,328
	金利 スワップ ション	売建	19,031,613	6,304,195	106,824	10,970
		買建	17,875,411	6,185,603	108,745	15,377
	その他	売建	4,417,239	3,063,108	17,459	1,341
		買建	4,462,245	2,742,204	20,304	6,961
合計					166,004	170,846

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	売建	10,968	169	105	105
		買建	334	334		
店頭	通貨スワップ		42,075,329	32,386,764	9,397	9,397
	為替予約	売建	36,545,356	381,449	294,998	294,998
		買建	40,452,751	477,466	481,528	481,528
	通貨オプション	売建	15,249,450	8,015,567	568,164	19,396
		買建	14,162,028	7,607,497	375,723	20,065
合計					3,380	156,360

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	売建	649,798		1,321	1,321
		買建	512,423		803	803
	債券先物 オプション	売建	43,908		57	3
		買建	85,418		291	61
店頭	債券店頭 オプション	売建	24,000		3	56
		買建	24,000		159	91
合計					908	724

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	売建				
		買建				
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	315,375	194,071	154,939	154,939
		短期変動金利受 取・商品指数変 化率支払	541,325	409,691	159,333	159,333
	商品 オプション	売建	115,958	22,159	5,709	5,631
		買建	115,968	22,159	5,716	5,638
合計					4,401	4,401

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,876,357	3,621,609	9,488	9,488
		買建	4,710,182	4,404,561	11,030	11,030
合計					1,542	1,542

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	121	55	17	5
		買建	121	55	17	11
合計						5

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

1 取引の状況に関する事項

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的な手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク(保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	売建	5,518,416	929,676	10,588	10,588
		買建	4,547,948	617,079	6,007	6,007
	金利 オプション	売建	5,564,080		4,706	2,823
		買建	4,631,136		4,469	2,647
店頭	金利先渡 契約	売建	3,590,693		600	600
		買建	2,481,185		800	800
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	261,780,227	188,840,113	3,990,755	3,990,755
		受取変動・ 支払固定	249,296,077	181,652,522	3,591,624	3,591,624
		受取変動・ 支払変動	35,486,015	21,654,745	100,252	100,252
		受取固定・ 支払固定	652,246	504,346	1,779	1,779
	金利 スワップ ション	売建	8,595,085	4,850,592	131,641	101,126
		買建	7,763,497	4,745,416	134,356	111,510
	その他	売建	3,297,279	2,638,590	10,531	2,497
		買建	2,988,723	2,251,406	15,545	11,373
合計					299,809	311,402

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	売建	5,593		23	23
		買建	6,610			
店頭	通貨スワップ		35,465,668	27,496,940	246,068	246,068
	為替予約	売建	33,545,550	426,394	622,508	622,508
		買建	37,088,061	535,605	554,666	554,666
	通貨オプション	売建	17,858,508	9,264,924	709,942	24,376
		買建	16,860,913	8,540,794	903,172	366,291
合計					14,978	163,664

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	売建	727,929		100	100
		買建	587,780		1,977	1,977
	債券先物 オプション	売建	73,041		340	106
		買建	111,433		646	32
店頭	債券店頭 オプション	売建				
		買建				
合計					2,182	1,950

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	売建				
		買建				
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	255,723	192,379	161,782	161,782
		短期変動金利受 取・商品指数変 化率支払	410,873	337,305	165,877	165,877
	商品 オプション	売建	100,389	50,103	5,892	5,376
		買建	100,389	50,103	5,892	5,410
合計					4,095	4,129

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,991,404	3,627,035	92,778	92,778
		買建	5,399,892	4,924,987	136,606	136,606
合計					43,827	43,827

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	144	24	10	23
		買建	144	24	10	8
合計						14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度等を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の当行海外支店及び海外連結子会社でも確定給付型の退職給付制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△1,440,772	△1,440,286
年金資産 (B)	1,934,627	1,802,860
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	493,854	362,573
未認識数理計算上の差異 (D)	△195,172	△11,821
未認識過去勤務債務 (E)	△47,117	△37,993
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	251,564	312,758
前払年金費用 (G)	299,694	360,321
退職給付引当金 (F) - (G)	△48,129	△47,563

(注) 一部の当行海外支店及び連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	36,234	33,810
利息費用	36,436	37,902
期待運用収益	△56,321	△57,546
過去勤務債務の費用処理額	△7,848	△9,258
数理計算上の差異の費用処理額	8,380	△9,928
会計基準変更時差異の費用処理額	△8	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	6,603	8,893
退職給付費用	23,477	3,872

(注) 簡便法を採用している一部の当行海外支店及び連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
(1) 割引率	当行及び国内連結 子会社 1.90%～2.50 % 海外連結子会社 4.50%～10.00%	当行及び国内連結 子会社 1.70%～2.50 % 海外連結子会社 5.00%～10.00%
(2) 期待運用収益率	当行及び国内連結 子会社 0.93%～3.50% 海外連結子会社 4.50%～8.50%	当行及び国内連結 子会社 1.01%～3.50% 海外連結子会社 4.50%～8.50%
(3) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処 理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	同左
(5) 数理計算上の差異の処 理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) (注) 3	同社取締役 1名 同社従業員 36名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 4名	同社取締役 1名 同社執行役 1名 同社従業員 31名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1、 2	同社普通株式 12,861株	同社普通株式 1,854株	同社普通株式 4,314株
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役 又は従業員の地位にあるこ とを要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役 又は従業員の地位にあるこ とを要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役 又は従業員の地位にあるこ とを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	3,753
付与	—	—	—
失効	—	—	111
権利確定	—	—	3,642
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,185	846	—
権利確定	—	—	3,642
権利行使	3,375	333	—
失効	27	—	—
未行使残	783	513	3,642

単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価（円） （注）1	117,000	135,486	—
付与日における公正な 評価単価（注）2	—	—	—

- （注）1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。
- 2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	606,888	貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	562,524
有価証券評価損	149,149	有価証券評価損	249,514
退職給付引当金	96,245	退職給付引当金	83,128
税務上の繰越欠損金	1,173,063	税務上の繰越欠損金	771,127
その他	361,333	その他	622,227
繰延税金資産小計	2,386,681	繰延税金資産小計	2,288,522
評価性引当額	△740,447	評価性引当額	△819,517
繰延税金資産合計	1,646,234	繰延税金資産合計	1,469,005
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,012,412	その他有価証券評価差額金	△337,608
合併時有価証券時価評価	△213,362	合併時有価証券時価評価	△128,740
リース取引に係る未実現利益	△94,715	リース取引に係る未実現利益	△89,649
在外子会社の留保利益	△33,927	退職給付信託設定益	△66,789
その他	△125,430	在外子会社の留保利益	△33,885
繰延税金負債合計	△1,479,847	その他	△141,511
繰延税金資産の純額	166,386	繰延税金負債合計	△798,184
		繰延税金資産の純額	
		670,820	
2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳		2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.57%	法定実効税率	40.57%
(調整)		(調整)	
評価性引当額の増減	△4.78%	評価性引当額の増減	△11.36%
在外連結子会社との税率差異	△1.51%	子会社の合併等に伴う持分変動利益	△4.02%
子会社からの受取配当金消去	1.13%	在外連結子会社との税率差異	△3.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.95%	子会社からの受取配当金消去	1.95%
その他	△0.86%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.59%	その他	△0.18%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	
		22.39%	

(企業結合等関係)

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものはありません。

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 パーチェス法の適用

当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施し、同社の株式100,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当行の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.45%となりました。

また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式(端株を除く)を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第1部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結子会社となりました。

なお、本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFGの銀行法上の子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFGが取得しております。

(1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

被取得企業の名称	カブドットコム証券株式会社		
事業の内容	証券業		
規模	資本金	7,196百万円	(平成19年9月30日現在)
	総資産	460,001百万円	(平成19年9月30日現在)
	従業員数	83名	(平成19年9月30日現在)

企業結合を行った主な理由

オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドットコム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとする事により、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUFGとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUFGグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。

企業結合日 平成19年12月27日

企業結合の法的形式 株式取得
取得した議決権比率 13.75%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 23,447百万円

(内訳)

株式取得代価 23,366百万円

取得に直接要した支出額 81百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額 29,841百万円

発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額	資産合計	460,001百万円
	うち預託金	234,294百万円
	うち信用取引資産	144,077百万円
負債の額	負債合計	422,931百万円
	うち受入保証金	124,192百万円
	うち信用取引負債	85,127百万円

2 共通支配下の取引等

当行の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ) 結合企業

名称 UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

(ロ) 被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

企業結合日

平成19年4月1日

企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併
結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

発生したのれんの金額	3,244百万円
発生原因	被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。
償却方法及び償却期間	20年間で均等償却
持分変動利益の金額	13,050百万円

3 事業分離

当行の連結子会社であるUnion Bank of California N.A.（以下「UBOC」という）は、平成19年11月29日、年金受託業務の一部売却について、Prudential Financial, Incと売買契約を締結し、同年12月31日、売却いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

Prudential Financial, Incの子会社であるPrudential Retirement

分離した事業の内容

確定拠出型年金のプロバイダー業務及びレコード・キーピング業務

事業分離を行った主な理由

UBOCは、年金受託業務の継続には今後多額のシステム投資が必要である一方、UBOCの当該業務における規模が不十分であると判断したため。

事業分離日

平成19年12月31日

法的形式を含む事業分離の概要

UBOCを分離元企業、Prudential Retirementを分離先企業とする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

子会社による事業売却益	10,810百万円
(内訳)	
事業譲渡対価	11,516百万円
無形固定資産	706百万円
子会社による事業売却益	10,810百万円

なお、事業譲渡対価は譲渡手数料239百万円を差引いております。

- (3) 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、当該分離した事業が含まれていた事業区分の名称

銀行業

- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	6,037百万円
経常費用	5,984百万円
経常利益	52百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,220,103	478,964	180,461	4,879,528	—	4,879,528
(2) セグメント間の 内部経常収益	22,831	11,221	16,585	50,638	(50,638)	—
計	4,242,934	490,185	197,046	4,930,166	(50,638)	4,879,528
経常費用	3,179,994	480,213	184,391	3,844,599	(143,549)	3,701,050
経常利益	1,062,940	9,971	12,654	1,085,566	92,911	1,178,478
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	152,108,870	4,450,358	701,711	157,260,940	(1,397,892)	155,863,048
減価償却費	138,657	22,669	101,304	262,631	—	262,631
資本的支出	222,407	34,083	129,815	386,306	—	386,306

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、銀行業の資産が1,619百万円減少しております。

4 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分に含めて表示しております。

また、平成18年1月にUFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)が連結子会社となったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前連結会計年度における「クレジットカード業」は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度
経常収益	192,361百万円
経常費用	163,121百万円
経常利益	29,239百万円
資産	4,680,730百万円
減価償却費	6,560百万円
資本的支出	9,509百万円

5 「クレジットカード業」の経常費用には、UFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)における利息返還請求による損失にかかる偶発損失引当金の期首時点における見積もり方法変更差額14,076百万円が含まれております。

- 6 従来、貸倒引当金繰入額は、連結全体で貸倒引当金戻入益と相殺の上、貸倒引当金繰入額が上回る場合にのみ、各セグメントの経常費用として計上しておりましたが、「銀行業」以外のセグメントの貸倒引当金繰入額の重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より各セグメント毎に貸倒引当金繰入額と貸倒引当金戻入益を相殺の上、貸倒引当金繰入額が上回るセグメントについては、当該セグメントの経常費用として計上しております。

なお、当連結会計年度の表示方法を適用した場合の当中間連結会計期間における「クレジットカード業」、「計」及び「消去又は全社」並びに前連結会計年度における「証券業」、「その他」、「計」及び「消去又は全社」の経常費用及び経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

当中間連結会計期間	クレジットカード業	計	消去又は全社	
経常費用	233,987百万円	1,823,743百万円	(83,475百万円)	
経常利益	3,060百万円	474,377百万円	60,506百万円	
前連結会計年度	証券業	その他	計	消去又は全社
経常費用	50,522百万円	241,153百万円	2,279,613百万円	(35,312百万円)
経常利益	2,723百万円	24,864百万円	680,644百万円	6,870百万円

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	クレジットカード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	4,433,970	456,743	192,916	5,083,631	—	5,083,631
(2) セグメント間の内部経常収益	27,834	15,960	27,832	71,628	(71,628)	—
計	4,461,805	472,704	220,749	5,155,259	(71,628)	5,083,631
経常費用	3,719,745	487,393	209,561	4,416,700	(127,478)	4,289,221
経常利益 (△は経常損失)	742,059	△14,688	11,188	738,558	55,850	794,409
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	152,187,297	4,020,895	1,109,295	157,317,488	(1,515,506)	155,801,981
減価償却費	157,711	23,014	104,031	284,758	—	284,758
資本的支出	272,821	25,047	132,458	430,328	—	430,328

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「銀行業」で10,309百万円、「クレジットカード業」で9百万円、「その他」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、「その他」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除

く) 以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、これにより経常費用は「銀行業」で1,932百万円、「クレジットカード業」で79百万円、「その他」で0百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により「クレジットカード業」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,519,759	739,997	11,071	282,471	326,229	4,879,528	—	4,879,528
(2) セグメント間の内部経常収益	111,869	76,962	146,727	62,477	86,207	484,245	(484,245)	—
計	3,631,628	816,959	157,799	344,949	412,437	5,363,773	(484,245)	4,879,528
経常費用	2,702,917	670,173	115,825	327,681	337,486	4,154,085	(453,035)	3,701,050
経常利益 (△は経常損失)	928,710	146,786	41,973	17,267	74,950	1,209,688	(31,210)	1,178,478
II 資産	135,078,521	17,030,759	3,818,690	8,475,250	9,287,906	173,691,128	(17,828,080)	155,863,048

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して資産が1,619百万円減少しておりますが、この影響は日本におけるものが819百万円、北米におけるものが799百万円であります。

4 日本における経常費用には、UFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)における利息返還請求による損失にかかる偶発損失引当金の期首時点における見積もり方法変更差額14,076百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,639,690	782,863	11,045	327,959	322,072	5,083,631	—	5,083,631
(2) セグメント間の内部経常収益	152,856	58,202	155,548	78,052	62,193	506,852	(506,852)	—
計	3,792,547	841,065	166,593	406,011	384,265	5,590,484	(506,852)	5,083,631
経常費用	3,319,812	702,799	114,132	380,105	315,664	4,832,514	(543,292)	4,289,221
経常利益	472,734	138,266	52,461	25,906	68,601	757,969	36,439	794,409
II 資産	133,664,207	15,909,720	3,809,325	10,606,332	9,748,730	173,738,315	(17,936,334)	155,801,981

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、当行の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すことと

し、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「日本」で10,226百万円、「北米」で6百万円、「中南米」で0百万円、「欧州・中近東」で86百万円、「アジア・オセアニア」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「北米」で1百万円、「欧州・中近東」で30百万円、「アジア・オセアニア」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、これにより経常費用は「日本」で1,982百万円、「北米」で18百万円、「欧州・中近東」で5百万円、「アジア・オセアニア」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により「日本」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,359,769
II 連結経常収益	4,879,528
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	27.8

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,443,940
II 連結経常収益	5,083,631
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者との取引】

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付(注1)	—	貸出金	59
				利息の受取(注1)	1	その他資産	0
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付(注2)	—	貸出金	10
役員	尾崎 輝郎	当行取締役	なし	資金の貸付(注3)	—	貸出金	5
役員	中川 徹也	当行監査役	なし	資金の貸付(注4)	—	貸出金	27

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間30年、1ヶ月毎元利均等返済であります。

(注2) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、期限一括返済であります。

(注3) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間7年、1ヶ月毎元利均等返済であります。

(注4) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間19年6ヶ月、1ヶ月毎元金均等返済であります。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

該当ありません。

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付(注1)	—	貸出金	57
				利息の受取(注1)	1	その他資産	0
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付(注2)	—	貸出金	10
役員	尾崎 輝郎	当行取締役	なし	資金の貸付(注3)	—	貸出金	4
役員	中川 徹也	当行監査役	なし	資金の貸付(注4)	—	貸出金	25

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間25年、1ヶ月毎元利均等返済であります。

(注2) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、期限一括返済であります。

(注3) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間7年、1ヶ月毎元利均等返済であります。

(注4) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間19年6ヶ月、1ヶ月毎元金均等返済であります。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

該当ありません。

(開示対象特別目的会社関係)

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成20年3月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は76,054百万円、負債総額(単純合算)は75,940百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当行及び当行の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の金額 又は当連結会計年度 末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	38	分配益	79
回収サービス業務取引高(注2)	3,571	回収サービス業務収益	3,571

(注)1 平成20年3月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、93,820百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(38,806百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」に記載した特別目的会社3社との取引金額等のほか、損益につきましては当連結会計年度中に取引のあった類似の取引形態の特別目的会社4社との取引金額等を含めて記載しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	678円60銭	1株当たり純資産額	587円12銭
1株当たり当期純利益	73円40銭	1株当たり当期純利益	56円93銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	71円66銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56円79銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	744,484	591,452
普通株主に帰属しない金額	百万円	7,372	7,382
うち優先配当額	百万円	7,372	7,382
普通株式に係る当期純利益	百万円	737,111	584,070
普通株式の期中平均株式数	千株	10,041,799	10,257,961
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	281	281
うち優先配当額	百万円	281	281
普通株式増加数	千株	247,517	31,355
うち優先株式	千株	247,517	31,355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式等の概要		第一回第二種優先株式(発行済株式数100,000千株)	第一回第二種優先株式(発行済株式数100,000千株) 第一回第六種優先株式(発行済株式数1,000千株) 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成20年3月末現在個数 1,214個

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	8,890,555	7,985,225
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,929,436	1,962,529
うち少数株主持分	百万円	1,622,722	1,649,981
うち優先株式	百万円	303,100	308,800
うち優先配当額	百万円	3,613	3,747
普通株式に係る年度末の純資産額	百万円	6,961,119	6,022,696
1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数	千株	10,257,961	10,257,961

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
<p>当行の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容</p> <p>結合企業 名称 UFJニコス株式会社 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>被結合企業 名称 株式会社ディーシーカード 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>(2) 企業結合日 平成19年4月1日</p> <p>(3) 企業結合の法的形式 UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併</p> <p>(4) 結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社</p> <p>(5) 取引の目的を含む取引の概要 MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理」に規定する会計処理を適用いたしました。</p>	<p>1. 優先証券の償還</p> <p>当行は、平成20年4月28日の取締役会において、以下のとおり、当行の連結子会社である Tokai Preferred Capital Company L.L.C. の発行した以下の優先証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。</p> <p>(1) 償還する優先証券の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>発行体</td> <td>Tokai Preferred Capital Company L.L.C.</td> </tr> <tr> <td>発行証券の種類</td> <td>配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成10年3月26日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>10億米ドル</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1券面当たり1,000米ドル</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(3) その他 当行は、平成20年6月23日の取締役会において、平成21年3月末を目処に、Tokai Preferred Capital Company L.L.C. の清算手続をすすめていくことを決議いたしました。</p> <p>2. 子会社の株式交換</p> <p>当行の連結子会社でクレジットカード業を営む三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成19年9月20日締結の基本合意に基づき、平成20年5月28日、同日開催された両社の取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>本株式交換契約は、三菱UFJニコスにおいては平成20年6月27日開催の定時株主総会および各種類株主総会において承認されております。なお、MUFGにおいては、会社法第796条第3項本文の規定により、株主総会の承認を得ることなく行われます。</p> <p>株式交換の目的、方法および内容、効力発生日につきましては、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 株式交換の目的 平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り</p>	発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.	発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。	配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。	発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)	払込日	平成10年3月26日	償還対象総額	10億米ドル	償還金額	1券面当たり1,000米ドル
発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.																
発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																
償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。																
配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。																
発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)																
払込日	平成10年3月26日																
償還対象総額	10億米ドル																
償還金額	1券面当たり1,000米ドル																

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)														
	<p> 組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUF Gグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUF Gグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUF Gとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUF Gが全額引き受けること、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUF Gの完全子会社となる方針を決定しておりました。 </p> <p> この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUF Gとの間で本株式交換契約を締結いたしました。 </p> <p> (2) 株式交換の方法および内容 株式交換の方法 MUF Gは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主（MUF Gを除く。以下同じ）が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUF Gの普通株式を割当交付します。 </p> <p> 株式交換の内容 a 株式の種類および交換比率 </p> <table border="1" data-bbox="842 1146 1393 1312"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="2">MUF G (株式交換完全親会社)</th> <th colspan="2">三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)</th> </tr> <tr> <th>株式の種類</th> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> <th>第1種株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式交換比率</td> <td></td> <td>1</td> <td>0.37</td> <td>1.39</td> </tr> </tbody> </table> <p> 三菱UFJニコスの普通株式1株につきMUF Gの普通株式0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式1株につきMUF Gの普通株式1.39株が、それぞれ三菱UFJニコスの株主に交付されます。 </p> <p> b 株式交換比率の算定方法 本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUF Gは野村証券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両者間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。 </p> <p> (3) 株式交換の効力発生日 平成20年8月1日（予定） </p>	会社名	MUF G (株式交換完全親会社)		三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)		株式の種類	普通株式	普通株式	第1種株式	株式交換比率		1	0.37	1.39
会社名	MUF G (株式交換完全親会社)		三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)												
	株式の種類	普通株式	普通株式	第1種株式											
株式交換比率		1	0.37	1.39											

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>3. 子会社の経営統合に関する基本合意</p> <p>当行の連結子会社である株式会社泉州銀行は、平成20年2月22日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議いたしました。</p> <p>なお、平成20年5月30日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結いたしました。</p>

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
	<p>当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。</p> <p>(第三者割当増資の概要)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 募集または割当方法</td> <td>第三者割当</td> </tr> <tr> <td>(2) 発行新株式数</td> <td>普通株式 400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき300円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td>1,200億円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>増加する資本金の額 600億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増加する資本準備金の額 600億円</td> </tr> <tr> <td>(3) 申込時期</td> <td>平成19年11月6日</td> </tr> <tr> <td>(4) 払込期日</td> <td>平成19年11月6日</td> </tr> <tr> <td>(5) 取引の目的を含む取引の概要</td> <td> <p>三菱UFJニコスおよびMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。</p> <p>三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする</p> <p>三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること</p> <p>銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること</p> <p>三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること</p> <p>なお、平成20年5月28日開催の各取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が71,453百万円計上されております。</td> </tr> </table>	(1) 募集または割当方法	第三者割当	(2) 発行新株式数	普通株式 400,000,000株	発行価額	1株につき300円	発行価額の総額	1,200億円	資本組入額	増加する資本金の額 600億円		増加する資本準備金の額 600億円	(3) 申込時期	平成19年11月6日	(4) 払込期日	平成19年11月6日	(5) 取引の目的を含む取引の概要	<p>三菱UFJニコスおよびMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。</p> <p>三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする</p> <p>三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること</p> <p>銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること</p> <p>三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること</p> <p>なお、平成20年5月28日開催の各取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p>		(6) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が71,453百万円計上されております。
(1) 募集または割当方法	第三者割当																				
(2) 発行新株式数	普通株式 400,000,000株																				
発行価額	1株につき300円																				
発行価額の総額	1,200億円																				
資本組入額	増加する資本金の額 600億円																				
	増加する資本準備金の額 600億円																				
(3) 申込時期	平成19年11月6日																				
(4) 払込期日	平成19年11月6日																				
(5) 取引の目的を含む取引の概要	<p>三菱UFJニコスおよびMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。</p> <p>三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする</p> <p>三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること</p> <p>銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること</p> <p>三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること</p> <p>なお、平成20年5月28日開催の各取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p>																				
	(6) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が71,453百万円計上されております。																				

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当 行	短期社債	平成19年 3月～ 平成20年 3月	150,600 [150,600]	42,200 [42,200]	0.53～ 0.79	なし	平成19年 4月～ 平成20年 4月
	第2回～第96回 普通社債	平成11年 10月～ 平成20年 3月	2,089,965 [629,993]	1,824,988 [529,995]	0.36～ 2.69	なし	平成19年 4月～ 平成39年 4月
	第1回 米ドル建劣後社債	平成12年 2月25日	236,040 (USD 1,999,497千)	193,798 (USD 1,934,312千)	8.40	なし	平成22年 4月15日
	米ドル建劣後社債	平成13年 6月15日	235,300 (USD 1,993,224千)	199,862 (USD 1,994,834千)	7.40	なし	平成23年 6月15日
	第1回 円建劣後社債	平成12年 7月27日	70,000	70,000	2.25	なし	平成22年 7月27日
	第2回 円建劣後社債	平成13年 7月31日	50,000	50,000	1.93	なし	平成23年 7月29日
	第3回 円建劣後社債	平成14年 6月25日	50,000	50,000	2.39	なし	平成24年 6月25日
	第3回2号 円建劣後社債	平成15年 6月26日	80,000	80,000	1.30	なし	平成25年 6月26日
	第4回 円建劣後社債	平成15年 5月22日	100,000	100,000	1.13	なし	平成25年 5月22日
	第6回 円建劣後社債	平成16年 12月22日	70,000	70,000	1.73	なし	平成26年 12月22日
	第7回 円建劣後社債	平成16年 12月22日	30,000	30,000	2.11	なし	平成31年 12月20日
	第8回 円建劣後社債	平成17年 7月22日	60,000	60,000	1.64	なし	平成27年 7月22日
	第9回 円建劣後社債	平成17年 7月22日	20,000	20,000	2.01	なし	平成32年 7月22日
	第10回 円建劣後社債	平成18年 8月11日	50,000	50,000	2.39	なし	平成25年 8月9日
	第11回 円建劣後社債	平成18年 10月31日	50,000	50,000	2.28	なし	平成28年 10月31日
	第12回 円建劣後社債	平成19年 7月30日	—	50,000	2.16	なし	平成29年 7月28日
	第13回 円建劣後社債	平成19年 11月16日	—	10,000	2.04	なし	平成34年 11月16日
	ユーロ円建劣後社債 (MTNプログラムによる発行)	平成13年 3月～ 平成14年 6月	12,000	—	1.31～ 1.66	なし	平成24年 6月～ 平成25年 3月
	ユーロ建劣後社債 (MTNプログラムによる発行)	平成17年 12月16日	156,604 (EUR 995,386千)	157,547 (EUR 995,938千)	3.50	なし	平成27年 12月16日
※ 1	短期社債	平成20年 3月21日	—	2,000 [2,000]	1.05	なし	平成20年 4月21日
	普通社債	平成9年 3月～ 平成20年 3月	71,982 (USD 10,000千) (IDR 48,974,235千) [19,879]	140,824 (USD 750,000千) [93,269]	0.72～ 19.00	なし ※ 2	平成19年 3月～ 平成29年 12月
	劣後社債	平成9年 3月～ 平成19年 5月	1,267,467 (USD 6,626,403千) (EUR 800,000千) (GBP 275,000千) [21,901]	1,246,645 (USD 6,336,403千) (EUR 900,000千) (GBP 275,000千) [—]	0.40～ 10.87	なし	平成19年 4月～ 平成47年 3月
	永久劣後社債	平成7年 6月～ 平成20年 3月	432,311 (USD 676,000千) (EUR 7,000千)	408,826 (USD 776,000千) (EUR 7,000千)	1.00～ 8.75	なし	—
合計	—	5,282,272	4,906,693	—	—	—	

- (注) 1 ※ 1は連結子会社UnionBanCal Corporation、BTMU Capital Corporation、BTMU (Curacao) Holdings N.V.、UFJ Finance Aruba A.E.C.、Tokai Finance (Curacao) N.V.、PT U Finance Indonesia、三菱UFJニコス株式会社、株式会社泉州銀行、東京合同ファイナンス株式会社の発行した社債をまとめて記載しております。なお、UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しました。このため、前期末残高には、UFJニコス株式会社、株式会社ディーシーカードの計数を含めて記載しております。
- 2 ※ 2は前期末残高には連結子会社が発行した有担保の普通社債1銘柄が含まれております。それ以外は無担保であります。

- 3 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建社債の金額であります。
 4 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 5 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
667,464	410,277	744,098	453,745	306,130

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	3,236,372	2,660,227	2.15	—
再割引手形	7,948	—	—	—
借入金	3,228,424	2,660,227	2.15	平成19年2月～ 平成40年3月
1年以内に返済予定の リース債務	—	—	—	—
リース債務(1年以内に 返済予定のものを除く。)	—	—	—	—

- (注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,162,861	206,460	281,002	191,478	159,895

銀行業は預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	632,902	357,362	2.24	—

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度末 (平成19年 3月31日)		当事業年度末 (平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		7,290,057	5.18	9,004,369	6.45
現金		1,156,696		1,131,121	
預け金	※7	6,133,361		7,873,247	
コールローン		1,766,390	1.26	656,874	0.47
買現先勘定	※2	223,278	0.16	283,826	0.20
債券貸借取引支払保証金	※2	3,586,380	2.55	4,874,657	3.49
買入手形		—	—	226,200	0.16
買入金銭債権	※7	3,226,721	2.29	3,602,885	2.58
特定取引資産	※7	4,108,862	2.92	4,785,724	3.43
商品有価証券		161,703		520,986	
商品有価証券派生商品		256		2,730	
特定取引有価証券		15,678		27,296	
特定取引有価証券派生商品		69		165	
特定金融派生商品		824,056		1,306,817	
その他の特定取引資産		3,107,097		2,927,727	
金銭の信託		242,996	0.17	77,137	0.05
有価証券	※1,2 7	40,705,727	28.95	33,191,095	23.76
国債		19,743,404		14,304,307	
地方債		220,100		177,396	
社債	※14	5,128,393		4,714,547	
株式		7,265,946		5,660,298	
その他の証券		8,347,882		8,334,544	
投資損失引当金		△132,125	△0.09	△85,776	△0.06
貸出金	※3, 4,5,6 7,8	68,194,957	48.50	70,397,804	50.41
割引手形	※2	425,590		312,447	
手形貸付		4,650,179		4,685,248	
証書貸付		52,944,294		55,087,430	
当座貸越		10,174,892		10,312,677	
外国為替		1,395,884	0.99	1,224,907	0.88
外国他店預け		201,259		137,318	
外国他店貸		204,286		130,537	
買入外国為替	※2	748,252		687,405	
取立外国為替		242,086		269,646	
その他資産		2,438,700	1.74	3,184,526	2.28
未決済為替貸		65,267		83,143	
前払費用		3,438		3,649	
未収収益		333,131		310,590	
先物取引差入証拠金		10,204		5,884	
先物取引差金勘定		631		2,675	
金融派生商品		1,052,087		1,652,111	
その他の資産		973,939		1,126,471	
有形固定資産	※10, 11	958,052	0.68	959,984	0.69
建物		251,886		244,200	
土地	※9	615,059		613,654	
建設仮勘定		9,005		3,880	
その他の有形固定資産		82,100		98,249	
無形固定資産		297,632	0.21	356,365	0.25
ソフトウェア		183,249		182,661	
その他の無形固定資産		114,383		173,704	
繰延税金資産		194,999	0.14	693,629	0.50
支払承諾見返	※14	6,886,433	4.90	6,867,725	4.92
貸倒引当金		△771,057	△0.55	△640,596	△0.46
資産の部合計		140,613,892	100.00	139,661,343	100.00

区分	注記 番号	前事業年度末 (平成19年 3月31日)		当事業年度末 (平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		100,276,681	71.31	101,861,554	72.94
当座預金		8,475,455		6,903,027	
普通預金		48,264,217		47,181,779	
貯蓄預金		1,268,294		1,186,104	
通知預金		1,146,194		1,616,020	
定期預金		36,004,531		39,087,066	
定期積金		76		75	
その他の預金		5,117,910		5,887,481	
譲渡性預金		5,516,096	3.92	5,420,058	3.88
コールマネー	※7	1,877,290	1.34	1,528,706	1.09
売現先勘定	※7	3,179,360	2.26	3,832,129	2.74
債券貸借取引受入担保金	※7	3,273,394	2.33	2,487,240	1.78
特定取引負債		658,722	0.47	1,171,412	0.84
商品有価証券派生商品		86		236	
特定取引売付債券		6,049		11,917	
特定取引有価証券派生商品		23		283	
特定金融派生商品		652,563		1,158,975	
借入金		4,935,482	3.51	4,115,106	2.95
再割引手形	※2	7,948		—	
借入金	※7, 12	4,927,534		4,115,106	
外国為替		1,012,030	0.72	991,260	0.71
外国他店預り		893,163		862,130	
外国他店借	※2	25,076		17,941	
売渡外国為替		4,425		6,126	
未払外国為替		89,365		105,063	
短期社債		150,600	0.11	42,200	0.03
社債	※13	3,359,910	2.39	3,066,197	2.20
その他負債		2,158,747	1.53	1,882,799	1.35
未決済為替借		13,108		6,769	
未払法人税等		9,019		10,568	
未払費用		218,985		240,350	
前受収益		46,247		50,218	
給付補てん備金		12		12	
先物取引受入証拠金		739		—	
先物取引差金勘定		544		—	
借入商品債券		149,750		96,643	
金融派生商品		1,013,347		953,863	
その他の負債		706,991		524,373	
賞与引当金		15,951	0.01	16,969	0.01
役員賞与引当金		—	—	140	0.00
退職給付引当金		11,348	0.01	10,232	0.01
ポイント引当金		—	—	403	0.00
偶発損失引当金		81,951	0.06	75,514	0.05
特別法上の引当金		31	0.00	31	0.00
金融先物取引責任準備金		31		—	
金融商品取引責任準備金		—		31	
再評価に係る繰延税金負債	※9	197,942	0.14	191,788	0.14
支払承諾	※7, 14	6,886,433	4.90	6,867,725	4.92
負債の部合計		133,591,975	95.01	133,561,471	95.64

区分	注記 番号	前事業年度末 (平成19年3月31日)		当事業年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		996,973	0.71	996,973	0.71
資本剰余金		2,767,590	1.97	2,773,290	1.98
資本準備金		2,767,590		2,773,290	
利益剰余金		1,627,703	1.15	1,728,082	1.24
利益準備金		190,044		190,044	
その他利益剰余金		1,437,658		1,538,037	
行員退職手当基金		2,432		2,432	
別途積立金		718,196		718,196	
繰越利益剰余金		717,029		817,408	
株主資本合計		5,392,266	3.83	5,498,345	3.93
その他有価証券評価差額金		1,435,530	1.02	289,078	0.21
繰延ヘッジ損益		△46,187	△0.03	81,114	0.06
土地再評価差額金	※9	240,307	0.17	231,333	0.16
評価・換算差額等合計		1,629,650	1.16	601,526	0.43
純資産の部合計		7,021,917	4.99	6,099,871	4.36
負債及び純資産の部合計		140,613,892	100.00	139,661,343	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		3,651,533	100.00	3,810,444	100.00
資金運用収益		2,466,446		2,680,964	
貸出金利息		1,434,893		1,568,346	
有価証券利息配当金		589,836		629,512	
コールローン利息		18,552		12,444	
買現先利息		12,361		9,417	
債券貸借取引受入利息		8,450		18,391	
買入手形利息		55		52	
預け金利息		233,590		217,135	
金利スワップ受入利息		7,637		1,125	
その他の受入利息		161,068		224,539	
役務取引等収益		550,592		510,702	
受入為替手数料		174,221		170,885	
その他の役務収益		376,371		339,816	
特定取引収益		140,198		219,199	
商品有価証券収益		3,450		6,100	
特定取引有価証券収益		413		3,954	
特定金融派生商品収益		125,031		188,024	
その他の特定取引収益		11,302		21,119	
その他業務収益		304,491		245,685	
外国為替売買益		204,301		125,136	
国債等債券売却益		57,676		109,343	
その他の業務収益		42,513		11,205	
その他経常収益		189,805		153,891	
株式等売却益		129,722		106,917	
金銭の信託運用益		8,616		10,008	
その他の経常収益		51,466		36,965	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常費用		2,816,984	77.15	3,243,157	85.11
資金調達費用		1,282,373		1,446,494	
預金利息		599,324		694,231	
譲渡性預金利息		70,920		97,583	
コールマネー利息		19,409		28,866	
売現先利息		104,323		120,899	
債券貸借取引支払利息		27,205		16,310	
売渡手形利息		252			
借入金利息		159,952		169,852	
短期社債利息		758		1,045	
社債利息		76,574		72,711	
その他の支払利息		223,650		244,992	
役務取引等費用		125,048		128,197	
支払為替手数料		34,706		34,912	
その他の役務費用		90,342		93,284	
その他業務費用		100,525		156,008	
国債等債券売却損		54,512		37,699	
国債等債券償却		3,513		12,731	
社債発行費償却		577		1,489	
金融派生商品費用		39,120		23,374	
その他の業務費用		2,800		80,713	
営業経費		1,084,446		1,139,407	
その他経常費用		224,589		373,049	
貸出金償却		114,843		163,173	
株式等売却損		1,256		11,209	
株式等償却		34,570		152,846	
金銭の信託運用損		294			
その他の経常費用		73,624		45,820	
経常利益		834,549	22.85	567,287	14.89
特別利益		190,255	5.21	160,635	4.22
固定資産処分益		6,566		23,798	
貸倒引当金戻入益		90,556		60,979	
償却債権取立益		92,173		30,685	
その他の特別利益	1	958		45,172	
特別損失		66,764	1.83	40,868	1.07
固定資産処分損		13,943		11,705	
減損損失		12,291		5,294	
その他の特別損失	2	40,530		23,869	
税引前当期純利益		958,040	26.23	687,054	18.04
法人税、住民税及び事業税		15,184	0.41	23,917	0.63
還付法人税等				9,107	0.24
法人税等調整額		273,558	7.49	121,258	3.18
当期純利益		669,298	18.33	550,985	14.47

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					海外投資等 損失準備金	行員退職 手当基金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	1	2,432	718,196	494,209	1,404,884	5,169,447
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△451,913	△451,913	△451,913
当期純利益								669,298	669,298	669,298
海外投資等損失準備金取崩額					△1			1	—	—
土地再評価差額金取崩額								5,434	5,434	5,434
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	△1	—	—	222,819	222,818	222,818
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	—	2,432	718,196	717,029	1,627,703	5,392,266

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	1,190,391	—	245,742	1,436,133	6,605,581
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△451,913
当期純利益					669,298
海外投資等損失準備金取崩額					—
土地再評価差額金取崩額					5,434
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	245,138	△46,187	△5,434	193,516	193,516
事業年度中の変動額合計(百万円)	245,138	△46,187	△5,434	193,516	416,335
平成19年3月31日残高(百万円)	1,435,530	△46,187	240,307	1,629,650	7,021,917

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					行員退職 手当基金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	2,432	718,196	717,029	1,627,703	5,392,266
事業年度中の変動額									
新株の発行		5,700	5,700						5,700
剰余金の配当							△459,580	△459,580	△459,580
当期純利益							550,985	550,985	550,985
土地再評価差額金取崩額							8,974	8,974	8,974
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	5,700	5,700	—	—	—	100,379	100,379	106,079
平成20年3月31日残高(百万円)	996,973	2,773,290	2,773,290	190,044	2,432	718,196	817,408	1,728,082	5,498,345

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	1,435,530	△46,187	240,307	1,629,650	7,021,917
事業年度中の変動額					
新株の発行					5,700
剰余金の配当					△459,580
当期純利益					550,985
土地再評価差額金取崩額					8,974
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,146,452	127,301	△8,974	△1,028,124	△1,028,124
事業年度中の変動額合計(百万円)	△1,146,452	127,301	△8,974	△1,028,124	△922,045
平成20年3月31日残高(百万円)	289,078	81,114	231,333	601,526	6,099,871

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる貸借対照表及び損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。 なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 また、建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当事業年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。 これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,128百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。 なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間会計期間においては従来の方法によっており、当事業年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は1,858百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は1,619百万円、「社債」は同額、それぞれ減少しております。	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は549,999百万円であります。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は484,411百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左
	—————	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理	(5) 退職給付引当金 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左
	—————	(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額40,530百万円を偶発損失引当金として計上しております。</p> <p>なお、当事業年度より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他の負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前事業年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは21,444百万円、その他の負債に含めて表示していたものは2,291百万円であります。</p>	<p>(7) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
	<p>(8) 金融先物取引責任準備金</p> <p>金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	
		<p>(9) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
8 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は40,256百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は63,434百万円(同前)であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は39,189百万円(同前)であります。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)内部取引 同左</p>
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。	同左
11 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,068,104百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	
	<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>財務諸表等規則の改正、及び「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「行員退職手当基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上してございましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。なお、前事業年度末の「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上してございました「繰延ヘッジ損益」は、△194,082百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。なお、前事業年度末の「土地建物動産」に含まれる「建物」の金額は254,449百万円、「土地」の金額は605,612百万円、「その他有形固定資産」の金額は74,803百万円であります。</p> <p>「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。なお、前事業年度末の「保証金権利金」に含まれる権利金の金額は9,827百万円、保証金の金額は105,877百万円あります。</p> <p>「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。なお、前事業年度末の「その他の資産」に含まれる「ソフトウェア」の金額は214,021百万円あります。</p>	
	<p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示してございました「還付法人税等」は、金額の重要性が増したため、当事業年度から区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「還付法人税等」は2,611百万円あります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,334,844百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,459百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,224,938百万円、再貸付に供している有価証券は652,184百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,568,074百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,156,235百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は18,193百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は41,858百万円、延滞債権額は、599,885百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、16,126百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、458,234百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,453,899百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に307,050百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,215,700百万円、再貸付に供している有価証券は62,653百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,682,548百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は964,681百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は7,927百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,744百万円、延滞債権額は、530,283百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、12,911百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、333,400百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,116,105百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預け金</td> <td style="text-align: right;">1,257百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">574,335百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">788,942百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">570,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">787,579百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,257百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金235,615百万円、有価証券2,885,417百万円及び貸出金5,274,922百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は871,996百万円、有価証券は5,670,200百万円であり、対応する売現先勘定は3,179,360百万円、債券貸借取引受入担保金は3,168,141百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,776,417百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	1,257百万円	有価証券	574,335百万円	貸出金	788,942百万円	コールマネー	570,000百万円	借入金	787,579百万円	支払承諾	1,257百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は913,340百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預け金</td> <td style="text-align: right;">2,124百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">595,390百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">39,991百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">590,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">37,974百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">2,124百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金110,493百万円、買入金銭債権556,741百万円、有価証券2,527,352百万円及び貸出金6,039,434百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,715,700百万円であり、対応する売現先勘定は3,830,300百万円、債券貸借取引受入担保金は1,854,635百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,570,434百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	2,124百万円	有価証券	595,390百万円	貸出金	39,991百万円	コールマネー	590,000百万円	借入金	37,974百万円	支払承諾	2,124百万円
預け金	1,257百万円																								
有価証券	574,335百万円																								
貸出金	788,942百万円																								
コールマネー	570,000百万円																								
借入金	787,579百万円																								
支払承諾	1,257百万円																								
預け金	2,124百万円																								
有価証券	595,390百万円																								
貸出金	39,991百万円																								
コールマネー	590,000百万円																								
借入金	37,974百万円																								
支払承諾	2,124百万円																								

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>
<p>6,468百万円</p>	<p>682,188百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 692,179百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 682,188百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,697百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 83,778百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,696,782百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,634,787百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債には、劣後特約付社債1,269,944百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債1,241,208百万円が含まれております。</p>
<p>※14 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,453,551百万円であります。</p>	<p>※14 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,034,550百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>※2 その他の特別損失は、システム統合に係る偶発損失引当金繰入額40,530百万円であります。</p>	<p>※1 その他の特別利益には、子会社に係る投資損失引当金戻入益18,787百万円及び子会社株式売却益18,820百万円が含まれております。 ※2 その他の特別損失は、過年度損益修正損（平成18年1月1日付での株式会社U F J銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去）であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
第一回第三種 優先株式	—	9,300	—	9,300	注1
第一回第四種 優先株式	—	79,700	—	79,700	注2
第一回第五種 優先株式	—	150,000	—	150,000	注3
合計	—	239,000	—	239,000	

注1 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。

注2 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。

注3 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種 優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種 優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">159,661百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">131,347百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">291,008百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">81,886百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">57,782百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">139,669百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">77,774百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">73,564百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">151,339百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">42,720百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">111,065百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">153,786百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		その他の有形固定資産	159,661百万円	ソフトウェア	131,347百万円	合計	291,008百万円	減価償却累計額相当額		その他の有形固定資産	81,886百万円	ソフトウェア	57,782百万円	合計	139,669百万円	年度末残高相当額		その他の有形固定資産	77,774百万円	ソフトウェア	73,564百万円	合計	151,339百万円	1年内	42,720百万円	1年超	111,065百万円	合計	153,786百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">127,714百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">132,247百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">259,962百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">66,272百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">75,750百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">142,023百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">61,441百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">56,496百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">117,938百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">38,853百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">81,306百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">120,159百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		その他の有形固定資産	127,714百万円	ソフトウェア	132,247百万円	合計	259,962百万円	減価償却累計額相当額		その他の有形固定資産	66,272百万円	ソフトウェア	75,750百万円	合計	142,023百万円	年度末残高相当額		その他の有形固定資産	61,441百万円	ソフトウェア	56,496百万円	合計	117,938百万円	1年内	38,853百万円	1年超	81,306百万円	合計	120,159百万円
取得価額相当額																																																													
その他の有形固定資産	159,661百万円																																																												
ソフトウェア	131,347百万円																																																												
合計	291,008百万円																																																												
減価償却累計額相当額																																																													
その他の有形固定資産	81,886百万円																																																												
ソフトウェア	57,782百万円																																																												
合計	139,669百万円																																																												
年度末残高相当額																																																													
その他の有形固定資産	77,774百万円																																																												
ソフトウェア	73,564百万円																																																												
合計	151,339百万円																																																												
1年内	42,720百万円																																																												
1年超	111,065百万円																																																												
合計	153,786百万円																																																												
取得価額相当額																																																													
その他の有形固定資産	127,714百万円																																																												
ソフトウェア	132,247百万円																																																												
合計	259,962百万円																																																												
減価償却累計額相当額																																																													
その他の有形固定資産	66,272百万円																																																												
ソフトウェア	75,750百万円																																																												
合計	142,023百万円																																																												
年度末残高相当額																																																													
その他の有形固定資産	61,441百万円																																																												
ソフトウェア	56,496百万円																																																												
合計	117,938百万円																																																												
1年内	38,853百万円																																																												
1年超	81,306百万円																																																												
合計	120,159百万円																																																												

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">48,506百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">47,344百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,419百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">22,626百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">70,966百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>93,593百万円</u></td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>63百万円</u></td> </tr> </table> 	支払リース料	48,506百万円	減価償却費相当額	47,344百万円	支払利息相当額	1,419百万円	1年内	22,626百万円	1年超	70,966百万円	<u>合計</u>	<u>93,593百万円</u>	1年内	33百万円	1年超	29百万円	<u>合計</u>	<u>63百万円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">45,037百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">43,714百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,180百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">20,411百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">54,368百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>74,779百万円</u></td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>29百万円</u></td> </tr> </table> 	支払リース料	45,037百万円	減価償却費相当額	43,714百万円	支払利息相当額	1,180百万円	1年内	20,411百万円	1年超	54,368百万円	<u>合計</u>	<u>74,779百万円</u>	1年内	29百万円	1年超	0百万円	<u>合計</u>	<u>29百万円</u>
支払リース料	48,506百万円																																				
減価償却費相当額	47,344百万円																																				
支払利息相当額	1,419百万円																																				
1年内	22,626百万円																																				
1年超	70,966百万円																																				
<u>合計</u>	<u>93,593百万円</u>																																				
1年内	33百万円																																				
1年超	29百万円																																				
<u>合計</u>	<u>63百万円</u>																																				
支払リース料	45,037百万円																																				
減価償却費相当額	43,714百万円																																				
支払利息相当額	1,180百万円																																				
1年内	20,411百万円																																				
1年超	54,368百万円																																				
<u>合計</u>	<u>74,779百万円</u>																																				
1年内	29百万円																																				
1年超	0百万円																																				
<u>合計</u>	<u>29百万円</u>																																				

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	456,288	1,021,615	565,327
関連会社株式	45,260	102,505	57,245
合計	501,548	1,124,121	622,572

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

当事業年度(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	515,809	755,849	240,040
関連会社株式	48,659	39,516	9,143
合計	564,468	795,365	230,897

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金及び貸出金償却</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">429,545</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">219,278</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">89,618</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">905,150</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">451,141</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,094,733</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">605,551</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,489,181</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">996,832</td> </tr> <tr> <td>合併時有価証券時価引継</td> <td style="text-align: right;">213,362</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">83,986</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,294,181</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">194,999</td> </tr> </table> <p>評価性引当額には子会社・関連会社株式の評価損に係るものが含まれております。</p>	繰延税金資産	百万円	貸倒引当金及び貸出金償却		損金算入限度超過額	429,545	有価証券評価損	219,278	退職給付引当金	89,618	税務上の繰越欠損金	905,150	その他	451,141	繰延税金資産小計	2,094,733	評価性引当額	605,551	繰延税金資産合計	1,489,181	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	996,832	合併時有価証券時価引継	213,362	その他	83,986	繰延税金負債合計	1,294,181	繰延税金資産の純額	194,999	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">672,173</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金及び貸出金償却</td> <td style="text-align: right;">365,435</td> </tr> <tr> <td>損金算入限度超過額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">233,854</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">77,551</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">503,474</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,852,488</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">543,773</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,308,714</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">333,691</td> </tr> <tr> <td>合併時有価証券時価引継</td> <td style="text-align: right;">128,740</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託設定益</td> <td style="text-align: right;">66,789</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">85,864</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">615,085</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">693,629</td> </tr> </table> <p>評価性引当額には子会社・関連会社株式の評価損に係るものが含まれております。</p>	繰延税金資産	百万円	税務上の繰越欠損金	672,173	貸倒引当金及び貸出金償却	365,435	損金算入限度超過額		有価証券評価損	233,854	退職給付引当金	77,551	その他	503,474	繰延税金資産小計	1,852,488	評価性引当額	543,773	繰延税金資産合計	1,308,714	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	333,691	合併時有価証券時価引継	128,740	退職給付信託設定益	66,789	その他	85,864	繰延税金負債合計	615,085	繰延税金資産の純額	693,629
繰延税金資産	百万円																																																																		
貸倒引当金及び貸出金償却																																																																			
損金算入限度超過額	429,545																																																																		
有価証券評価損	219,278																																																																		
退職給付引当金	89,618																																																																		
税務上の繰越欠損金	905,150																																																																		
その他	451,141																																																																		
繰延税金資産小計	2,094,733																																																																		
評価性引当額	605,551																																																																		
繰延税金資産合計	1,489,181																																																																		
繰延税金負債																																																																			
その他有価証券評価差額金	996,832																																																																		
合併時有価証券時価引継	213,362																																																																		
その他	83,986																																																																		
繰延税金負債合計	1,294,181																																																																		
繰延税金資産の純額	194,999																																																																		
繰延税金資産	百万円																																																																		
税務上の繰越欠損金	672,173																																																																		
貸倒引当金及び貸出金償却	365,435																																																																		
損金算入限度超過額																																																																			
有価証券評価損	233,854																																																																		
退職給付引当金	77,551																																																																		
その他	503,474																																																																		
繰延税金資産小計	1,852,488																																																																		
評価性引当額	543,773																																																																		
繰延税金資産合計	1,308,714																																																																		
繰延税金負債																																																																			
その他有価証券評価差額金	333,691																																																																		
合併時有価証券時価引継	128,740																																																																		
退職給付信託設定益	66,789																																																																		
その他	85,864																																																																		
繰延税金負債合計	615,085																																																																		
繰延税金資産の純額	693,629																																																																		
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.57%</td> </tr> <tr> <td>スケジュールリング不能な一時差異</td> <td style="text-align: right;">8.09%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.22%</td> </tr> <tr> <td>外国税額</td> <td style="text-align: right;">0.85%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.98%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right;">30.13%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.57%	スケジュールリング不能な一時差異	8.09%	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	1.22%	外国税額	0.85%	その他	1.98%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	30.13%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.57%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">19.96%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.62%</td> </tr> <tr> <td>外国税額</td> <td style="text-align: right;">1.01%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.20%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right;">19.80%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.57%	評価性引当額の増減	19.96%	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	1.62%	外国税額	1.01%	その他	0.20%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	19.80%																																										
法定実効税率 (調整)	40.57%																																																																		
スケジュールリング不能な一時差異	8.09%																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	1.22%																																																																		
外国税額	0.85%																																																																		
その他	1.98%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	30.13%																																																																		
法定実効税率 (調整)	40.57%																																																																		
評価性引当額の増減	19.96%																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	1.62%																																																																		
外国税額	1.01%																																																																		
その他	0.20%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	19.80%																																																																		

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	654円67銭	1株当たり純資産額	564円23銭
1株当たり当期純利益	66円2銭	1株当たり当期純利益	53円9銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	64円46銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	52円95銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	669,298	550,985
普通株主に帰属しない金額	百万円	6,281	6,362
うち優先配当額	百万円	6,281	6,362
普通株式に係る当期純利益	百万円	663,016	544,623
普通株式の期中平均株式数	千株	10,041,799	10,257,961
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	281	281
うち優先配当額	百万円	281	281
普通株式増加数	千株	247,517	31,355
うち優先株式	千株	247,517	31,355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式等の概要		第一回第二種優先株式(発行済株式数100,000千株)	第一回第二種優先株式(発行済株式数100,000千株) 第一回第六種優先株式(発行済株式数1,000千株)

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	7,021,917	6,099,871
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	306,240	312,021
うち優先株式	百万円	303,100	308,800
うち優先配当額	百万円	3,140	3,221
普通株式に係る年度末の 純資産額	百万円	6,715,676	5,787,850
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 年度末の普通株式数	千株	10,257,961	10,257,961

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	当行は、平成20年4月28日開催の取締役会において、当行の連結子会社である Tokai Preferred Capital Company L. L. C. の発行した優先証券 1,000百万米ドルが平成20年6月30日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入 1,125百万米ドルを平成20年6月30日付で返済することについて決議いたしました。

【附属明細表】

当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	696,590	452,390	32,599	244,200
土地	—	—	—	613,654	—	—	613,654
建設仮勘定	—	—	—	3,880	—	—	3,880
その他の有形固定資産	—	—	—	328,047	229,797	31,022	98,249
有形固定資産計	—	—	—	1,642,172	682,188	63,621	959,984
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	493,880	311,218	71,456	182,661
その他の無形固定資産	—	—	—	173,790	86	11	173,704
無形固定資産計	—	—	—	667,671	311,305	71,468	356,365

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	(6,541) 764,515	652,479	53,751	722,646	640,596
一般貸倒引当金	(5,513) 520,794	481,398	—	531,981	470,211
個別貸倒引当金	(1,027) 243,649	171,023	53,751	190,593	170,328
うち非居住者 向け債権分	(1,027) 8,321	4,900	95	8,530	4,596
特定海外債権引当 勘定	71	56	—	71	56
投資損失引当金	(4) 132,121	85,784	31,150	100,979	85,776
賞与引当金	15,951	16,969	15,951	—	16,969
役員賞与引当金	—	140	—	—	140
ポイント引当金	—	403	—	—	403
偶発損失引当金	(17) 81,933	75,514	3,888	78,045	75,514
金融先物取引 責任準備金	31	—	—	31	—
金融商品取引 責任準備金	—	31	—	—	31
計	(6,563) 994,553	831,324	104,740	901,703	819,433

(注) 1 ()内は為替換算差額であります。

2 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額及び下記(注3)

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額及び下記(注3)

うち非居住者向け債権分・・・洗替による取崩額及び下記(注3)

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

投資損失引当金・・・洗替による取崩額及び下記(注3)

偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

金融先物取引責任準備金・・・金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当期から金融商品取引責任準備金として計上しております。

3 当期減少額(その他)には、当行が設立したBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(China), Ltd.への事業譲渡に伴う移転額を含んでおります。なお、同社へ移転した額は、一般貸倒引当金が10,231百万円、個別貸倒引当金が304百万円(全額非居住者向け債権分)、投資損失引当金が4百万円であります。

4 当期増加額には、三菱UFJ信託銀行株式会社の貸出事業等の一部を吸収分割により承継したことに伴う増加額を含んでおります。なお、同社から継承した額は、一般貸倒引当金が956百万円、個別貸倒引当金が391百万円、投資損失引当金が3百万円であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	9,019	10,568	9,019	—	10,568
未払法人税等	6,062	7,878	6,062	—	7,878
未払事業税	2,957	2,690	2,957	—	2,690

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成20年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金 1,735,358百万円、他の銀行への預け金 6,137,889百万円であります。
その他の証券 未収収益	外国証券 7,459,095百万円その他であります。 貸出金利息 124,424百万円、有価証券利息配当金 102,848百万円、預け金利息 22,318百万円その他であります。
その他の資産	金融安定化拠出基金等への拠出金 277,811百万円、前払年金費用 284,765百万円、保証金・敷金 94,934百万円、その他差入担保金 215,245百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金 3,965,318百万円、別段預金 1,452,054百万円、非居住者円預金 452,706百万円その他であります。
未払費用	預金利息 112,894百万円、営業経費 44,568百万円、借入金利息 28,438百万円その他であります。
その他の負債	未払金 140,420百万円、未払債券元金 119,798百万円、その他受入担保金 117,499百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	
株券の種類	当行は株券を発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 当行総務部
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 当行総務部
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、上場会社でないため法第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| (1) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成19年4月10日 | 関東財務局長に提出 |
| 平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | | |
| (2) 臨時報告書 | 平成19年5月23日 | 関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | | |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年5月28日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第6期) (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
平成14年6月27日提出の第6期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | | |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年5月28日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第7期) (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
平成15年6月27日提出の第7期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | | |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年5月28日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第8期) (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
平成16年6月29日提出の第8期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | | |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年5月28日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第9期) (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
平成17年6月29日提出の第9期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | | |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年5月28日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第1期) (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
平成18年6月29日提出の第1期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | | |
| (8) 有価証券報告書及びその添付書類 | 平成19年6月28日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第2期) (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | | |
| (9) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成19年7月24日 | 関東財務局長に提出 |
| 平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | | |
| (10) 臨時報告書 | 平成19年8月29日 | 関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(会社分割に伴う新株式発行の決議)に基づく臨時報告書であります。 | | |
| (11) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年9月27日 | 関東財務局長に提出 |
| 事業年度(第1期) (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
平成18年6月29日提出の第1期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | | |
| (12) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成19年10月11日 | 関東財務局長に提出 |
| 平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | | |

- (13) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成19年11月8日 関東財務局長に提出
平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。
- (14) 臨時報告書 平成19年12月13日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (15) 半期報告書及びその添付書類 平成19年12月27日 関東財務局長に提出
(第3期中) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
- (16) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成20年1月11日 関東財務局長に提出
平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。
- (17) 臨時報告書 平成20年1月17日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (18) 有価証券届出書及びその添付書類 平成20年2月1日 関東財務局長に提出
- (19) 有価証券届出書の訂正届出書 平成20年2月5日 関東財務局長に提出
平成20年2月1日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (20) 有価証券届出書の訂正届出書 平成20年2月7日 関東財務局長に提出
平成20年2月1日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (21) 発行登録書及びその添付書類 平成20年2月13日 関東財務局長に提出
- (22) 臨時報告書 平成20年3月5日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (23) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成20年4月9日 関東財務局長に提出
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。
- (24) 有価証券報告書の訂正報告書 平成20年6月23日 関東財務局長に提出
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (25) 半期報告書の訂正報告書 平成20年6月23日 関東財務局長に提出
事業年度(第3期中) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
平成19年12月27日提出の第3期中半期報告書の訂正報告書であります。
- (26) 訂正発行登録書 平成19年5月1日 関東財務局長に提出
平成19年5月23日
平成19年5月28日
平成19年6月28日
平成19年8月29日
平成19年10月1日
平成19年12月13日
平成19年12月27日
平成20年1月17日
平成20年3月5日
平成20年6月23日
平成20年6月23日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月27日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田	洋	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	萩	茂 生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生	裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹	新	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月27日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田	洋	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	萩	茂 生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生	裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹	新	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

